

平成24年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 6 月 4 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 9 号

提案～審議

第 7 議案第 6 号

討論～採決

第 8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（１０名）

1 番	百 瀬 輝 和	6 番	丸 山 豊
2 番	久保村 義 輝	7 番	山 口 守 夫
3 番	山 崎 文 直	8 番	都 志 今朝一
4 番	小 坂 泰 夫	9 番	唐 澤 由 江
5 番	加 藤 泰 久	10 番	原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長	唐 木 一 直	子育て支援課長	有 賀 由起子
副 村 長	加 藤 久 樹	産 業 課 長	原 茂 樹
教 育 長	征 矢 鑑	建設水道課長	藤 田 貞 文
総 務 課 長	松 澤 伸 夫	教 育 次 長	田 中 聡
会 計 管 理 者	中 尾 由美子	代表監査委員	有 賀 松 雄
財 務 課 長	山 崎 久 雄	教育委員長	清 水 篤 彦
住民福祉課長	清 水 麻 男		

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	堀 正 弘
議 会 事 務 局 次 長	松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成24年6月 4日

午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。ようやく平年並みの季節となりました。これから梅雨期に入ると水害等心配される季節となりました。6月定例会も十分な審議をお願いし、ただいまから平成24年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、ここで村長のあいさつをお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成24年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

ことしの春は4月早々に春のあらしに見舞われ、本村でも庭木の倒木や農業用ビニルハウスが飛ばされるなど数十件の被害を確認しております。また、天候不順が続き桜の開花時期が例年より1週間程度おくれるなど肌寒い日が続き、農業への影響も心配をしたところではありますが無事に田植えも終わったところでもあります。躍動する大地を実感した昨今であります。ことしも災害がなく、実りの秋を迎えられることを願っております。

さて、昨年3月に発生しました東日本大震災から1年3カ月余りが経過をしております。この大震災では、被災者の救済を初め復興支援、地域経済の停滞の解消など長期にわたり継続した支援が重要だと感じたところでもあります。このため昨年の7月の臨時議会で、大槌町社会福祉協議会への臨時職員の人件費分を御承認いただき、8月から南箕輪村社会福祉協議会を経由いたしまして支援をさせていただいているところでもあります。先の議会全員協議会の折にも報告をさせていただきましたが、私も5月1日から2日にかけて岩手県大槌町並びに大槌町社会福祉協議会へ出向き、災害の復興状況を肌で感じてきたところでもあります。

現地の状況ではありますが、瓦れきの撤去作業は一段落し、現在は海岸周辺のごみ撤去等が中心となっております。積み上げられた瓦れきにつきましては新たなまちづくりのための造成用など再利用も考えながら検討しており、また、静岡県では瓦れきの受け入れもしていただき大変感謝をしておりました。

一方では、原発事故の風評被害も強く感じているとのことでありました。全体的にはまだまだ復興は進んでいるとは思えず、特に津波被害に遭った沿岸部は、瓦れきはある程度撤去されておりましたが住宅も建てられず、また働く場所もほとんど見受けられず、経済的にも大変厳しい状況が感じとられ、まだまだ時間がかかるものと実感をしたところでもあります。現在でも全国の自治体から職員が派遣されており、遠くは沖縄県や鹿児島県からあわせて42名の職員が復興に向けて従事しております。今一番必要なことはとお聞きしたところ人的支援のことでありました。本村でも人的に余裕があれば長期派遣も行いたいところでありま

すが、人的支援は無理といたしましても、他の方法を模索する中で支援は継続してまいりたいと考えております。また同時に、改めまして人と人とのきずなの重要性を感じたところでもあり、本村に置きかえてみますと自主防災組織の必要性、改めて認識をしたところでもあります。

その点も含めまして今月号の広報紙では、平成18年度に発生しました梅雨前線による豪雨災害をそれぞれの立場で感じた御意見を掲載させていただきました。身近で起きた災害を風化させないよう再認識し、いつ起こるかかわからない地震や災害に対して一人一人が防災への取り組みと理解をお願いするものであります。

続きまして、景気の動向であります。景気は依然として厳しい状況にあるものの復興需要を背景として緩やかに回復しつつあるとしており、先行きにつきましては復興需要等を背景に景気回復の動きが確かなものとなることが期待をされておりますが、ヨーロッパの債務危機に伴う日本への影響、また電力供給の制約や原油高の影響、さらにはデフレ等の影響等にも注意が必要であるとしております。また、地元の金融機関が公表をしております伊那谷経済動向でも、ことしの1月から3月までは円高の影響や海外経済の減速などにより足踏み状態とし、また4月から6月までの見通しにつきましてもマイナス幅が拡大し低調感を強める予想をしております。いずれにいたしましても、国内外の状況を把握しながら特に村内の状況を踏まえ対応をしてまいります。

さて、5月31日をもちまして平成23年度の企業会計を除く一般会計、他会計が出納閉鎖となりました。先に申し上げましたとおり平成23年度は大震災で先行きが不透明という大変厳しい年度ではありましたが、現在平成23年度の決算状況につきましても取りまとめをしております。

概算ではあります。収入面では昨年度より約6億1,100万円の増の約61億1,600万円、また歳出面では約6億7,500万円増の約56億3,600万円を見込んでおります。このため一般財源ベースで約4億8,000万円の繰り越し財源となりました。しかし本年度の当初予算で繰り越し財源といたしまして1億400万円余、また繰越明許費といたしまして7,900万円余も含まれておりますので、実際的には約3億円程度が本年度執行できる一般財源と見込んでおるところであります。

また、決算の概要であります。税収関係では昨年度に引き続き20億円を超え約20億3,600万円、昨年度より約2,500万円の増となりました。その主な要因につきましては、個人住民税が約1,100万円の増となり、中でも給与所得の増が際立っております。また、村たばこ税につきましても税率の改正により約1,900万円の増となったところであります。その他の税につきましても、若干の増減はありますがほぼ例年並みとなっております。

一方、歳出面であります。主な事業といたしまして中部保育園及び南部保育園で太陽光発電が整備終了し、全保育園及び小中学校での太陽光発電整備が完了することができました。今後は財政状況を見ながら市内の自家発電装置の導入に合わせて整備をしてまいりたいと考えております。また、10月から開園しますたけのこ園も完成し、あわせて子育て支援課もスタートをしておりますので、子育て教育の充実が図られるものと考えております。

次に、生活面では買い物難民など交通弱者対策といたしまして巡回バスの2台体制や住宅リフォーム事業の急増など地域に密着した事業を実施してきました。中でも住宅リフォーム事業につきましては、申請件数が98件で総事業費では1億1,059万8,000円となり、地元経済

の下支えとして一定の役割を果たしたのではないかと考えております。

繰り越し財源につきましては、今後の地方交付税の算定数値を見きわめながら有効活用をしてまいります。今後南原住宅団地の焼却灰関連事業、伊那消防署の建てかえなど大型事業も続きますので財政調整基金への積み増しも考えていかなければならないと思っております。

平成24年度がスタートをし2カ月余りが経過をいたしました。今のところほぼ順調なスタートとなっておりますが、昨年末から交通死亡事故が3件と相次ぎ、また4月には火災も発生しており改めて気を引き締めて安心、安全な村づくりに努めていかなければならないと誓ったところであります。

また、平成23年度の人口動態であります。出生数から死亡数を差し引いた自然増減は47名の増となりました。また転入数から転出数を差し引いた社会増減では154名の増となり、これに外国人の増減をあわせた総人口は、前年度比で203名の増の1万4,820人となったところであります。中でも出生者数は165名となりました。最近10年間の平均が148名となっておりますので依然として増加傾向にあると判断をしております。人口1万5,000人も目前に迫ってきております。日本全体がまた上伊那地域全体が人口減少している中で、増加傾向にあるうちに持続可能な村づくりを目指して取り組んでいかなければならないと感じておるところでもあります。

このため人口増加の原因を分析する資料の一つといたしまして、窓口にお見えになる転入者に対しましてアンケートを実施することとしております。また、第5次基本構想、基本計画の策定の折にはその点も踏まえまして検討をしております。

次に、今年度の重点事業及び施策でございますが、初めに昨年度から取り組んでおりました新たなコミュニティ組織づくりにつきましては、今年度は組未加入世帯を対象といたしまして5月14日から20日まで説明会を開催いたしました。しかし、残念ながら出席者は15名と非常に少なく、今後は未加入世帯を対象といたしましてアンケートを実施していく予定であります。このアンケート結果を参考にしながら今後の方針を検討してまいりたいと考えております。ただ、この問題は前から申し上げておりますが大変難しい問題でありますので、少しでも前進するよう時間をかけて取り組んでいく予定でありますので御理解もお願いいたします。

次に、昨年10月から交通弱者の移動手段の充実を図るため巡回バスを2台体制としておりますが、当初は1日当たりの平均利用者数は52人でございましたが、ことしの3月には65人と徐々にではありますがふえてきております。新たな交通体系も住民に浸透し始めているものと理解をしているところであります。きょうの新聞にも交通弱者の記事が載っております。全国的には大変大きな問題になりつつあり、またなっておるというこんな状況であります。

この半年間を総括する中で、さらに利便性を高めるために4月25日には地域公共交通会議を開催し、バス停の新設、定期券の拡充、また小学生等が夏休みとなります7月28日から8月19日にかけて土日の試行運転を実施していくことといたしました。今後もこれらの状況を踏まえながら利用しやすい巡回バスとしていきたいと考えております。

防災、災害関係であります。昨年度からの繰り越し事業で実施をしてまいりました南原区の消防屯所が完成し、また今年度につきましては北殿区の消防屯所の建設を計画しており

ます。今後も久保区、南殿区、大泉区の消防屯所の改築も想定をしているところでありますが、これらの消防屯所の改築が終了すれば一巡するものと見込んでおります。また、伊那消防署の建設候補地も決まりましたので消防の広域化も含め加速していくものと考えております。

防災面では地域防災計画の見直しを実施しておりますので、原子力災害対策編を含めまして7月ごろには県に報告できる見通しであり、県の確認が終了次第村の防災会議も開催をし御承認をいただく計画となっております。

総務省が定める地方財政計画では、東日本大震災の復旧、復興事業及び緊急防災減災事業などにつきまして、従来の通常分とは別枠で東日本大震災分として整理し所要の事業費及び財源を確保しております。震災の復興が優先すべきでありますので、厳しい財政運営になるものと覚悟しておりましたが、若干安心をしたところであります。なお、通常分の地方交付税につきましては、地方主権改革に沿った財源を確保するため、前年度に比べて811億円ほど増額となっております。7月になれば村の今年度の交付税を算定しますので、9月議会の折にまた報告をさせていただきたいと思っております。

今年度は特に健康で元気な村づくりを重点に置いております。ここ数年検討してまいりました介護予防事業として、今年度から高齢者の方を対象といたしました介護予防教室げんきあつぷクラブを全地区で創設し、5月7日に大芝地区からスタートをいたしました。このクラブには村全体で408名の申込者があり、この教室から高齢者の健康の輪を広げ健診の受診率の向上にも期待をしておるところであります。

また、今年度からは新たな取り組みとして65歳、70歳、75歳になられる方を対象に毎月介護保険制度、国保制度、後期高齢者制度の説明会を開催し、制度への理解と健康に関する研修会を開催するよう計画をいたしました。初回の4月は3保険制度の対象者44名のうち出席者は13名でありましたが、毎月1回の開催を予定しておりますので徐々に参加者数をふやしながら日ごろから健康に対する意識を高めていただくよう努めていきたいと考えておるところであります。

また、4月下旬から各種がん検診を、5月下旬から特定健診が始まりました。特定健診につきましては、今年度から自己負担分を半分の1,000円に引き下げ、また各種がん検診など節目健診の段階をふやし、住民の方が1人でも多く受診していただけるよう計画をしております。健康に対する施策は長い年月を経て効果があらわれると言われておりますので息の長い取り組みを続けてまいります。

続きまして、4月に再生エネルギーの買い取り価格の原案が決定となりました。特に太陽光発電におきましては、電力1キロワット当たり42円で電力会社が買い取るというものであります。買い取り期間は10年でありますので今後も太陽光システムの設置件数が増加し村の補助金の要望も増すものと予想をしております。また、中部電力管内でも5%の節電となっており、村行政関係も含め節電に努めるとともに住民への周知にも努めてまいります。

続きまして、今年度の目玉事業の一つの子育て支援についてであります。御承知のとおり子育ての充実と体制強化を図るため、ことしの4月に子育て支援課を設置したところであります。中でも療育施設たけのこ園は児童発達支援の拠点施設として位置づけ、10月に開園するため近隣市町村の類似施設に職員を派遣し研修を受けるなど準備をしている段階であります。また同時に、保育園の保育士におきましても何回か研修会の機会を設け発達に支援が必

要な園児の理解と技術習得を重ねております。

保育園の入園状況でございます。先の議会の折に定員数の条例改正を行い、全体で610名としたところでございますが、入園園児数につきましては、本年度中に約620人を見込んでおります。中でも未満児の入園希望者が増加をしている状況であります。このため南部保育園の給食室の増築と調理員専用トイレの改修、また中部保育園、南部保育園の駐車場を整備する予定であります。安心して子育てができるようまた今後とも努めてまいります。

続きまして、大芝関連でございますが、大芝荘、大芝の湯とともにろ過機の更新を実施しております。このため大芝荘につきましては5月14日から18日まで、また大芝の湯につきましては5月31日から6月17日までの間休業をしております。

松くい虫の被害状況等であります。大幅な拡大にはなっておりませんがさらなる北上が心配をされておるところであります。森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更が4月26日付で県報に登載され、大芝公園のみんなの森と殿村八幡宮の社叢の範囲が新たに高度広域機能森林に指定され、樹幹注入の国庫補助対象区域となりました。補助の獲得に向けて努力をしていきたいと思っております。指定をされたということは大変ありがたいというふうに思っておるところであります。

続きまして、主な道路整備状況について申し上げます。

初めに、広域農道であります。現在北原から大泉までの区間、舗装の打ちかえ工事を施工しております。また、年度内には引き続き大泉から伊那市境までの区間を施工する予定になっておりますので、大芝高原前の道路状況も改善されるものと期待をしておるところであります。

次に、県道吹上北殿線の道路改良であります。平成23年度に用地買収契約が完了をいたしました。今年度から未改良部分の北殿公民館東から工事を着手する予定となっておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

続きまして、農業集落排水事業の統廃合でございます。ことしの3月12日に都市計画法及び下水道法の事業計画の変更が認可され、接続及び管渠布設工事を大泉、南殿地区内の5カ所で実施する計画であります。工区は3工区に分け6月から順次工区ごとに分け発注をしていく予定であります。農業集落排水いずみ苑の後利用につきましては、防災拠点施設といたしまして防災備蓄倉庫、防火水槽等に、また郷土資料館保管庫として利活用をしていく予定であります。

続きまして、南箕輪中学校の伝統行事であります経ヶ岳競歩大会がことしで60周年を迎えました。多くの先人達が仲間同士で励まし合いながらゴールを目指してきた大会であり、今後も末永く続いていくことを期待するものであります。長年この競歩大会を支援していただきました歴代のPTAの役員の皆様、そして先生方に感謝と敬意を申し上げます。記念事業は5月17日に開催されました。また、競歩大会は5月30日に実施されましたが晴天の中盛大に実施することができ、生徒たちもよい思い出になったものと思っております。

また、小学校では大地震の警戒宣言発令や大型台風接近などにより児童だけでまた集団下校ができない事態を想定した児童の引き渡しの訓練を南箕輪小学校では5月2日に、南部小学校では5月9日に実施をしております。初めての訓練でありましたが保護者との連携もスムーズに実施できたものと理解をしております。

先ほども本村の人口増加につきまして申し上げましたが、ことし南箕輪小学校に入学をい

たしました児童数は上伊那地域の小学校の中でトップの130名となりました。近年では出生者数も年間で160名を超えておりますのでさらに増加傾向にあるものと判断をしているところであります。この状況を見ながら保育園、小中学校の増築も見きわめていかなければならないと考えておるところであります。

6月議会が終了すれば本格的な夏になってまいります。ことしの大芝高原まつりは8月25日の開催となります。昨年は東日本大震災の影響もありましたので一部開催を自粛させていただいたところもありますが、今年度は村全体が元気にしていけるようなイベントになればと思っております。また、このお祭りに合わせましてふるさと応援団としてのふるさと大使4名、初めてであります但馬もさせていただきます。できる範囲で協力お願いしてまいります。

また、これから梅雨の時期に入っております。平成18年の梅雨前線の影響による豪雨災害、また平成22年度には天竜橋が沈下する災害が発生をいたしました。ことしは全国各地で竜巻などの異常気象が続いておりますので、大変心配しているところではありますが、集中豪雨による災害がないよう願っておりますと同時に、万全な体制をとりながら対応をしてまいります。今後も村の活性化、村の発展のために努力をしてまいりますので、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提案をいたします議案は9件であります。報告が6件、また人権擁護委員の推薦につきましても御意見をいただきたいと思います。全議案、原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番、丸山豊議員、7番、山口守夫議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成24年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案9件であります。請願・陳情は、請願3件、陳情2件が提出されております。

会期は、本日6月4日から6月15日までの12日間とし、この間で5日から12日までを休会といたします。なお、議案審議の関係で議案第6号を即決とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月15日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年2月分から平成24年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。これを許可します。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告をいたします。

報告第2号及び第3号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに財団法人南箕輪村開発公社の平成23年度決算がそれぞれ認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。なお財団法人南箕輪村開発公社につきましては、4月1日から一般財団法人に移行いたしましたので、その経営状況として報告をさせていただきます。

報告第4号は、平成23年度南箕輪村一般会計の繰越明許費の繰越計算書であります。別紙14事業にかかわる繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり調節いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第5号は、平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計の繰越明許費の繰越計算書であります。別紙1事業にかかわる繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第6号は、平成23年度南箕輪村水道事業会計の繰越明許費の繰越計算書であります。別紙1事業にかかわる繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方公営企業法第26条の第3項の規定により報告いたします。

細部につきましては、それぞれ報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

議 長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願3件、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村税条例の一部改正であり、特例条項の期間延長等が主な改正点であります。この条例のもととなります地方税法の一部を改正する政令が平成24年3月31日に公布され、施行日が平成24年4月1日でありますので、地方自治法第179条第1項の規定により南箕輪村税条例の一部を改正する条例を、平成24年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御承

認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 続いて、細部説明を求めます。山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、細部説明をさせていただきます。本文ではなくて新旧対照表を見ていただきたいと思いますので、7ページからになりますのでよろしくお願いいたします。

最初に、7ページの村民税の申告であります。第36条の2であります。一部の改正であります。公的年金の受給者につきましては今まで村民税の申告をすることでしか寡婦控除を、これを受けられませんでした。平成26年より日本年金機構に提出する扶養親族等の申告書に寡婦控除の欄が追加されたということでもあります。したがって、寡婦控除のためだけの申告書の提出が不要となりましたので、ここの改正前のところのアンダーラインの部分、寡婦控除額という部分がありますがこの部分を削除するというものであります。

それから8ページになりますが附則であります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の既定の適用を受けようとするものがすべき申告ということで、附則第10条の2第7項及び第8項であります。このところにつきましては、地方税法の改正による対応条文の改正ということになります。

それから9ページであります。土地に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義ということでもあります。第11条であります。用語の定義の期間延長のための年度変更と、地方税法の改正による対応条文の改正というものであります。

それから9ページ、10ページにかかりますが、平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例ということで第11条の2であります。土地の評価がえにつきましては本来は3年に一度ということになっておりますが、特例として下落している土地に関しては毎年下落修正を行うという特例を設けております。この特例を継続するための期間延長のための年度の変更ということでもあります。なお平成24年が抜けておりますが、この平成24年度については評価がえの年度のために飛んでいるということになります。

それから10ページになります。宅地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例ということで第12条であります。宅地、商業地に対しての固定資産税課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化を図るために調整措置が講ぜられているということでもあります。これらの特例を継続するための期間延長のための年度の変更ということになります。これが続いて13ページまでの4項、5項までがその内容であります。

それから13ページの下の方にありますが、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に関して課する固定資産税の特例ということで第12条の2であります。地方税法附則第18条の3であります。これについては用途が変更された宅地等については相当の過去にさかのぼって税負担の調整措置を適用しなければ課税標準額が求められないという仕組みになっております。しかし、宅地等の均衡を図り簡易に算出できる方法を選択できるという特例があります。この18条の3の規定を適用しないことをいわゆる簡易に算出できる方法を選択するというものであります。それを継続するというものの期間延長のための年度の変更ということになります。

それから14ページになります。一番上ですが、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度の固定資産税の特例ということで第13条になりますが、今年度の課税標準額につきましては前年度の課税標準額へ負担調整率を掛けるわけでありましたが、この負担調整を継続するための期間延長のための年度の変更ということになります。

それから14ページ、15ページにまたがりませんが、特別土地保有税の課税の特例ということで第15条であります。特別土地保有税についての特例の延長であります。しかし、現在のところ特別土地保有税を課税しているところは全国的には現在のところありません。

それから15ページから16ページにまたがりませんが、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、第21条の2であります。地方税法の改正によるものです。財団法人に係る法の改正がありまして、特定移行一般財団法人等の幼稚園、図書館、博物館等につきましては、法人になっても非課税ですが申告をしなければならない旨の条項の追加であります。

それから17ページになります。17ページ、18ページにまたがりませんが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで第22条の2であります。地方税法の改正によるものであります。居住しなくなって3年以内の売却なら3,000万円の控除があるわけでありましたが、3年以上以降の売却については控除がありませんので、この譲渡期限3年を7年に延長するという特例の条項の追加になります。

それから19ページ、20ページにまたがりませんが、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例であります。第23条であります。地方税法の改正による名称ですが、東日本大震災の被害者等に係る国税関連法律の臨時特例に関する法律というのがありますが、これが全条で略されまして震災特例法に略してあります。ということでこの条項の置きかえによる変更ということになります。20ページの第2項につきましては、住宅ローン中に震災で家が壊れるなどして建て直または改修した場合がありますが、新たな借り入れということで二重ローンとなるわけでありましたが、所得税では二重ローン控除を行うため村民税においても同様に控除をする旨の条項を追加するというものであります。

以上、簡単であります。細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正であり、東日本大震災にかかわる特例の追加であります。この条例のもととなります国民健康保険法の一部を改正する政令が平成24年3月31日に公布され、施行日が平成24年4月1日でありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日付

で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。山崎財務課長

財務課長（山崎 久雄） それでは、お手元の資料の3ページを見ていただきたいと思いますと思いますが、新旧対照表になります。

新たな追加条項であります。3ページで附則であります。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、15項であります。先ほど村税条例での改正でも説明をいたしましたが、第22条の2と同様に居住しなくなって3年以内の売却ですね、土地の売却ですが、3,000万円の控除があるわけでありまして、以降の売却については控除がなくなるということで、この譲渡期限を3年を7年に延長するという特例の条項の追加ということであります。長々書いてありますが内容としては以上であります。

議長（原 悟郎） これから議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の改正を行うものであります。住民基本台帳法の一部改正につきましては、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることなどが主な内容であります。法改正により3カ月以上の中長期在留者と特別永住者は、外国人登録から住民票登録が必要になり、市町村への転出転入時には日本人と同様の扱いとなります。この改正法は本年7月9日から施行されることに伴い、関連する6条例の改正を一括提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第3号について細部説明を申し上げます。

村長提案のとおり住民基本台帳法の一部改正によりまして、外国人住民が住民基本台帳による住民票の記載対象として本年7月9日から施行されます。そこで、村の関連する6つの条例が改正が必要になりますので、一括条例として上程をするものでございます。

まず、関係する6条例につきましては、議案書1ページの本則第1条から第6条までであります。第1条につきましては、敬老祝金等給付条例の一部改正、第2条は印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正、第3条は2ページになりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、第4条は村営住宅管理条例の一部改正、第5条は手数料徴収条例の一部

改正、第6条は住民カード条例の一部改正でございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたします。最初の5ページ、新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。

第1条関係、敬老祝金等給付条例の一部改正であります、第3条、受給資格者の外国人登録を削除するものであります。

次に、6ページの第2条関係、印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正です。第2条、登録の資格、下の第4条の登録の際の本人確認であります、外国人登録関係を削除するものであります。

次に、7ページの第5条第2項第1号につきましては、外国人登録を削除いたしまして条文を整理したものでございます。7ページ中段の改正後でありますけれども、第5条に第3項を新たに設け、外国人登録原票が削除された関係上、漢字を使わない外国人であっても片仮名表記等で印鑑登録ができる規定を新たに設けました。

以下、第6条の登録の事項、8ページの第10条印鑑登録証明書、第13条印鑑登録の抹消につきましては、外国人住民を新たに追加し条文を整理したものでございます。

次に、9ページの第3条関係、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、第16条中外国人登録を削除するものであります。

次に、10ページの第4条関係、村営住宅管理条例の一部改正であります、第5条入居者の資格要件の第7項でありますけれども、外国人登録等必要なくなりましたので削除するものであります。したがって、改正前8号を1号繰り上げ7号とするものであります。

次に、11ページの第5条関係、手数料徴収条例の一部改正ですが、手数料の名称及び額を規定しております別表中、改正前第21項の外国人登録に関する証明手数料300円を削除いたしまして、改正後22項以下の項目を1項ずつ繰り上げるものであります。

最後に、一番最後のページ14ページの第6条関係、住民カード条例の一部改正であります、外国人登録関係の削除による改正を行うものでございます。

本文の2ページに戻っていただきまして、2ページの後段の附則でございます。この第1項の施行期日ではありますが、改正法の施行日と同じにするために、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

次に、第2項として敬老祝金等給付条例の一部改正に伴う経過措置であります。内容につきましては、敬老祝金を受ける資格といたしまして、受給年度の前年度3月31日において1年間住民票に記載をされているか、あるいは外国人登録されていたものと規定されていましたが、外国人登録が削除された関係上、廃止前の外国人登録法に基づき登録されていた期間は住民票に記載されていた期間とみなすという経過措置を設けたものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎）これから議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝）このごろその戸籍が民間に出回ってしまうとか、この住基ネットも含めていろいろから情報がとられるというような事件がいろいろ聞かれますが、この上伊那における住基ネットを含むこういう職場の公のものが盗まれると、情報として盗まれるというようなことは発生していないのかどうか、ちょっとそこら辺の状況を聞きたいと思いま

す。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） そういような事態は生じておりません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための法律関係の整備に関する法律の一部施行に伴い、関係する村の消防団員等公務災害補償条例におきましても項ずれにより所用の改正を行う必要が生じたため議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第4号に係ります細部説明を申し上げます。一番最後の新旧対照表によりまして説明を申し上げたいと思います。

条例の第9条の2では消防団員の介護補償について定めております。障害者自立支援法の一部を改正する法律に伴い、これまで障害種別ごとに分かれておりました施設体系につきまして、障害児支援の強化を図るため障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスが児童福祉法に統合されたため障害者自立支援法から削除されました。したがって、村の消防団員等公務災害補償条例にも項ずれが生じたので改正するものであります。このため、障害者支援施設を定めております第13項を第12項に改めるものであります。

なお、本村の消防団員では該当する方はございません。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思います。附則でございます。公布の日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第 5 号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村暴力団排除条例の施行に伴い、公の施設の利用制限につきまして道路占用の許可に適用されることを明示するため条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第 5 号の細部説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、暴力団排除条例の施行に伴いまして、道路占用の許可につきましても公の施設と同様に利用制限の対象となるということを明示し周知を図るものであります。

改正に当たりましては、条例で規定をしております道路占用許可申請書の様式の中に、暴力団活動に寄与すると認められる占用行為を制限することを明記いたしまして条例の一部を改正するものであります。

それでは、2 ページをごらんいただきたいと思います。最後のページでございます。

左側の改正後の様式第 1 号、道路占用許可申請書であります。欄外に注としまして、「暴力団活動を助長し、またその運営に資すると見とめられたときは占用を許可しない、あるいは許可を取り消すことがあります。」の 1 文を加えるものであります。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから議案第 5 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

ただいまから10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 0 時 0 0 分

再開 午前 1 0 時 1 5 分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 6 号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第 6 号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第 1 号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では工場用地売却による財産収入等、歳出では人件費の補正が主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額に8,209万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を48億5,209万1,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますのでよろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） それでは、細部説明を申し上げます。

まず、28ページの給与費明細をごらんいただきたいと思います。

今回の補正、給与費の関係の補正が各事業にわたっておりますので先に給与費明細でその件について御説明申し上げます。まず28ページの特別職についてございますが比較の欄をごらんいただきたいと思います。

長等の給料12万1,000円減額でございます。これは村長と私が、村長10%、私が8%、補助金返還問題に絡みまして4月までが減額をされておりますのでその分減額をするものでございます。

右のほうへ行きまして共済費14万円の増額となっておりますが、共済組合の負担金の率、短期給付にかかわる分と介護保険にかかわる分の負担金率それぞれ引き上げになっておりますのでこの分を補正するものでございます。

その他の特別職で3万6,000円増額となっておりますが、代表監査委員さん、先の議会で月額3,000円の引き上げをお認めいただいてございますのでその補正でございます。

次に、29ページ一般職になります。一般職につきましては人数に変更はございませんけれども、4月採用の職員、当初は全員を新卒者と、こういうことで見込んで計算をしておりましたけれども、前歴のある職員の採用が7名ございましたので、その関係で給料、職員手当等がふえております。共済費の増額、これにつきましては給料がふえていることも若干ございますが、先ほどの特別職と同様負担金の率が引き上げになっておりますのでこの分を補正するものでございます。職員手当の内訳はその中ほどに欄がございますのでそれぞれごらんをいただきたいというふうに思います。

給与費明細については以上でございます。

続いて、歳出から説明を申し上げます。11ページをお開きいただきたいと思います。

3の歳出でございます。01款議会費であります。0101の議会事務で61万1,000円の増額でございますが、職員手当、共済費等でございます。委託料の関係、これは議会の録画放送ということで、今回については録画での放送を1回試験的にやってみると、こういうことでございますのでその費用11万6,000円でございます。

次の02款の総務費になります。01項の総務管理費の0201一般管理事務であります。308万5,000円の増額となっております。これはすべて人件費で先ほど申し上げた内容でございますが、人事異動等によりここでは1名増額になっておりますので金額もふえております。

続きまして、0202の庁舎管理事務で13万2,000円の増額であります。建物共済の保険料、これは療育施設、これに太陽光をつけましたのでこの太陽光のパネル分、建物については既に見込んでおりますがこの太陽光分でございます。それから自動車の保険につきましては寄附をいただきましたバスの任意保険料でございます。次に0220の財務管理事務であります。2万1,000円の増額、これは人件費でございます。

続いて、13ページをごらんいただきたいと思います。一番上の0256の交通安全施設整備事業であります。こちらについて補正額増減はございません。財源の組み替えのみでございます。0242地域づくり推進事業で676万円の増額であります。15節の工事請負費として386万円、これは北殿駅にございます駐輪場の修繕工事費であります。19の負担金、補助及び交付金で290万円、これはコミュニティ助成事業でございます。中込と神子柴の自主防災会の

補助金でございます。0208の情報管理事業であります。57万5,000円でございます。これは賃金でございますが、昨年6月一般質問でいただきましたけれどもBCP事業継続計画、ということで情報系の計画を今回やると、ということでございましてそのための賃金でございます。02項の徴税費であります。0260税務総務事務で446万3,000円、これは全額人件費でございます。03項の戸籍住民基本台帳費であります。5万7,000円の減額となっております。これもすべて人件費でございます。06項の監査委員費で0299監査委員事務でございますが、給与費明細で申し上げました3万6,000円増額でございます。

続いて、15ページの03款民生費であります。01項社会福祉費の0301社会福祉総務事務であります。510万8,000円の減額であります。上から3つ給与関係でございますが、ここでは1名減となっておりますので減額も大きくなっております。そのほかに賃金で86万7,000円増額でございますが、包括支援センターの保健師の賃金でございます。0315の国民年金事務で109万円の減額でございます。こちらもすべて人件費分でございます。0316の高齢者福祉総務事務では21万9,000円増額であります。償還金利子及び割引料で国庫支出金の過年度分の返還金でございます。

次のページへ参りまして、0328の高齢者の生きがい対策推進事業であります。1万2,000円増額でございますが、伊那広域シルバー人材センターの補助金が1万2,000円増となっておりまして、こちらは根拠といたします人口が4月1日をもととしておりますので、4月1日の数字が確定しましたのでそれに伴って増額となるものでございます。次の、0330の児童福祉総務事務で182万9,000円増額でございますが人件費でございます。0340の保育園運営事業で276万8,000円の増額でございますが、こちらもすべて人件費でございます。0342の児童発達支援事業で417万6,000円の減額となっております。給与、職員手当、それから次のページの共済費まで人件費の関係でございますが、こちらは1名の減になっておりますので減額も大きくなっております。

次のページの12の役務費で3万8,000円でございますが、療育施設たけのこ園の有線の新規加入手数料の関係となっております。それから次の使用料及び賃借料につきましても4万円でございますが、たけのこ園の非常通報装置リース料となっております。工事請負費40万円は、このたけのこ園の園舎北側に水路がございますが、ここに一部フェンスを設置する必要がある場所がございまして、昨年の工事が入っておりませんので24メートル、高さ1.2メートルのフェンスを24メートル敷設する予定でございます。

次のページの04款衛生費であります。01項保健衛生費であります。0400の保健衛生総務事務で20万8,000円増額でございます。これは共済費の増額でございます。0401の予防事業であります。こちらにつきましては増減はございません。委託料と負担金、補助及び交付金の入れかえといいますが、負担金を減額し委託料をふやすと、こういうものでございますが、こちらにつきましては、昨年18歳未満を対象として補助事業で実施をいたしました子宮頸がん等ワクチンの接種の関係、昨年対象漏れとなっておりました皆さん、ことし19歳になりますがこの皆さんを村単独で実施をすると、ということで当初は償還払い、本人がお医者さんにお金を払っていただいてその払った額に対して村が補助金を交付すると、ということで予算を組んでおりましたが、医師会との了解が得られまして本人が支払いをしなくてよい方式、直接村がその医療機関のほうへ支払う、こういう方法で医師会との話ができましたので委託料に変更をするものでございます。0402の保健指導事業であります。11万6,000円

の増額でございます。需用費で5万3,000円、使用料及び賃借料で6万3,000円ではありますが自殺対策の事業でございます。チラシの印刷、それから使用料では「こころの体温計」、コンピューターでチェックをいたしますこのシステム使用料になるわけでございますが、こちら全額補助事業となっておりますのでまた2のところで補助がございます。0407の環境衛生事業で3万3,000円の増額でございますが共済費のみであります。

次のページへ参りまして、06款農林水産業費であります。01項の農業費、0601農業委員会事務で13万9,000円の増額であります。こちら人件費でございます。0604の農業総務事務で387万6,000円増額であります。こちらすべて人件費であります。続いて、0605の農業振興事業であります、3万円の増額となっておりますが消耗品でございます。こちら環境保全型の農業推進費という事業の補助事業がございます、こちら金額わずかでございますが全額補助で実施をするものでございます、その消耗品でございます。0630の農地総務事務で52万6,000円増額となっております。こちらすべて人件費であります。02項の林業費、0650林業総務事務で225万4,000円減額であります。すべて人件費であります。0651の林業振興事業で174万2,000円の増額であります。報償費で5万円、これは木材の搬出利用講習会、それから需用費では12万8,000円、こちらはストレス測定器ということでセラピー事業のセラピーツアーに使用しますストレスを測定する機械の消耗品関係、それから修繕料の関係で移動破碎機、山のほうで使っておりますがチップをつくるこの破碎機の修繕、それから大泉所山の作業道、この車止めが傷んでおりますのでこれの修繕料等を見込んでおります。役務費の1万4,000円につきましては移動破碎機の点検の手数料でございます。委託料30万円、これは先ほど消耗品のところで申し上げましたが森林セラピーツアー、これを予定しております事業委託料でございます。30人分であります。18節の備品購入費で125万円、これは地域住民連携による森づくり推進事業備品となっておりますが、元気づくり支援金、これをいただいて購入をするものでございます。まき割り機とそれからその切った木を出すロープウインチ、これの購入を予定しております。

次のページへ参りまして07款の商工費、01項商工費であります、0701の商工総務事務で457万9,000円の増額であります。すべて人件費であります。0702の商工振興事業であります。役務費であります。塩ノ井地域の工場用地造成工事のほう completed して販売見込みができましたので、土質の検査、最終的に売り渡しをする前に検査をいたしますのでこの検査手数料であります。次に、0703の観光振興事業であります。委託料で80万円あります。大芝高原の着地型商品造成業務ということで、観光のコンサル業者に健康と癒し、これをテーマにした大芝の商品の開発といいますか、の計画をつくっていただくと、こういうものでございます。

08款の土木費で01項土木管理費であります、0801土木総務事務で104万5,000円減額、すべて人件費であります。02項の道路橋梁費になりますが、0808村単道路改良事業で88万円の増額でございます。委託料でございますが、既に御説明を申し上げました大泉の吹上線と沢尻箕輪線の交差点、この用地にかかわる測量、それから登記関係の委託料でございます。

次の23ページに参りますが、09款消防費であります。01項の消防費、0910消防施設整備事業で1万5,000円増額でございます。このほど完成をいたしました南原の消防屯所の建物共済の保険料であります。

10款の教育費であります。01教育総務費、1002教育委員会事務局事務であります38万

4,000円増額、すべて人件費であります。02項の小学校費で1010南箕輪小学校管理事務2万2,000円の減額であります。こちらにつきましては賃金で、用務員賃金を47万2,000円ふやしております。そして、委託料を49万4,000円減額をしておりますけれどもシルバー人材センターに用務員をお願いしております。今回シルバー人材センター、こちらが公益法人になったというようなこと、そして1人当たりの月当たりの勤務時間これが限定をされてきたと、ということから委託料としてお支払いする時間数を減らし直接村が賃金で雇い入れをすると、こういう形の形態になりますので、若干単価も変わりますので減額をし委託料から賃金へ巻きかえるというものでございます。南部小学校の管理事務につきましても同様の理由でございます。それから南部小学校事務の賃金のところで特別支援教育支援員の賃金ということで増額を盛ってある分がございしますが、こちらにつきましては特別支援の職員を配置する必要な児童が出たと、ということで増額をお願いするものであります。

次に、25ページへ参りまして、1013給食センター事業であります。3万8,000円共済費の増額でございます。1019の南部小学校の給食事業であります。こちらもすべて人件費であります。中学校費で1020中学校管理事務2万2,000円減額でございますが、こちら先ほど申し上げた用務員の関係、賃金と委託料との巻きかえでございます。1023の中学校改築事業であります。407万4,000円増額でございますが、こちらは音楽室の教室と床の張りかえ、これを平成23年度の繰り越しでやる事業で計画している分がございしますが、若干面積ふやましてさらに必要な部分が出てまいりましたので、準備室でありますとかそれからドア等も木質でやると、こういう形になりましたので増額をお願いするものであります。

11款の災害復旧費であります。01項農林施設災害復旧費、1102の農地災害復旧事業であります。30万円、これは沢尻地区で水田の土手が崩れた小規模な災害がございました。この復旧費であります。

27ページ、14款予備費であります。財源の調整でございます。

歳出については以上であります。

続いて、歳入に参ります。7ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入、14款分担金及び負担金であります。01項分担金で災害復旧費分担金であります。先ほど申し上げました沢尻地域の水田の災害、これのいわゆる復旧、受益者の負担分でございます。

17款の県支出金であります。02項県補助金、衛生費の県補助金11万5,000円、出のところで申し上げました0402事業の自殺対策、この事業の補助金でございます。次の農林水産業費の県補助金90万5,000円、こちら出で申し上げました0605事業の環境保全型の農業直接支払等推進交付金ということで3万円、全額が補助で見ております。それから林業費の補助金で87万5,000円、元気づくり支援金で出のところで申し上げました備品等の購入費のものでございます。

9ページに参りまして18款の財産収入であります。不動産売却収入で7,000万円でございます。塩ノ井地区の工場用地工事費の見込み額がほぼ定まりましたのでそれによって売買価格も見込みが立ちました。7,000万円ということで計上をするものでございます。

次のページの22款の諸収入であります。雑入であります。幾つかの項目がございしますが、大きなものは南信交通災害共済費ということで、推進の交付金ということでこちらが67万8,000円でございます。そのほかではコミュニティ助成事業の助成金390万円などがございします。

歳入については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから、議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 6番、丸山です。

21ページ観光費0703の委託料、大芝高原着地型商品造成業務委託料、この80万円の内容をもう少し詳しくわかったら教えていただきたいと思いますけれども、健康と癒しということで商品の開発ということになって説明を受けましたがもう少し詳しい内容をわかったら教えてください。

議長（原 悟郎） 原産業課長

産業課長（原 茂樹） はい。これにつきましては、いわゆる旅行の商品の造成を委託してまいりたいということで考えておりますが、旅行につきましては、認可を受けた旅行会社でないと募集等は行えないわけでございますけれど、たまたま長野県の観光協会のほうが、もう既にその認可を受けておるのですが来年度から事業化をしないと、ついては本年度その試行ということで幾つかそういったケースをやっていききたいということでこの話をいたしましてそれが一つでございます。

それともう一つ、民間のコーディネートをしている事業者がございますので、そこを通じて本当の民間レベルでの一泊していただけるような商品の造成をして大芝の方へ誘客をしていくと、これのモデルケースということで今回村費の中で対応させていただきたいという考え方でございます。2つこの中でさせていただくということでございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 今の説明をもう少しあれするとプランみたいな作成を幾らかお願いしているということなのですか。

議長（原 悟郎） 原産業課長

産業課長（原 茂樹） はい。そうでございます。

議長（原 悟郎） ほかに。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

歳出の20ページなのですが、2点ほどですけども、林業振興の11の需用費の移動破碎機修繕料6万円というふうにあります。時々大芝へ行くんですけども、先日これは2年ほど前に買った大型のチップperのことだと思いますが、この間も少し聞くとところによると松くい虫の作業等で田畑の山の中で作業をしたりしているときに業者に貸したところがかなり手荒い扱い方をして何か機械がすごい傷んじやったというような話を聞いたのですが、そういうような場合、貸し出し規定がありますから森林組合だとかそういうところで使う分はあれなんです。業者が使ったようなところに対してもし傷んだところを修繕するについて村が何で持たなきゃいけないかなってというような疑問もありますので、この辺のところの状況を聞かせてもらって村が修繕料を出すっていうことは当然のことなのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、24ページのこの学校管理費で用務員さんをすべての学校ですか、シルバーから直接雇用の村が雇うという賃金に今切りかえるというようなことのお話がありましたが、新

聞報道で聞きますとシルバー人材センター、村ともかかわってきていますけども、いわゆるシルバーに委託する事業が大分減ってきているっていうような新聞報道もありました。そういう意味ではシルバーのところに仕事を依頼していくっていうのは村もかかわっていくべきかなという部分、考えもありますのでそうしたときにこの時期にシルバー委託から直接賃金で村が雇うということの必要性、この辺のところを必ずそういうふうにしななければいけないものかなということを聞かせていただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） まず、原産業課長

産業課長（原 茂樹） その民間への貸し出しでございますけれど、通常事業者等に貸し出しはしておりません。今回、田畑、神子柴のところで里山整備の中でアカマツの残材が出てその枝葉の処理をしなきゃならんということで上伊那森林組合のほうにこの使用のほうを許可しております。許しております。その中で使ってということでございますけれど、今回修繕のほうでもらさせていただきましたのはいわゆる経年の中で傷んだ部分ということで判断をさせていただいた分でございます。具体的にはギアの調子が悪いということでございますけれど、当然消耗品的な部分、チップーの歯でございますけどこの部分については森林組合との話の中で森林組合のほうで取りかえていただくというようなことでやらせていただいております。

議長（原 悟郎） 続いて、田中教育次長。

教育次長（田中 聡） はい。学校用務員のシルバーの委託の関係なのですが、先ほど副村長の説明の中にもありましたように、公益社会法人にかわったということで勤務時間の制約が今まで月130時間以内ということでしたがそれが80時間以内ということで抑えられたということで制約ができたということで、やむを得ず今回一部委託で残りの時間については賃金ということで今回予算のほうに計上させていただきましたのでよろしくお願いします。

議長（原 悟郎） ほかに。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） はい。山口です。

13ページの地域づくり推進事業の中の補助金の問題です。中込区と神子柴区の自主防災会への補助金ということで290万円計上されたのですが、もう少しこれについての詳細についてお聞きをいたします。

それから20ページの林業振興事業についてであります。実は、森の管理をしている中でチップーのような話も出ていたわけですけど、主にやっているのは結構草刈り事業なんかも多くやっているかと思います。そういう中でこう肩へしょってやるような草刈り機でやっているんですけど、ある程度の形の中で今農業なんかでも結構立ってやるような機械等も出ています。そのような形の中で人件費節減というような形でそういう草刈り機みたいな効率のよいものにして人件費削減とかそういうことは考えないのか。その点について伺います。

議長（原 悟郎） 先に、松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、コミュニティ助成事業の細部説明をさせていただきますけれども、初めに中込区の自主防災会でございます。総事業費202万8,295円ということでありまして、そのうちの助成金としまして200万円がいただけるというものでありますけれ

ども、自主防災会の関係でございますが、それに沿ってということになりますけれども、今回購入するものにつきましては、発電機、ジェットヒーター、非常用の浄水装置だとか防災用のテント、車いす等でございます。

それからもう1点が、神子柴区のやはり同じく自主防災会でございます。これにつきましてもやはり非常用の水洗トイレだとか発電機、投光器、それから防災用のテントということでございます。事業費につきましては総事業費90万900円となっておりますのでそのうちの90万円が助成されるというものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） もう一度。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） この助成につきましては宝くじでそれぞれ助成されるというものでございますので資金についてはそういうことになりますけれども、前年度に地区要望で指定してそれぞれお願いしているというものでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

議長（原 悟郎） 加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） 大芝の管理についてでございます。村が開発公社に指定管理という形で委託をし、開発公社がシルバー、あるいはそのほかの事業者等にさらにまた委託、あるいは雇い上げをしながら管理をしているわけでございますが、今山口議員御質問のように、確かに人件費を減らしていくということが大切でございまして、昨年までは回転式の芝刈り機で幅が90センチほどのもので刈っておりますけれども、この場合はどうしても刈った草がこう集まっていくという、いわゆる牧草ですとか農地用の機械ですので刈った草をまた飼料等に使う目的でありますので、その草が集まる形になっているわけなのです。それを片づけるのにやっぱり手間がかかると、こんなことから片づけないでいい方法ということで、いわゆるハンマー方式ということでたたいていって細かく砕くような機械ということでこれがいいんじゃないかということで、実はおとといの土曜日マレットゴルフの後、実際に作業をやっている皆さん、それから管理室の担当者、それと私とでプールの芝のところでいろいろ検討をしてハンマー方式がいいだろうということになったのですが、そのハンマー方式でもいろいろありまして、国産でいくと余りいいものがないということで今輸入品ということで1つ候補になってみてはおりますが結構価格も高いのです。そういう中でハンマー方式でも凹凸があった場合、その凹凸に合わせてこうまく刈りこんでいく機械というのはかなり高くなりまして、しかしそういうものでないとちょっとしたでこぼこがありますと、ゴルフ場と違いますので大芝の場合かなりでこぼこがあるわけなのです。そうすると高いところの土まで削っていってしまうというようなことから、その凹凸に合わせてこうやっていくものが一番いいんじゃないかという結論にはなったんですが、それだとかなり高いということですのでというわけにはいかんのかなと、高いものをすぐ買ってみてもしょうまく使えないということになると無駄になりますので、近隣でどこかそのいいと思う機種を使っているところをとりあえず探してよくそれを見て、もしいいのなら検討しよう、ということになりました。とりあえずはビーバーで、丸い歯でなくてテープですとかそれからワイヤーでこう回るものがありますが、あれでいくとかなり細くなるだろうということで、とりあえず6月、7月についてはそのビーバーでやってみるというようなことで研究をしておりますので、そういった機械購入も一応視野に入れて検討しております。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤です。

20ページの林業振興事業の備品購入費につきましてですけれども、ただいまの説明によりますと、まき割り機とウインチというようなことですが、その大体機種の種類とかそういうものと、それから後の管理運営はどのように行うかということを御質問いたします。

議 長（原 悟郎） 原産業課長

産業課長（原 茂樹） このまき割り機、それからウインチにつきましては、現在行われております間伐ですとか里山整備の間伐の中で残材が、山の中にいわゆる切り捨て間伐ということで残されてしまうということで、こうしたものを有効利用していただく、まき等に使っていただくという中で整備をしてみたいということで、県の元気づくり支援金の中でお認めをいただきましたので今回お願いをするわけですが、まき割り機については2台でございます。大小ということで8トンクラスと20トンクラスということで整備をしたいと考えております。

それからウインチにつきましては、通常のワイヤーのウインチということではなくてロープによるウインチでございます。比較的操作は簡単でかつ安全性がワイヤーのウインチよりも高いということで、これを導入していわゆる谷のようなところの山からもそのウインチを使って普通だと切り捨てでそこへ置きっ放しになる材まで出してきていただくと、まきに加工していただくということで使っていきたいということで考えております。その講習等も行いながら使用できる方をふやして山林の所有者等に使っていただくということで考えております。

基本的には無償でそういった方に貸し出しをしようということでございましたけれど、元気づくり支援金の申請の中で県のほうから有償でということも検討をするようにということでございますので、その辺は今後管理規定を定める中で合わせて検討をさせていただきたいと思っております。村のほうで管理をしながらそういった必要な方には貸し出しもしていくということでやっていきたいと思っております。

それともう一つは、昨年「美森倶楽部」という団体が村内でできております。これはまき等に残材を使って森林の美化も図っていただくと、そういった作業をしていただいているわけですが、そういった活動の中にも貸し出しをしていきたいというふうに考えております。

議 長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） はい。9 番、唐澤です。

24ページの特別支援教育支援員の賃金なのですが、これは4月当初になくて学校不適用の状況が起きて補正するのかどうか、実態をちょっと教えていただきたいと思っております。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 御質問のあった件ですが、昨年度の終わりからちょっとそんな様態の子どもが出てきて、少し医者に通ったりそれから薬も使ったりということで様子を見てまいりましたが、どうもそれではなかなか大変でまだありますので、5月に入りまして

急遽お願いをするものでございます。

議長（原 悟郎） 2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 21ページの工場用地の土質検査ですが、どのような項目を調べるのかということと、どのくらいの地点調査するのかについてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 原産業課長

産業課長（原 茂樹） いわゆる重金属の関係の土質の調査が主になってまいります。これも採取の方法いろいろございますけれど、通常1つの区画の中で考えますと5点選んでそこから採取したものをまぜ合わせてそれを検査するということになりますので資料としては1検体ということで考えております。

それから昨年原発の関係がございましたのであわせて放射能についても調査をするべきかということで、その部分もこの中に含まれておるということでございます。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 土地のやわらかさというような問題、沼地のようなところだった場合はそういうことがあるのかと思いますが、そこら辺についても必要性があるのかどうかお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 原産業課長

産業課長（原 茂樹） 現在のところそういったことは考えておりません。あそこの地帯は御存じのとおり遺跡にも指定をされております地帯で比較的やわらかいところでございます。その下は天竜川の砂利まじりの地層になっておりますけれど、それからあと埋め立ての部分は石まじりの土で造成をしておりますけれど、最終的に売り渡すというか購入をしていただく段階で相手先の意向があればまたそこのところも考えたいと思いますけれど、今のところお聞きしている中ではそういったことが必要になれば、また会社の側でそういったことはされることになるのかなというふうに考えております。この予算の中ではいわゆるそういうN値というようなものを測定するものは入れてございません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第7号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第7号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う職員の人件費の補正であります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、細部説明を申し上げます。

まず、初めに4ページのほうをごらんいただきたいと思います。実施計画明細書によりまして御説明をいたします。

初めに、収益的支出の01款水道事業費用でございますが、144万5,000円を増額し2億3,192万4,000円とするものであります。内容につきましては、8005事業の総掛事業であります。人事異動に伴う職員の人件費にかかわる費用といたしまして同額の144万5,000円を増額し4,388万円とするものであります。内訳につきましては、給与、職員手当以下となっております。

それでは、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条でございますが、収益的収入及び支出となります。水道事業収益につきましては増減はございません。水道事業費用でございますが144万5,000円を増額し2億3,192万4,000円とするものであります。

あとはごらんをいただきまして、以上細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎）これから議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎）質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘）朗読

議長（原 悟郎）本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直）議案第8号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う職員の人件費の補正と大芝公園内の管渠整備に当たり公園内の詳細設計の見直しが必要となりましたので、設計委託料の増額を工事請負費からの予算組み替えにより行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎）細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文）それでは、細部説明を申し上げます。

その細部説明に入る前に、まず初めに大変まことに申しわけございませんが、補正予算書3ページから6ページにかけてページを振る箇所が誤ってとじ代側となってしまういております。まことに見にくく申しわけございません、おわびを申し上げます。

それでは、細部説明をさせていただきます。5ページのほうをごらんいただきたいと思います。実施計画明細書によりまして御説明をいたします。

収益的支出の01款下水道事業費用でございますが、106万4,000円を減額し5億1,652万7,000円とするものであります。内容につきましては9407事業の総係事業であります。主には人事異動に伴う人件費に係る費用といたしまして同額の106万4,000円を減額し2,652万円とするものであります。内訳につきましては給料、職員手当以下となっております。07節の印刷製本費につきましては、これは伊那市の給水区域を検針いたしますハンディ検針機用

のロール紙を印刷する費用といたしまして15万円を計上をするものであります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

01款下水道事業資本的支出でございますが、80万9,000円を減額し4億7,839万6,000円とするものであります。先ほどと同様に人事異動に伴う人件費に係る費用といたしまして9430事業の施設建設事業で80万9,000円を減額するものであります。また予算の増減には影響はございませんが、委託料と工事請負費の予算組み替えによる同額の増減をするものであります。内訳につきましては給料以下負担金までは人件費に係る減となっております。委託料でありますが大芝公園の詳細設計委託料としまして1,800万円を工事請負費からの予算組み替えにより増額をするものであります。この設計委託につきましては、大芝公園内の管渠整備工事の実施に当たりまして工事費等のコストの削減を図るため、管渠の経路を見直すというようなことから詳細設計の見直しが必要となりましたので予算計上をするものであります。なお、減額となります工事請負費につきましては、大芝公園内の管渠整備につきまして、詳細設計ができてからの工事着工となることから、予定をしております事業量が実施をできない見込みということで減額をするものであります。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出になります。下水道事業収益につきましては、増減はございません。下水道事業費用を106万4,000円減額し5億1,652万7,000円とするものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

第3条の資本的収入及び支出になります。下水道事業資本的収入につきましては増減はございません。下水道事業資本的支出を80万9,000円減額し4億7,839万6,000円とするものであります。したがって、不足する額等につきましては80万9,000円の減額となっております。あとはごらんをいただきまして、以上細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号「南箕輪村道路線の認定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村道路線の認定について」提案理由を申し上げます。

本案は、大芝地区において寄附採納により村が譲り受けました宅地造成地内の道路につきまして、建築基準法による道路とするため、道路法第8条第2項に基づき村道路線として認定するものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、細部説明を申し上げます。

今回の村道認定につきましては、村が寄附採納により譲り受けをしました道路につきまし

て、建築基準法上の道路に該当しないということから、この道路に接しております既存の住宅地4区画でございますが住宅の建築や増改築が許可されないという状態にあります。建築基準法上の道路とするには、道路法の道路として村道にするという必要がありますので認定をお願いするものであります。

初めに、資料の2ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、大芝公民館から中央道を挟んだ東側の大芝地区内の1角となります。村道の認定箇所でございますが、3ページの認定路線図をごらんいただきたいと思います。

宅地開発をされました住宅地内の取付道路でありまして、大芝地区の住宅地を東西に縦断をするメインの通りの村道3119号線から北に向かい村道3117号線に通り抜けができる区間があります。この道路につきましては、村が平成22年度末に滞納処分によって差し押さえをした土地にも接する道路でありまして、従前からこの道路に接する各土地所有者個人の共有名義で私道として使用されていた道路であります。差し押さえの際に寄附採納により無償で村が譲り受けたものであります。建築基準法上の道路に該当しないということから、この道路に接している既存の住宅地4区画、これは村の差し押さえ地も含まれるわけですが、住宅の建築や増改築ができない状態ということでもあります。

資料の4ページの構図の写しをごらんいただきたいと思います。

赤色の部分が村道認定路線となっております。水色の区画が差し押さえ地となります。この土地に隣接をする各区画、その水色で塗った上の2380-1131、その右横の2380-1132、その下の2380-1083が関係する土地となります。

村で差し押さえをしました土地に建物が建てられないということになりますと土地の公売等にも影響が出てまいりますので、これらの状態を解消するため、また寄附採納の際に、寄附者であります土地所有者の方々からも村道認定をしてほしいとの強い要望もありましたので、村道認定をお願いするものであります。

それでは、戻っていただきまして資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

村道認定をお願いする路線番号であります3169号線であります。起点、終点につきましては記載してある地番となりますが、延長は114メートル、幅員は3メートルから4.2メートルでアスファルト舗装となっております。構図上の幅員につきましては4メートルから5.8メートルであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第6号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） はい。全員起立です。

したがって、議案第6号「平成24年度南箕輪村一般補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

次に、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり人権擁護委員の推薦について議会に同意を求められております。村長から本件についての説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われております。人権擁護委員法により、市町村長は法務大臣に対し、人権擁護委員について利害のあるものを議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。現在村では人権擁護委員は2名おりますが、長野地方法務局から村に対し1名の増員依頼がありましたので、加藤純治氏を新たに人権擁護委員として推薦したいものであります。

加藤氏は、長年行政職員として活躍され、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として適任であると考えますので議会の同意を得て推薦をしまいたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議案といいますか配付をいたしてありますので、経歴等につきましてはごらんをいただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

本件に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件につきましては、原案を適任者とする意見に決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午前11時15分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 4 年 6 月 1 3 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

○出席議員（１０名）

1 番	百 瀬 輝 和	6 番	丸 山 豊
2 番	久保村 義 輝	7 番	山 口 守 夫
3 番	山 崎 文 直	8 番	都 志 今朝一
4 番	小 坂 泰 夫	9 番	唐 澤 由 江
5 番	加 藤 泰 久	10 番	原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長	唐 木 一 直	子育て支援課長	有 賀 由起子
副 村 長	加 藤 久 樹	産 業 課 長	原 茂 樹
教 育 長	征 矢 鑑	建設水道課長	藤 田 貞 文
総 務 課 長	松 澤 伸 夫	教 育 次 長	田 中 聡
会 計 管 理 者	中 尾 由美子	代表監査委員	有 賀 松 雄
財 務 課 長	山 崎 久 雄	教育委員長	清 水 篤 彦
住民福祉課長	清 水 麻 男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀 正 弘
議会事務局次長	松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成24年6月13日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。なお本定例会の一般質問は一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようにお願いいたします。また、本日から一般質問席を正面に移しました。対面で質疑、討論をしていただきたいと思います。また、一問一答方式の内容を変更いたしました。質問書等を確認し、件名ごとにそれぞれの確な質問、答弁ができますようお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、届け出順に発言を許可いたします。

3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直でございます。6月議会の最初の質問ということで緊張しておりますけども、ひとつよろしくをお願いいたします。

昨年村議会に加わるようになってから早1年が過ぎました。その間東日本災害や県の北部地震以降、なかなか進まない復興対策に私もいら立ちを感じているところであります。また、各地での悲しい事件や事故が相次いでおります。安全対策が確保されない中での原子力発電の再稼働という動きにも非常に不安を感じているところであります。そうした中で自分も問題を抱えながら、もし自分がその当自治体の議員だったらどのような態度で活動するのかなということも考えながら、今後も本村のために活動していきたいというふうに考えているところであります。

そうした中では南箕輪村、非常に安心、安全な村だなというのも同時に私は思っているところであります。一層の安全な住みやすい村づくりに努力をしていきたい。南箕輪が人口が増加する一因でもあるということがこの安心な住みやすい南箕輪ではないかということで考えているところであります。そういうことも頭に入れながら、今回私は4点について質問をしたいと思います。

1点目ですけども、大芝高原の活性化という問題です。大芝高原も非常に緑がふえて、すがすがしい毎日が続いております。みんなの森ですけども、全域の中にチップ舗装ができて非常にウォーキングに訪れる皆さんがふえてきております。私もほんのたまにですけども行くと、予想以上の訪れる人たちが来ていてそこで非常にうれしい気持ちを持っているところであります。みんなの森を管理している作業の皆さんにも聞いてみますと、駐車場の車の数から見ても非常にふえてきていると、月には3,000人以上が訪れているんじゃないかなというような話も聞いております。非常に喜ばしいことであります。そういう人たちの中からも幾つか要望が出てきていますので、これの要望等について実現できるかお聞きしたいところであります。

1 番目ですけども、赤松の小屋、みんなの森のちょうど中心の中にあります赤松の小屋がありますが、非常にこのパンフレットの中にもあります赤松の小屋、デッキがありましてとても周りも広くていいロケーションでありますけれど、林望台だとかかたらい亭に比べてあそこは部屋になっています。いいロケーションでありますけども、あの赤松の小屋がもう少し使いやすくてきたらいいかなと、こういうふうに考えるところです。せっかくあそこにデッキがありますから、あそこに休憩するベンチやひさしを設けて一時雨宿りができるような形にできないかなと、こういうことであります。ほかのところは雨宿りができますけれど、赤松のところは中心であるけれども、ちょうど雨宿り等ができない部分がありますので、休憩等も兼ねてそういう施設ができないかどうかということでもありますので、この辺を1 点目お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3 番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

大芝高原の活性化の問題であります。赤松の小屋のデッキにひさしや休憩所設備を置いてはという御質問でございます。

信州大芝高原みんなの森、森林セラピーロードは、平成19年のグランドオープン以来年々利用者が増加し、大勢の皆さんに御利用いただいております。議員が今言われたように多い日では100人ぐらいの利用があるものと思っております。インターバル速歩を初め、てくてく健康広場の終了者、または健康づくりのために村内外から大勢の皆さんに訪れていただいております。村ではそうした利用者の皆さんに気持ちよく歩いていただきたい、心を癒していただきたい、そんな思いで遊歩道のウッドチップを更新し、また間伐材を利用してベンチを各所に設置をしておるところであります。

御質問の赤松の小屋でございますが、みんなの森の中の中心的な位置にあり、管理作業の基地としている建物であります。また、同時に水道やトイレを備え、利用者の休憩所としても利用をしておるところであります。建築から10年が経過をしておる、こんな状況でありますので必要な修繕を含め今進めておるところであります。ウッドデッキにひさしをと、こういうことでありますが、通路的な面もかねております。特にひさしは必要ではないのではないかと考えております。小屋周辺のベンチのセットにつきましては、利用状況や要望等を確認しながら設置の方向で検討をさせていただきたいと思います。

また、この小屋につきましては、これ全額県の事業で設置をした建物であります。そんなことで県との協議等々も必要になってまいりますので、そんなことは申し添えておきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3 番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 県の事業等がありますので、これ簡単にいろいろ手を加えるということは難しい部分もあるかと思いますが、利用者の方、あの付近には雨が降った場合に雨宿りするようなスペースがありませんので、ぜひひさしも検討してもらいたいなというふうに考えます。

（2）に関連しますので（2）のほうへ進みたいと思いますが、その赤松の小屋の分です

ね、使用規定等がこの4月から始まっていますが、赤松の小屋の中を使う部分についての使用の規定というふうな解釈が主にできるのですが、（１）と関連しますけども、あそこをウオーキング等で利用する皆さんが夏場は雨宿り、冬場も結構今訪れる人がいますので、その中を一部仕切って休めるような、風を雨をしのいで休めるようなそういうスペースもぜひ確保してほしいというような要望もありますので、ぜひこの辺のところも検討してほしいなということでもあります。

ちょうど今森林自然保護の会の皆さんもササユリの保護ということで活動をしております。時には活動中に雨も降ったりすることもありますので、そういう部分で気軽に利用ができるような形で中のスペースを仕切って使えるというようなことにはできないものかと、16日には自然観察会もありますがその点もお聞きしたいというふうに思います。（２）の質問についてよろしくお願ひします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 赤松の小屋の利用の面でございます。

御承知のとおり赤松の小屋につきましては、年末年始等を除き土曜、日曜も含めほぼ毎日開放をしております。管理作業の作業員が作業や休憩のために室内にいるということもありますが、一般の方の一時的な利用を禁じてはおりませんので、雨宿りや休憩に気軽に御利用いただきたいと思います。今までは利用することができることを知らなかった、あるいは入りづらかったと、こんな面もあろうかと思ひますので、掲示板等により周知を図ってまいりたいと思ひます。これは早急に実施をしてまいります。

室内の仕切りでありますけれども、この赤松の小屋につきましては、森林教室等で利用する場合がありますので、できるだけオープンにしておきたいという、こんな気持ちを持っておるところであります。しかし、作業用の資機材等、日常的に置いてあるという、こんな面もあります。管理上考えなければならないという、こういうこともありますので、そんな点につきましてはどんな方法がいいのか検討させていただきたいというふうに思ひます。したがって、いつでも利用できるという、こういったことを周知してまいりたいと、早急に行なってまいりますのでよろしくお願ひをいたします。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 今の答弁でいつでも利用が可能ということで、一般の人たちが行っても利用できるというような形で検討をされるということで解釈をしたいと思ひます。ぜひよろしくお願ひします。

（３）でありますけれども、あそこのみんなの森の中には赤松の小屋、林望台、かたらい亭の3つの施設が整備をされております。みんなの森は大芝高原の中心施設、味工房だとか大芝の湯、レストラン等からは少し離れております。せっかくみんなの森に来ていただいた利用の皆さんにもっともこの湖より北側にある味工房等の施設を知ってもらい、そこにぜひ寄っていただきたいというようなことを考えたらいいいのではないかとこのように思ひます。この3つの施設等のところへもパンフレットを置いて1人でも2人でも帰りにパンを買っていただくとか足湯に入ってくださいとかそんなような形で宣伝ができたらなというふうに思ひます。中にはウオーキングが主で、ほかのところは寄らなくて終わったらすぐ家に帰ってという、こういうような人が結構いるようですけれども、そういう人たちにも根気よ

く大芝高原の全体を知ってもらうということの中で、こういう施設のところにもパンフレットやなんかを置いて利用客の皆さんの誘導を図ってはどうかというふうに思いますので、この辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3 番目の質問であります。

みんなの森から公園内各施設の誘導についての御質問であり、現状では運動のために継続的に森林セラピーロードを利用されている方が大半ではないかと思っております。そんなことでありますけれども、さまざまな宣伝というのは必要でありますので、今議員おっしゃられたような方向で考えてまいりたいというふうに思います。ただ、林望台やかたらい亭につきましては、これは風雨等の関係もありますので難しいというふうに思います。パンフレットを置くとすれば赤松の小屋に置いて宣伝をしてみたいというふうに思っております。

継続的な利用者の皆さんに対する大芝公園内のイベントPR、これも大切だというふうに思っております。最近開発公社が一般財団法人化したことのPRイベントとしてチラシをお持ちをいただければ森のカフェテラスで注文されるコーヒーに味工房でつくったパンをサービスするというようなそんなチラシを配布させていただいたところでもあります。40枚ほど配りました。そのうち18人の方が森のカフェテラスを御利用いただいております。そういった効果は出てきておるというふうに思っておるところであります。

しかし、難しいのはPRの方法であります。歩行のペースが乱されるとかいろんなことがあります。かなりおしかりを受けたという、こんなこともお聞きをしておるところでございます。考えてみますとみんなの森を利用される方は健康目的で来ておられる方が大半でありますので、そういったことの妨げになるような行為というのはどうなのかなという思いもあるわけであります。私もたまには利用をさせていただいておりますけれども、ペースを乱されるという、このことはわかるような気がしておるところであります。

したがって、利用者の立場を考えますとみんなの森ではやはり看板による誘導が一番適しているのではないかというふうに思っておりますので、コースのスタート地点に公園内施設への誘導看板を設け、またイベントなどのポスターやチラシ、その看板に張れるようなそんなことが必要ではないかというふうに思っておるところでございますので、その辺は検討しながら設置をしてみたい、こんな考え方でおりますのでよろしくお願いをいたします。

また、赤松の小屋には大芝高原全体のPRができるようなパンフレットを置いてまいりますのでよろしくお願いをいたします。看板の設置、このことは実施をしてみますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 3 番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 前向きの答弁ありがとうございました。

確かに先日もパンを配布するというチラシ、パンフレットもじゃげて捨ててあったという人もいます。かえって高原が汚れてしまうようではいけません。いろんなPRの方法に努力されるということについてはとてもいいことだというふうに思います。さらに改善を加えて誘導等にも向けていただきたいと思いますというふうに思います。

1 番目の質問を終えたいと思います。

2 点目のスポーツ振興へのかかわりの強化という点であります。

県内でも全国的なスポーツに対して自治体が積極的にかかわる傾向がふえてきているということで、とりわけサッカーの、長野県の中には2つのチームがありますけども、先日も安曇野市では松本山雅のチームに運営資金として数百万円の資金を出していくというようなことが報じられておりました。お金のかかることですので大変なこともありますけども、スポーツ振興という部分については前向きに進んでいる点は評価をしたいなというふうに思います。

そうして見たときに、本村では信濃グランセローズが球団の創設当初から大芝高原に春季のキャンプとして訪れております。当初は非常に後援会等そういうのも盛り上がっていたわけではありますが、ここ何年かは少し村の中で支援体制がちょっと静かになっちゃっているかなと、こういうふうに思います。

村内から出た選手の個人的な後援会というのが発足しているのですが、その方が退団された後、村としてのかかわりというのは会場を持っている自治体というような感じのつながりだけかなと、せつかくです。この球団がさらに伸びていくように、このところ成績も向上してもうすぐ5割に達しようかというような形で活躍しているところがあります。村としてもこれから支援の体制を強化していくということもスポーツ振興、さらには観光の面からもプラスになっていくのではないかなということでもありますので、村としての後援会とかいう形でできないものかなというふうに思います。さらに昨年からバレーボールのV C長野のチームもこの村に本拠地として誕生しました。こういうものに対しても同じように積極的にかかわっていくということを目指していけばより一層振興につながっていくのではないかなというふうに思いますので、この辺のところの考え方を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） スポーツ振興のかかわりに対する質問であります。

御指摘のように、B Cリーグ信濃グランセローズはチーム創設から毎年シーズン入り前に大芝高原で春のキャンプを行っており、ことしで6年目となりました。4月1日のキャンプインのセレモニーでの歓迎や、また信濃グランセローズに対しましては5月3日、伊那市の県営球場で行われました公式戦に合わせて地域イベント、南箕輪村として各種催しで会場を盛り上げ、球団を支援しながら地元のPRに努めておるところであります。

後援会の話が出ました。村内の出身者がいる頃は本当に後援会も盛り上がったところでございますが、退団してからは御指摘のような面もあろうかと思えます。しかし、この後援会の結成というのは村が直接かかわるのではなくて、サポーターが中心となって考えていくべきではないかというふうに思っております。したがって、そういったサポーターの皆さんを中心としながらそういった後援会ができていけば一番理想であるというような、そんな考え方であると思いますので、ぜひ山崎議員もそういった中心的な役割を果たしていただければありがたいというふうに思います。

また、この社会人バレーボールチーム、V C長野、このチームは南箕輪村を本拠地として活動しております。南箕輪わくわくクラブの登録団体にも加入し、定期的に村民体育館で練習も行っております。ことしの2月には村民体育館、中学校体育館を会場に行われました全国6人制バレーボール男子、東部地区決勝リーグ大会に出場をいたしました。この開催に当

たりましては、南箕輪わくわくクラブを通じて会場費の減免や選手の送迎などこういった支援もさせていただいたところがございます。したがって、今後とも村として積極的にかわり支援はしてまいります。しかし、後援会等々につきましては、先ほども申し上げましたようにサポーターを中心としながら結成をしていただければありがたいというふうに思います。また、信濃グランセローズ、あるいはバレーボールのVC長野という、南箕輪を本拠地やあるいは準本拠地にして活動しているこういったクラブチームやプロ球団があるということは本当に誇りに思っておるところでございますので、村もかわれる範囲、積極的に支援をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 信濃グランセローズの場合は、ここへ来た経過として、もともとサポーターの人がいてここへ誘致ということではなくて、村がここにキャンプをする当初から深くかかわってきた経過もあると思います。そういう点でサポーターの皆さんが自主的にというのもこれは当然わかりますが、そういう動きを待っているんじゃなくてそれに対して村のほうも少しきっかけをつくってやるとかっていうような形で動きがとれないものかなというふうにも考えますが、その点はどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 信濃グランセローズにつきましては、村が積極的にキャンプ地としてお願いをした経過がございます。これは私、直接お願いをいたしました。そういったことで少しでも大芝高原を含めた村の宣伝になればという思いで始めたところでございます。6年の中に球場の施設整備や、あるいは大芝荘の宿泊等々につきましては、かなりの金額を要しておるところでございます。そういった面の支援はこれからも積極的に、最初の経過からすればしていかなければならないだろうというふうに思っております。

後援会結成等々につきましては、村も全く関与しないという、こういうわけではございませんけれども、やはりサポーターを中心とした一般の皆様方の盛り上がり、こういうことが必要というふうに考えておりますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。と同時に、信濃グランセローズ、優勝していただければさらに盛り上がるのではないかという、こんな期待もしておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） ぜひ今すぐということではありませんので、そういう芽が出てきたときには積極的に支援等もこれからもよろしくお願いします。

優勝という話も出ましたので、そのときにはぜひ優勝したら皆さんでお祝いをするとかいう形できっかけをつくっていきいたいというふうにも考えますので、お願いしたいと思います。

3点目であります。商工業振興資金の融資制度について、村にはこの商工業振興資金の融資あつせんのための規則が整備をされております。非常に今経済の状況がまだまだ回復しない状況の中で、中小企業の皆さんも非常に大変な事業の運営をしているわけであります。

そこで（1）でありますけれども、商工業振興資金の利用状況についてまずお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 商工業振興資金の融資制度についての御質問であります。

御存じのように、この制度につきましては、利子補給や、あるいは保証料の補助、全額補助というようなこんな部分がありまして、商工業の振興に寄与している、こういった制度であります。本村の場合は、総額で1,000万円の貸し付け限度額を設けながら1%から1.8%の利子補給をしておるところでございます。本村の制度はこれは郡下でもトップクラスのそういった充実した制度になっておるところであります。この利子補給を縮めたり、あるいはやめたりというようなそんな市町村も出てきておりますけれども、本村の場合は1%から1.8%、きちんとこれからも継続をしていきたいという、そして商工業者支援をしてまいりたいというふうに思っておるところであります。

利用状況でありますけれども、このサブプライム住宅ローン、あるいはリーマンショック、この辺にかけましては件数、融資とも増大をいたしまして融資額は2億円を超えておったというような、こういうことであります。しかし、それ以降は件数や限度額も減ってきております。昨年度貸し付け件数では34件、金額で6,739万円となっております。そのうちの4分の3が運転資金、4分の1が設備資金の貸し付けとなっております。こういったことを見れば運転資金が大変でありますので、やはり経済状況、大変厳しいという状況がうかがえるところでございます。

平成24年、3月末の貸し付け残高の総額は、3億2,400万円余りとなっております。まだまだ9億円という限度額がありますので、そういったことから比べるともう少し利用していただけるというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） （2）と（3）ちょっと関連で一緒に質問をしたいと思います。

（3）のほうですけれども、何人かの中小の製造業者の皆さんと話をしてくるに、資材等、仕事が入ったときに急遽資材を調達して、そういうときに短期的に早く資金を必要とすると、そうしたときに製品ができて販売をすればまたその決済ができるんだけど、こういうような早急に短期の融資というものがしてもらえればいいなというような話も何人かの方からも聞いてきたところでもあります。そういうような点で、現在運転資金等を申請して、それを審査をして金融機関に伝えるというような時間は平均してどのくらいかかるものだろうか。業者の皆さんが早急に資金を必要とするというようなときのために、現在の資金制度をもう少し充実というか、例えば商工会に入っている条件で、商工会の皆さんから保証というか、そういうものを取りつけながら早くに融資を実現させてやるというようなことは検討できないものかというふうに思いますが、この点をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 商工業振興資金につきましては、当然実際に貸し付けを行う、こういった場合には金融機関、それから公的保証人となります長野県信用保証協会、それに商工会と村がそれぞれ協議をしながらという、こういうことになっておりますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思いますけれども、一般的な案件につきましては、その協議を含めまして1週間程度必要となっておるところであります。場合によってはまだまだもう少し時間がかかる場合がありますけれども、その状況によりましてできるだけ速や

かに実行ができるように今そんなことでやっておるところでございます。したがって、資金実行までに多くかかっても2週間まではかからないという、こういう状況で今対応しておりますので、そんな点はよろしく願いをしたいというふうに思います。

また、年末年始等でありましても、事務手続きができるように連絡体制というのはきちんとしておるところでございます。それから、短期的な資金、このことでありますけれども、まさにこの運転資金というのはそういった部門に活用していただければというふうに考えておるところでございます。

いろんな制度ということも考えられますが、商工業振興審議会、こういった会議がありますので、そこにお諮りをしながらいろんな意見をお聞きしておるところであります。この主力は金融機関や商工会や信用保証協会でありますので、その皆さんの御意見をお聞きしながら今も進めておるところでございます。運転資金を利用していただければというふうに思いますし、新たな制度をつくる場合に一番の問題はこれは信用保証協会との関係であります。ここで保証していただかないと資金が出ていかないという、こういうことでございますので、そういった調整も必要になるところでございます。商工会が保証人というような、こんなお話もありましたけれども、それは難しいんじゃないかというふうに思っております。やはり県の信用保証協会、このことが保証をしながらその保証料は全額村で補助をしておりますので、そんな制度を活用していただければというふうに思います。

いずれにいたしましても大変厳しい時期でございますので、できるだけスピーディな事務処理を行うことと同時に、新たなそういった制度等につきましては、また審議会の御意見もお聞きをしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ただ、今までも常にその審議会の御意見をお聞きしながらよりよい制度設計をしてきております。したがって、先ほども申し上げましたけれども、この制度につきましては、上伊那郡下一の制度という、こういったことはそういうことで御理解もいただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 長くとも2週間という、1週間程度でも借りられるような状態になるということで安心した部分もあります。新しい制度は非常に難しいと思いますけれども、これからも審議会等意見をお聞きしながら中小の皆さんの積極的な利用ができるような形で村もかわっていつていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

最後になりました。4番目の質問であります。

村長は5月に昨年から村が人件費の支援をしております大槌町を訪問されて、全員協議会の中でも一定の報告をお聞きしたところでもあります。私が昨年質問した部分につきましても、大槌町とも長い支援形態をとっていきたいというような答弁がされております。そうしたときに、今後どんなような支援形態が考えられるかお聞きしたいなというふうに思います。

1番目としては、その中でいろんな支援形態もあると思いますが、（1）として相互の援助協定、近隣の市町村とか業者の人たちとの援助協定は順次されてきておりますが、遠隔地のこういうような被災地との間でも相互の援助協定というのは可能かどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大槌町との支援の問題であります。これは冒頭のごあいさつでも

申し上げましたし、議会の全員協議会の中でも申し上げたところであります。本当に復興、これからでございます。大槌町につきましては、津波や直後の火災により人口の1割の皆さんがお亡くなりになられたという、本当に大変な状況であったところであります。また、町の経済基盤、多くが流出をしてしまったということでもあります。本当に経済的にも大変厳しい状況が感じとれたところでございます。

しかし、大槌町も平成23年12月に大槌町東日本大震災津波復興計画、策定をしております。今、以前の状態に戻るようなこういった施策を進めておるところでございます。そういったことを見れば、本当にこの防災体制というのは必要だなということを強く感じたところであります。本村の場合でも防災を主にしながら協働の村づくりを今行っておるところでございます。そんなことを学んだところでもございます。

相互協定の件であります。可能かどうかということになればそれは可能であります。しかし、大槌町は今復興に向けたプロジェクトチームがスタートしたばかりでありますので、そんなことも考えていく、大槌町の考え方もあります。同時に片道10時間以上かかるという、こんなこともございますので、すぐ相互援助協定というのはこれは難しいのではないかとこのように思っておるところであります。

できる支援、どういった支援が必要なのか。このことは常に考えながらまた村の社会福祉協議会とともに支援をしてまいりたいというふうに思っておるところであります。私が行ったときの問題といたしますか、そのときにはやはり人的支援、このことが一番必要だというふうに訴えられていたところでございます。しかし、本村も人口が増加する中で職員数が十分という、こういう体制ではないわけでありますので、そういったことは少し難しいのかなというふうに考えております。それ以外の支援につきましては、また社協とも相談をしながら長い目で支援をしてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 人的支援ということで、確かにそのとおりであります。本村も村の段階で職員数にも限度がありますので、人を直接支援というのは難しいかと思えます。私が昨年行ったときにも、最後のほうにはやはり大きな名古屋市だとかそういうところから支援が来ている、やはり小さな町村からはそう長くはできないということは、これは現実の話ですので仕方ないかと思えます。時期を見ながら大槌町のほうの体制が整ってきたときにはこういうような協定等も検討をされてはいいのではないかと思います。

（2）ですけれども、今東北の各自治体、福島県の原因関係のところは別として、東北のところのとりあえず放射能的には安全な地域で災害を受けたところについては、テレビ等でも見ているとぜひボランティアということではなくて、ぜひこちらのところの現状を見にきてほしいと、そういうようなのをいろんな自治体の首長さんが言っているのを見たこともあります。確かに今この問題を風化させないためにもぜひ来て現状を見ながら、それで少しでもお金を落としてそれを復興の糧にもしていきたいというようなことであります。そういう意味で観光面というか、そういう部分の交流もこれから考えられるのではないかと思います。これは大槌町だけということではありませんけれども、そんなところでもできるかどうか、この辺のところも少し考え方をお聞きしたいと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 観光面の御質問でございます。

大槌町につきましては、これは観光というこういう町ではございませんので、そういった面は難しいのではないかというふうに思っております。東北地方全体で考えていくべき問題ではないかと思えます。

私も5月の初めに行ったときにはこの大槌町に泊まったわけではなくて、隣の市に泊まりました。まだまだホテルも復興しておらず、寝具や日用、歯ブラシ等も持参をしていったというようなこんな状況であります。しかし、東北全体では観光面、力を入れておりますので、そういった部分で大勢の人が東北を訪れていただく、このことは必要だろうというふうに思っております。

そんな思いもありまして、ことしの区長会の研修視察では、東北方面に行くことで決定をさせていただいたところであります。6月23日から2泊3日で、東北方面被災地も入れながら区長会で見ていただく、こういう日程を組んだところでございます。

観光での交流、このことはやはり民間レベルといいますか、観光のそういった業者等を通じてということになりますので、そんなことが活発になればいいなという、こういうことを期待をしておるところでございます。

村では公的な団体のそういった視察だとかそういった面につきましては、東北方面へ行っただけならばというふうにそんなお話はしてまいりたいというふうには思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 具体的に区長会で旅行に行かれるということで、さらにいろんなグループの皆さんも観光を通じての交流ができればいいなというふうに思います。その辺も口頭でみんなで宣伝をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願ひしたいと思います。

4点の質問終わりました。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで3番、山崎文直議員の質問は終わります。

続きまして、1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和。6月定例議会一般質問をさせていただきます。

最初に、少し残念に思ったことがありました。それは6月6日付のある新聞の記事で、緊急医療情報キットのことを取り上げてありました。素早い救急へキット拡大、と。あれ、南箕輪村が書いてないのです。私が昨年12月一般質問で提案して、今年度導入になっているのですが、この記事を読まれて村民がどう感じたかと思うと少し残念です。メディアとして調査をして正確に記事にさせていただきたい。南箕輪村もこの緊急医療情報キット、今年度導入になります。よろしくお願いします。

さて、昨年の大震災から1年が過ぎ、各地域で防災力の強化が見直されております。行政の最大の役割は村民の命と財産を守ることです。しかし、行政の行えること、できる範囲も限られています。防災の要素は自助・共助・公助です。特に昨年の大震災では改めて自助・共助の大切さが強調されました。そこで今回共助の防災、減災について伺います。

私も先月、栄村、東北と大震災から1年が過ぎてどうしても自分の目で現地を見ておきたくて個人で行ってきました。いまだ進まない復興に胸を痛めました。一日も早い復興を願うとともに、できることは応援していきたいと思います。村長も支援をしている大槌町に行ってきましたが、実際に現地を見て、先ほども話されておりましたが、これから長として考えるとき、南箕輪村に必要なこと、また感想などを聞かせてください。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、医療キットの話がございました。私も新聞を見てすぐその朝、住民福祉課に確認をいたしました。取材はなかったのかと、なかったという、こういうことで、ああいう記事が出るとはわからなかったところでもあります。そんな点は私も本当に残念だったかと、ここにも報道機関の皆さんおいでになりますので、きちんとした取材をしていただければありがたいというふうに思っておるところでもあります。その点につきましては百瀬議員と全く同じことを考え、すぐそんな話をしたところでございますので、御理解をお願いをいたします。

防災の面で幾つも質問をいただいております。大槌町に行った感想等々であります。

私の政治信条の柱、これは村民一人一人が安全で安心して暮らせる村づくりを目指しておるところであります。そのためには、防犯、防災から村民の生命、財産を守る、防犯、防災に強い社会基盤整備に努めていかなければならないと強く思っておるところでございます。と同時に、この安心、安全というのは防災、防犯だけではございません。福祉や教育やいろいろな面すべて環境の部門、こういったものも含めての安心、安全、そして住みよい村づくりができれば一番理想的でありますので、そんな村づくりに努めていくようさらに推進をしていかなければならないと思っておるところでございます。

今回の東日本大震災被害等の検証を参考にしながら、本村でも地域防災計画の中にも必要に応じて対策を講じていく必要があるものと考えておるところでございます。大槌町では、町長を初め管理職を含む多くの職員が被災し、また庁舎自体の被災により、行政機能が危機的に低下をしてしまったところでございます。本村で発生する大規模災害は幾つか予想されるところでありますけれども、天竜川につきましては、激特事業により整備されておりますので、当面はこの伊那谷断層を初めとする活断層と東海、東南海、南海を震源とする3連動地震が最も心配をされるところであります。その中でまずは村民の皆さんに訴えていかなければならない、こういったことは自分自身で身の安全をまず確保していただくこと、このことは常に訴え続けてまいりたいというふうに思っておるところであります。

大槌町のように理事者や職員の被災も十分に考えられます。最終的には地域住民の協働による自主防災会、これが主体となって避難所の運営をしていただく、このことは重要だろうというふうに思っております。そのためにも、自主防災会の充実、このことを図っていかねばならないというふうに思っております。そんなことにはこれからも常に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） それが一番大事だと思います、私も。それで地域で力をあわせて助け合う自主防災会、平成13年に各区に設立して10年が過ぎます。組織づくり、活動に地域

差が生まれていると感じます。名前どおり自主防災会ですから、各地域で自主的に率先して取り組むことですが、10年が過ぎても変わらない現状を放っておけないと思い、今回質問させていただきます。

組織づくりが進まない、自主防災会に対して行政としてできることは何かと考えました。私は村が防災指導員、防災アドバイザー、名前はまたつけていただければいいのですが、そのような方を任命して組織づくりが進んでいない地域に指導に入っていただき進めるしかないかなと考えますが、村長の考えを伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今回の震災を受けまして、本当に自主防災の重要性というのは感じたところであります。

本村の状況を考えてみますと、御指摘のように地域間格差がある、このことはそのとおりでございます。昨年各組まで入りまして協働の村づくりの説明会を実施しましたが、その中ではごみの問題もありましたが、東日本大震災の直後ということであえて自主防災会をキーとして自主防災組織の重要性も説明をさせていただいたところであります。

また、今月号の広報の中におきまして、平成18年の天竜川豪雨災害、このことを経験した皆さんの声、思いを掲載させていただきました。常にこういった啓発、啓蒙活動というのは必要であろうというふうに思います。

この自主防災組織を立ち上げるには、本当に強いリーダーシップとかなりの労力や忍耐が必要となってまいります。地域の中で醸成していかなければ解消できないというふうには考えておるところでありますけれども、一方で、今回大槌町を訪問して感じたところでありますが、防災関係に従事しました専門の方々を防災アドバイザーとしてお願いし、自主防災会の支援をお願いできればという、このことは私もその必要性を感じたところでございます。したがって、名前はまだどういうふうになるかわかりませんが、防災アドバイザー的な人を任命して、それぞれ自主防災会の指導やらお手伝いをさせていただく、こういったことが一番いいのかなという、そういう考え方をもっておりますので、どういう方向や方法がいいのかということこれから検討させていただきたいというふうに思います。

合わせてこの防災に関する十分な意識や知識、技能を有する防災士が養成できればというふうに思っておるところであります。この防災士につきましては、役場の職員や消防団員やそういった皆さん、希望があれば積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。この方針につきましては、今見直しをしております地域防災計画の中にも追加をしており、今後要綱等の整備にも努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

方法等につきましては、どういったことが一番いいのかなということで検討させていただきたいと思います。必要性は私も感じておりますので、同じ方向で進めるのではないかなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） ぜひとも早急に行政で取り組む部分は早目に行っていただきたいと思います。

自主防災会の組織づくりはやはり急務なのですが、その中で少し支障になる部分をこれか

ら言わせていただきます。

行政が推進しておかなければならないこと、共助の推進なのですが、先ほど述べたように、各地域で自主防災会の組織づくりが違っております。いまだに公助の部分、行政が何とかしてくれるとか、行政がやることだとか、勘違いされている方々がおられます。大震災が起これば行政が村民全員を守ることはできません。地域の共助が要になるのです。例えば、役場職員が3分の1被災して、すべてのインフラが壊滅したとしても、発災後3日間を地域住民だけ、共助だけでもちこたえる地域力をつけておかなければならないと考えます。災害時に住民が支え合う支え合いマップづくりが必要だと考えます。自主防災会の先進地域を除いてほとんど進んでいないのが現状だと思います。社協と協力して早急に取り組まなければならないことだと考えます。

しかし、その中で困ったことが個人情報保護条例です。条例施行に伴い、個人情報は何でも保護の誤解や、過剰反応から名簿作成やマップの製作に支障を来しているのも事実です。大阪のある市では、住民が安心して名簿を作成できる仕組みづくりを定めたそうです。ふれあい安心名簿条例だそうです。個人情報に配慮して市長が認証するシステムにしたそうです。地域を活性化させるために大切な施策だと考えますが、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域力を高める、自主防災会を高める、こういったことは共助が必要である、そのことはそのとおりだというふうに思います。しかし、より多くの皆さんにそのことを理解していただかなければならないところでございます。本村の場合は往々にしてこの公助の部分、趣があるのではないかと、私はずっと行政を担当してまいりましたが、昔から公助部分というのをもちろん行政として推進をしてきた、そういった面もありますのでそれはやむを得ないかなというふうに思います。共助、このことをこれからどうしていくのか、今、昨年から始めたいろんな説明会やいろんな行事の中でそんなお願いもしてきておるところでございます。

地域住民支え合いマップの御質問がございました。御指摘のとおり、この支え合いのマップ、この作成には個人情報保護法、これが壁になっておる、このことも事実であります。ただこの個人情報保護法は、この支え合いマップの作成だけではなくてあらゆる面の障害になっているというふうに私も感じておるところであります。特に福祉面におきましては、本当に困ったなという、こういった面もあるところでございます。

大阪の箕面市では、住民が安心して名簿を作成できる仕組みづくりとして、箕面市ふれあい安心名簿条例を制定しております。しかし、この条例でも情報収集に当たりましては本人からの同意を必要としており、本村の自主防災会でも本人から同意書をいただいてマップづくり務めておりますので、そんな点では全く条例をつくっても同じようなプロセスになっておることでもあります。個人情報の保護のこの法律の枠組みをクリアする、このことは大変難しいのかなというふうに思っておるところでございます。しかし、できるだけ本人の同意をいただきながら支え合いマップに反映できるようにしていかなければならないというふうに考えております。

と同時に、この支え合いマップも前進をしているかというとなかなか前に進んでいない面もあるところであります。一部の自主防災会では取り組んでおられます。しかしまだまだ取り組んでいない防災会のほうが多いわけですので、全自主防災会が取り組んでいただ

けるようなそんなお願いもしてまいりますし、先ほどとの質問にも関連もしてまいりますけれども、そうするためにはどうしても防災アドバイザー的な皆さんがその自主防災会に入って御指導なり、あるいは方法なりそういった面を手助けしていく、支援をしていく、そういうことが必要ではないかというふうに強く感じておりますので、その辺を含めましてまた考えてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 個人情報保護審議会等も村ではありますので、そこら辺でもしっかりと話をしていただいて、村としてどう取り組めるかを進めていただきたいと思います。

災害時の情報の伝達手段とデジタル防災無線に移行した後の実態調査について伺います。

伝達手段としてソーシャルメディアの利用も私はあるかなと思います。ソーシャルメディアとはインターネット技術を利用して文字、映像、写真などの情報を個人が自由に発信できかつその情報をもとに双方向でユーザー同士が交流できる場を差します。メディアというとこれまではテレビ、新聞などのマスメディアが中心で情報が一方通行で伝達されていきました。最近ではスマートフォンやタブレット端末の普及も手伝って、ソーシャルメディアの利用もふえています。特に昨年の東日本大震災の 3 月には各メディアの訪問者数に山ができています。それは被災者の安否確認や被災者からリアルタイムの情報発信に大きな役割を果たしたからだと思います。代表的なサービスとしてミクシーやフェイスブック、ツイッターなどがあります。サービスの中身は多種多様ですが、若い世代の人たちへ向けての発信手段として検討をしていく価値はあると考えます。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防災情報の伝達方法の御質問でございます。

本村の場合には、デジタル防災行政無線を整備したところでございます。と同時に、戸別受信機を大幅に増設をしながらこういった問題に対応をしておるところでもあります。さらにケーブルテレビやメール配信、こういったことも通じながらそれぞれの情報を流しておるところでもあります。

メール配信につきましては、本当に徐々にではありますが多くなってきております。これはありがたいことであります。今、議員が申されましたソーシャルメディアの利用であります。インターネット上で提供されるサービスとなりますが、村が積極的な参加によって成り立つ、こういったことも理解はできるところであります。災害というのは情報が錯綜する、このことが予想されますので、正確な情報管理による提供ができてこそ、このユーザー間のコミュニケーションのサービスが提供できるものというふうには考えておるところであります。

先ほども議員が申されましたように、仮に職員の 3 分の 1 が被災した場合において、これだけの余裕があるとは思えず、他に優先すべきことはたくさんあると思います。むしろ議員が述べられたように公助の部分だけではなくて、地域の公助の部分で避難してきた方々などがそういったことを活用しながら情報の収集や発信をしていただくことが重要だと考えておるところであります。そのことも発災後 3 日間を地域住民だけでまた共助だけでもちこたえる地域力の一つだというふうに思っておるところであります。

情報伝達いろいろあります。本当にその場その場で的確な情報が発信できるのかどうかと

というのは、これは本当に被災した場合には難しい部分もあろうかなというふうに思います。私も平成18年の豪雨災害、経験をいたしました。初めて南箕輪村で避難勧告、避難指示を出し、そのときの状況は今でも頭に浮かんでまいります。本当に情報発信、あるいはマスコミへの対応、こういったことは大切だなというのを実感しておりますので、それからその経験を生かしながらそれぞれ避難所にさまざまなそういった機械、設備、器具、そういったことも設置もさせていただいておるところでございますので、よりよい方法を模索をしながら情報発信していく、そんなことに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 正確な情報、確かに村民への安心を与える第一歩だと考えます。時代も進んでいますので、どんな方法があるかしっかりと考えていただき、村としてできることをやっていただきたいと思います。

昨年も提案しましたが、東日本大震災の避難所で授乳スペースや更衣室がない避難所があったことから、防災計画に女性の視点を加えていただきたい、また生活弱者への配慮が必要と考えます。避難所や備蓄品についても高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人などにも配慮した計画が必要だと考えますが、村としての計画がどの程度進んでいるか、村長に考えを伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） この問題につきましては、昨年の12月定例会にも議員から防災対策等に女性の意見の取り入れという御質問をいただきました。ことしの自主防災会議、この点を踏まえまして自主防災連絡会に女性の登用や女性からの意見の集約、このことをお願いしてまいります。ぜひ自主防災の中に赤十字奉仕団や女性部を設けていただくようなそういったお願いもしてまいりたいと思っておりますので、そんな点は御理解もお願いをいたします。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、この自主防災会にも本当に地域力の差がありますのでどの程度できるかということはありませんけれども、お願いをしながらできるだけ女性の意見を取り入れていただくようなそんな組織ができるよう、また村も支援をしていかなければというふうに思っておりますのでございます。

今、地域防災計画の見直しを進めておりますけれども、今回の変更にはそういったことは間に合いませんけれども、今後も原子力対策編の変更も予定もしておりますので、その折には女性の皆さんにも参加していただき意見を反映できればというふうに思っております。

避難所の体制の問題が出されました。残念なことに、本村の場合にはそれぞれ公共施設が避難所になっておりますけれども、余りそういった施設が整っているところはないわけでありまして。今後は計画的にそういったことはしていく必要はあろうかなというふうに思いますけれども、ただ村の公共施設につきましてはそれは可能でありますけれども、地区のコミュニティーセンターや公民館などが避難所になっておる、このことも数多くあるわけでありまして、その辺はまた各区との話し合いも必要となってまいりますし、また多額の費用も要するという、こういう面もあろうかと思っておりますので、その辺は計画的にやっていく必要があろうかというふうに思います。

東日本大震災以降、備蓄品の増強だとか、あるいは一番感じたのが水やそういったものの確保、これは今大芝高原の井戸を再利用する、このことは今年度からできてまいります。それに加えていろいろな設備的なものはどうかという、この再点検もしながら計画的に進めてまいりますのでその点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしく取り組みをお願いしたいと思います。

次に、南箕輪小、南部小学校で実践的な避難訓練を実施されたそうですが、内容、今後の課題があれば聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 御質問がありました小学校の実践的な避難訓練を行った様子についてお答えを申し上げます。

南箕輪小学校では5月2日、南部小学校では5月9日に、緊急時児童引き渡し訓練を実施いたしました。児童だけでの下校が困難な状態に陥った場合に備えて、各家庭への緊急連絡伝達方法や、保護者への円滑な引き渡しを目的として行った引き渡し訓練です。説明や手順に若干不十分さはありましたけれども、南箕輪小学校では全児童の9割、南部小学校ではほぼ全員の児童を引き渡すことができました。終了後のアンケートでも8割強の保護者の方々からスムーズにできてよかったとか、こういう訓練ができたことは本当によかったという評価をいただきました。

ただ、南部小学校では職員数が少ないため車の誘導、それができずに渋滞になってしまったという反省が出されております。課題として保育園から小学校、中学校、すべてのところにおいて予想される大規模な場合の予想される引き渡し、これをこういう混乱を回避するため、相互の連携についての打ち合わせや訓練、こういったものが重要であります。そのためにはだれがイニシアチブをとるのか、これが大切だろうと、そういうふうと考えております。また、保護者や家庭への連絡方法につきましても災害のため情報網の寸断も予想しなければならないこと、道路の渋滞とか通行止め、こういったことも考慮して入れておく必要があらうとそう思っておりますので、今後またさらに検討してまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 大変いい訓練をされたなということで評価したいと思います。また、いろいろな先ほどあった課題をじゃあ一つ一つどう克服していったらいいかというのをやはり現場の先生たちとしっかりと話をさせていただいて、2回、3回と回数を重ねて訓練を行っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

今年度から導入される被災者支援システムについて伺います。

試験活用はどのように行うか、また活用するシステムの内容はどのシステム等を使うのか伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 被災者支援システムの試験活用の御質問でございます。

この事業につきましても議員から提案された事業であります。整備状況であります。住民基本にかかわるデータの整備が終了いたしました。今年度の防災訓練には1つの地区を特

定し、試験的に稼働をしてみたいと考えております。現時点ではどこの地区にするかということはまだ決めてないところでございます。今後につきましては、要援護者のシステムや倒壊家屋のシステムも追加していく予定であります。しかし、完成するにはまだまだ時間がかかりますのでそんな点は御理解をお願いいたしたいというふうに思います。

基本にかかわる住民データの整備が終わったところでございます。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） はい。ことしの防災訓練ではしっかりと試験活用をしていただきたいと思います。

公共の建物の災害が起きたときに、地域住民の命を守る重要な防災拠点となります。それだけに発生が懸念される首都直下型地震、東海、東南海、南海の3連動地震などに備え、耐震性を高め、防災機能の強化も行ってきましたが、しかし東日本大震災では、天井、照明、壁などが落下して避難所として使用できなかったケースや、地震発生時に大惨事をも招きかねなかった例が、非構造部材の耐震強化の問題があると思います。村ではその非構造部材の耐震化についてどう考えてこれから進めていくか、村長にお考えを伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 非構造部材の耐震性のチェックであります。

村では、公共施設等々の耐震化は大分といいですか、ほとんど終わっているところであります。あと村の公民館、郷土館を残すだけになっておりますし、村公民館につきましては、本年度耐震診断を実施していく予定となっております。

この特殊建物等の定期検査というのは、これは毎年やっております。この検査の中で、この非構造部材の耐震性のチェックとは異なりますが、二、三年前から非構造部材のチェックもできる範囲で実施するような指導がされております。このため体育館の一部では指摘もされておるところであります。そういった指摘を受けたところについては対応していかなければならないというふうに思っております。考えてみますと、地震によりますこの落下物、転倒物等々、人的被害を引き起こす、そんな危険性もありますので、特に保育園や学校施設、こういったところは重要でありますので、前向きにこれはとられていかなければならない問題であるというふうにとらえておるところでございます。指摘を受けたところは速やかに実施をしていく必要性もあるというふうに思いますので、この辺はまた計画的なことも必要になってまいりますのでその点もよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 当然、計画的に行わなければいけないと思いますが、なるべく早い対応をお願いしたいと思います。

先ほども村長も述べられておりましたが、今月の村報、避難すること、出ていました、掲載されました。これは大変僕はよい企画だなと評価したいと思います。

防災はいつもの備えが必要です。そこで村で「家族会議の日」を制定してはいかがでしょうか。家族で防災について話し合い、意識づけを行ってもらう日にしていただく。1、我が家の防災力チェックシート。2、非常時持ち出し品チェックシート。3、我が家の備え、地震対策ハンドブックなどを活用して、親子、家族で話をする。災害発生時に避難場所やルートの確認、連絡方法、非常持ち出し品、家の中や周囲の危険箇所などないか、安全確認などをしていただくことができる日にしていければいいと考えますが、村長のお考えを伺いたい

と思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 「家族防災会議の日」の制定の御質問でございます。

全国的にそういった日を設けようとする自治体もあるようであります。国におきましては、防災記念日とかいろんなそういった日が設定をされておるところであります。1月17日、阪神・淡路大地震の発災、関東大震災の発災の9月1日、こんな日が指定をされておるところであります。しかし、このことは家族でどうとらえてどう対応するか、このことが一番大切だろうというふうに思います。常に家族が防災に対する意識を持ち、家庭内で話し合っていく。こういったことは啓蒙啓発活動に尽きるわけでありますので、そんな点はこれからも定期的にさせていただきたいというふうに思います。何を持っていくのか、あるいはどこに避難するのか、どこに集まるのか、いろんな取り決めをしておく必要があると、そして常に確認をしていく必要があるというふうに思っておりますので、そんな家族の日、家族同士で決めていただければ一番いいのかなというふうには思いますけれども、ただ、全村的に啓蒙していくには何らかの日を設定していくほうが啓蒙しやすいのかなという、そんな気もしておりますので、この辺は今年度開かれます自主防災会の連絡会に提起をしてみたいと、そこで御意見もお聞きをしたいというふうに思っております。

本村の場合には、大災害といえば平成18年の豪雨災害があるわけであります。7月18日ですか、そんなところの設定等々も考えられるわけでありますけれども、まずは自主防災会の御意見をお聞きをしてその皆さん、どんなふうに考えているのか、その辺から入ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 民意を反映していただき自主防災会の方たちもつくったほうがいいということを私は望みますが、7月18日が私も個人的にはいいんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

次に、子ども読書推進活動について伺います。

子ども読書活動推進法や、文字・活字文化振興法を受けて、村でも小中学校で朝の10分から15分間の読書を週2回ほど行っていると伺いました。また、平成20年から生後7カ月の子どもに絵本をプレゼントするブックスタートや読み聞かせを行っております。大変素晴らしい活動だと思います。読書がもたらす高い教育効果はいじめの減少、学力向上につながったと言われております。豊かな心をはぐくむ運動だと考えます。

そこで今回、各学校図書館を視察させていただきました。南部小蔵書1万2,000冊、一般開放している割には一般書が少ない、DVDありません。書庫もなく全体的にはちょっと今手狭にはなっているかなと思います。南側に環境がすごくいいところなのでテラスなどを出せたらすごくいい場所になるなと見てきました。南箕輪小、蔵書が1万5,481冊、多少雨漏りがしているそうですが今年度改修の予算が見てあります。本棚が多少少なくスチール製が2台ほど置いてありますが耐震性が少し足りないかなと思います。書庫の使い方も少しもったいないかなと感じました。南箕輪中学校なのですが、蔵書が1万1,300冊、机がかなり多く置いてありまして少し無駄なスペースができていかなって見受けられました。本棚も少し少ない。天井と壁が昔ペレットストーブをたいたときにすすけてしまって、そのまんまちょっと黒いまんまであります。3校とも文部科学省が定める蔵書冊数を上回っております。

す。3人の司書の先生方も子どもたちに本を好きになってもらおうといろいろと工夫をされて取り組んでおられる姿が見受けられました。

そこで、村としてできることはと思いまして、年次計画を立ててやはり図書館の整備をしていく必要があるのではないかと考えます。また、さらに活用を充実させるために学校の年間指導計画等に学校図書館を活用するよう努めるなど必要なのかなと思います。また中学校は図書館の利用がやはり部活がかなり忙しくなるそうで、余り使われないということなので全国的にもやはり同じ傾向だと伺いました。例えば雨降り、外でやる部活なら雨降りの日に部活を図書館で、例えば自分のやっているスポーツの本を読んだりルールを勉強するなど、利用する機会をふやしたらどうかと考えます。また、本当に整備されていて村としては学校3校とも非常に整備されていていいなと思うので、そこら辺をこれから村としてハード面の部分、ソフト面もそうなのですが、取り組む努力をしていっていただきたいということで村長と教育委員長に伺いたいと思いますが。

議 長（原 悟郎） それでは最初、唐木村長。

村 長（唐木 一直） 基本的には、学校図書館、あるいは中学校部活の読書の取り組みのことですので、教育委員会より答弁を申し上げます。

計画的な図書館の整備という話がございました。読書を習慣づけていく、このことは必要でありますので、この辺も十分教育委員会で検討していただきながら計画的な図書館整備が必要であれば村もそれに沿って予算づけをしていく、こういうことになりますので、教育委員会から答弁を申し上げます。

議 長（原 悟郎） 続いて、清水教育委員長。自席で結構です。

教育委員長（清水 篤彦） 御質問がありました1、2につきましては、教育長よりお答え申し上げます。よろしくお願いします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

初めに、学校図書館というのは、児童生徒の主体的な学習活動を支え、読書活動を通じて子どもの人間形成や情操をはぐくむ場としてその果たす役割は極めて重要なものがあると考えております。したがって、図書館の利用の仕方については心を配っているところでございます。

ちょっとお話をしますと、村ではこの3校に資格を持った村費の司書を配置しております。図書購入費も十分にいただいております。例えば平成23年には中学校のほうに約133万円余、南箕輪小学校には約九十数万円というようなお金をいただいております。こういった財政的な裏づけの中で文科省が定める冊数、学校で備えておかなくちゃいけない冊数の基準をすべて満たしておるところであります。ただ、平成23年度の実績を見ますと、南箕輪小学校では1人当たりの貸し出し数が約100冊でございます。学校が211日授業日がございますが、その中で100冊を借りるということになりますと2日に1冊の割合で借りているというわけですからかなり高い貸し出し数であろうかと。中学校のほうでは部活が入ったり、あるいは受験勉強に時間をとられるというようなことで極端にまた少なくなりまして、平均13冊、年間貸し出しをしております。

それから朝読書の話も出ました。中学校では毎日10分間朝読書を行っております。ただし一月に1度校長講話がございますので、その校長講話のときは朝読書は中止ですけれど、あ

とはほとんど学校行事に支障ない限り朝読書を行いまして、落ちついた環境の中でスムーズに授業に入っていける雰囲気づくりをしておるところでございます。なお、南箕輪小学校のほうでは週2日を15分、朝読書に当てていると。今、自分の手持ちの本を持って行って読んでいるわけではありますが、質的にもう少し高いレベルのものに切りかえていかなくてはいけないのではないかと、こんなふうに考えておるところであります。

それから、南部小の話が出ました。南部小は南箕輪村図書館の分館としてつくられておりまして、確かに議員指摘のように一般蔵書が少ないということが指摘されております。このことにつきましては、十分に南部小学校の司書とそれから村の図書館の司書の間に連絡がとれておりまして、必要な本につきましては、早速こちらのほうから届けると、決められたスペースの中でありますので、なかなか本を置く場所がないと、こういうところが課題になっております。いずれにしましてもそんなことでこれからの読書活動を続けていきたいと、こんなふうに考えております。

なお、二つ目の質問で、中学校での部活読書という新しい言葉をいただきました。中学校では、部活から少し離れたところでの学校生活も必要だろうということで、月曜日はなるべく部活を避けるというようなことになっております。議員御指摘のように、雨が降ったらルールブックを図書館を使って読み合わせをするなどというような計画はどうかと、こういうことでありますが、確かにクラブによってはそういうことも可能であります。雨の日も廊下を使ったり、階段を使ってトレーニングをやるというようなことでございますので、シーズンオフになりましたら何かいい工夫をして議員のお考えに沿うような形ものも検討してみたいと。いずれにしましても学校の司書と綿密に連絡を取り合いながら進めていくつもりでおります。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） しっかりと図書館、読書運動については進めていただきたいと思えます。

障害者福祉のバリアフリー化を推進するために、最後に伺います。

身体障害者補助犬法が成立して10年を迎えました。補助犬は視覚障害者の歩行を助ける盲導犬、肢体不自由者を手助けする介助犬、聴覚障害者に音を伝える聴導犬の総称です。補助犬法では、障害者の自立や社会参加を促すために、交通機関や多くの人が出入りする飲食店などで補助犬を受け入れるよう義務づけた法律です。2007年11月の改正法では民間の職場への受け入れも義務化されました。

しかし、一方で補助犬の普及にはまだまだ多くの課題が横たわっております。補助犬に対する社会的な理解不足もあり、ホテルや飲食店などで同伴を拒否されるケースがまだまだあるそうです。村内では補助犬同伴可という、こういうシールが全国的にあるのですが、私もまだ一つも見たことがありません。やはり障害者自身、我々もそうなのですが、障害者自身にも必要な情報が届いていないのかなという思いがあります。なかなか認知が進まない面がありますので行政としても理解を広げていく啓発活動が必要だと考えますが村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 時間も1分でありますので端的にお答えをいたします。

補助犬につきましては、何回かの法律改正でかなり進んでまいりました。しかしそれが徹底されているかどうかというそれはなかなかそういう状況になっていないということでもあります。本村にはこの補助犬該当がありません。ただ、上伊那管内で1件あるという、こんなことのようにあります。しかし、補助犬に関することを多くの方に知っていただくため、機会を設けて広報紙でもまた啓蒙を図っていきたいということ、それから村内の公共施設につきましては、補助犬受け入れのステッカーを玄関先に張るようにいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 宮田にちょうど犬協会がありまして私も視察をさせていただいたのですが、いろいろなイベントに来ていただけるというお話を伺っております。よろしく啓発活動をお願いしたいと思います。

民衆とともに語り、民衆とともに戦い、民衆の中に死んでいく、これは立党精神を掲げてこととして50周年を迎えます。私もどこまでも村民とともに、の精神で議員活動に励んでまいります。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、1 番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまより午前11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 議席番号7番、山口でございます。

最初の質問は、昨年環境に関する条例が制定され1年が経過しようとしております。この条例によりその効果を期待したものでした。私も過去に何回かごみの質問をさせてもらっております。1年の節目に当たり、評価、検証し、今後に生かしていく必要があるかと思い、評価点、問題点などを中心に質問をするものであります。

まず、最初にお聞きしたいのは、空地へのポイ捨て禁止条文があります。ごみのポイ捨ては相変わらず後を絶たない状況であります。また、ここに捨てておけばだれかが片づけてくれるからと思わせるような道の真ん中に堂々と捨てていく不心得者がおります。こうした不法投棄に対して、村はどのように分析し、また条例制定以前と比較し変化はあるのか、改善されているのかお伺いをいたします。

また、犬のふんの放置禁止条文もあります。この件についてお伺いをいたします。昨今は犬を飼われている家庭も多く、朝夕などは犬を連れて散歩をする姿を多く見かけるものです。大方の飼い主さんはふんの処理はされているかと思いますが、道路にはまだふんの放置が多く見受けられるものです。田畑があればその中に投げ込んでいく方もおると聞きます。この犬のふんの件も制定以前と現在の状況に変化があるのか。そして行政として打つ手はあるのかお伺いをいたします。

村長はこの件でモラルの問題だと答弁するのではないかと思います。私もそのとおりだと思います。そこでモラル向上のためにどのような手を打つかであります。6月の村報で不

法投棄とペットを飼う飼い方、犬のふんの片づけについて記事が載っていました。動物の正しい飼い方月間にちなんで、子どもたちの塗り絵募集も載っていました。こうしたことはどんどん行っていくことがよいことだと思います。そこで今後どのように呼びかけていくか。またごみに対しての対策をどのように打っていくかお伺いし、最初の質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7 番、山口守夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

環境保全に関する条例制定 1 年経過、その評価についての質問でございます。

環境の保全に関する条例は、平成22年12月議会で議決をいただき、平成23年7月1日より施行し約1年が経過をしようとしております。この施行に関しましては、PR活動等もさせていただいたところであります。条例制定以前と現在の状況であります、残念ながら特筆すべき改善が見られているという、こういうことにはなっておりません。ただ、この条例ができたことによって、村が根拠を持って原因者に毅然と指導ができています事実、このことはありますので、そういった点では一定の評価ができるのではないかと考えておるところでございます。こういった指導ということについてはまた後ほどの質問の中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

犬のふんの問題も出されました。今本当に家族の一員と同じようにペットとして犬を飼う方がふえてきております。そんなこともありまして村報での啓蒙啓発を行ったところでございます。

山口議員も言われましたが、予想どおり私もモラルの向上、これ以外にはないというふうに考えておるところであります。行政として打つ手でございますけれども、本当にこれ粘り強く広報等で訴えていく以外にはなかなか難しいのかなというふうに考えております。そんな点はこれからも続けてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7 番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 積極的に何かPR活動をしていくというような形の中で活動をやってきたという、それからまたこの条文によってかなりそれなりの効果が出ているというような話も一部ありましたけど、私はこの条文に対して、話を聞いたりまた自分で感じることは、この条文そのものがまだそれほど知られていないというのが現時点ではないのでしょうか。それから最後にそんな質問をまとめてしたかったのですが、犬のふんの持ち帰り等が、あるいはごみのポイ捨てにおいて以前の答弁で看板設置するとかそんなような形のものをやるというような答弁があったかと思います。私はこういうものを見ていていまだにそういうものができていない、どこにも看板みたいなものがないというのが現実ではないのでしょうか。たまたま箕輪のほうをちょっと歩いてみますと、箕輪には犬のふんの持ち帰り、ポイ捨て禁止のような看板が最近目立つようになっています。村の中でそういう取り組みを確かに表面上やっても現実としてそういう形のものではできていないのじゃないかと、そんなことを感じるところでございます。その点についてもう一度ちょっと意見をお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 条例が知られていないのではないかと、こういう御質問でございます。そういったこともあろうかなというふうには思います。村報等でまたこの辺は啓

蒙、啓発をしていきたい、できるだけ多くの皆さんに知っていただけるように、また衛生部長会等にもチラシ等の配布も必要かなという、そんな思いもしておるところでございますので、村報の啓発、あるいはチラシの啓発、こういうことで条例制定をしていただくという、こういうことも必要でありますので、やってまいりたいというふうに思います。ただ、村報へ書いたり、あるいはチラシを入れたりいろいろしてみても、なかなか読んでいただけないという、こういう悩みもあるわけでございます。

看板の設置の問題が出ました。大芝高原のみんなの森の中にはそういった部分のものも張り出させていただいたところでもあります。全般的に村内にということになりますとそれは少ないという、ごみのポイ捨て禁止、こういったことも一時期看板を立ててやったところでございますけれども、なかなか効果が上がらないというのが実態であります。その看板の付近にごみを置いていくという、こういったケースもかなりあるわけでもあります。そういった面もありますけれども、状況によってはひどいところにつきましては、そういった看板の設置必要かなというふうに思いますので、この辺はまた設置の方向で検討をさせていただきます。ただ犬のふんの場合には、歩く範囲というのが村内全域にわたっておりますので、本当にこれは難しいのかなというふうに思います。先ほども申し上げましたように、モラルの向上、このことに尽きるわけであります。そんな点を粘り強く、これは啓蒙、啓発をしていく以外にはないのではないかなというふうに思いますので村報や、あるいは回覧やチラシやあらゆる手段を講じながらそういったことを行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 7 番、山口議員。

7 番（山口 守夫） この条例というのはですね、これは南箕輪条例ですね。南箕輪条例で南箕輪の人だけが知っていていいわけじゃないのですね。当然よその他町村から南箕輪に来たときに、南箕輪の条例が制定されるわけですから、そのときに確かに村報だとかその点だけで情報をやっても、これはほかの人が来てもみなその人、来た人も当然これは違反になるわけですから、その辺のところをどのように啓蒙していくかという、私はその辺のともぜひいろんな形の中で工夫してほしいなというのが一つあります。

それから、ごみのポイ捨て等なのですけど、今ごみゼロというような形で5月30日を中心にして各区なり団体でやっているんですけど、これも何となくマンネリ化された形の中で一部だけかなというような感じをしないので、もう少しですね、村をあげて学校、企業等をあげて一斉にこうPRするような形のものもやることによってもう少し意識づけができるんじゃないかなとこんなことを感じております。その点について意見がありましたらお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ごみゼロ運動、5月30日を中心としながらその前後に実施をしておるところであります。マンネリ化というような話がありましたけれども、この辺につきましては、また担当課のほうで十分検討をしながら実効が上がるようなそういった運動にしていく必要はあるというふうに思いますので、そんな検討はしてまいりたいと思います。

私もこのごみゼロ、30日ではありませんでしたけど、南殿区で実施をしましたときに、かなりのごみの量を拾いました。そんなことでこういったことも必要な事業だなというふうには思ったところでもあります。ただ、これは定期的に実施できればいいわけでもありますけれども

も、これはなかなか難しいのかなと。今コミュニティの問題等々の話もしておるところでありますけれども、余り大きな負荷をかけますと、なかなかそういった部分も難しくなってくるという、こんな悩みもあるところでありますので、できるだけ実効が上がるような方策、やる場合にはそういったことが必要かというふうに思いますので、その検討はしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7 番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 次に移ります。

空地に繁茂する雑草についてであります。空地の適正管理で空地の土地所有者は、その空地に繁茂する雑草、枯れ草を除去し空地を適正に管理しなければならない、こういう条文があります。最近では農地の作物放棄地であったり、宅地であってもそのまま放置された雑草が繁茂している土地が多く見受けられます。私が見る限り、以前とほとんど変化のない状態ではないかと感じております。特に村外所有者の物件が目立ちます。こうした状態では、隣接する住民にとってみれば大変迷惑であり、生活環境を損なう状態にあります。住民にとって半ばあきらめている状態でもあります。これが声なき声であります。ただ、それでよいというわけにはいきません。村としては条例制定を機にどのような手を打ってきたのか、そしてこうした土地の適正管理について変化はあったのか、改善はあったのかをお伺いし、この項目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 空地に繁茂する雑草処理等の御質問でございます。

まず、条例制定の中で、空地等の適正管理規定しておるところであります。ただ、条例が制定されたからといってすぐ改善がなされるという、こういう状況ではありませんので、その点は御理解もいただきたいと思います。知られていないという、さっきのお話を含めまして、こういった条例があるので適正な管理をという投げかけ、訴え、こういうことはやってまいりたいというふうに思います。

平成23年度中、空地管理に対する苦情については10件ありました。村からの指導により改善されたものが8件であります。中には何年来放置された空地所有者に、環境保全に関する条例の内容を知らせ、管理について指導したことにより、改善されたという事例もあります。そういうことを考えれば条例制定は一定の成果がでたというふうに思っておることです。しかし、それが完全であるかどうかということであれば、それはすぐにという、こういうわけには参りませんので、この条例を1つのもととしながらさらに指導等やっていく必要があらうかというふうに思います。

また、同時に個人の所有地でありますので、個人が管理をしていただく、このことが一番重要なことでもありますけれども、どうにもならないという、こういう面もございますので、そんな点につきましては、また村のほうへ申し出をしていただきたいと思います。適正な措置をとってまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7 番、山口議員。

7 番（山口 守夫） それなりにちょっと効果があったというような今答弁だったので、今村外の人ですね、の対応についてあれなんですか、それは初めからあったんです

か、あるいはそういう苦情あったからそこへ当たったのか、その点、どのように当たったのでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 平成23年度中に苦情が10件あったということでございます。

10件についてすべて土地所有者のほうへ通知を出しまして、改善されたのが8件、改善されないのが2件、10件のうち村外の土地所有者につきましては7件というふうになっております。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 今10件の苦情があったという、苦情があったところだけの処理ですか、あるいは苦情がなければほっておくという段階でしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 苦情があったもののみ対応をしております。それ以外のものについてはちょっとうちのほうでも把握し切れないという状況でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 条例を制定した形の中で苦情だけを処理していればいいという条例ではないはずだと思うんですよね。その点もう少し先ほど言ったように、声もあるということを確認してほしいなと思っております。

それでは次に移ります。

次の条文の中に罰則規定が設けられております。先ほどもちょっと一部あったのですが、ポイ捨てなどに対して指導、勧告をし、命令に従わない場合は必要に応じて罰則を課すると、こういう条文があります。条文は事実の公表、あるいは3万円以下の罰金などとしております。たしか平成20年に警察に通報した処理件数が8件だということでした。この条例後の違反の状況はどうであったか。事実の公表あるいは罰金までもいかなくても指導、勧告があったのか、なかったのか、警察の通報が、先ほどとダブるかもしれませんがあったのかお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3点目の質問でございます。公害紛争の実態につきましては、ここ2年ほどで村内に設置された自動車整備工場における騒音についての相談を受けている事例があります。当事者間の良好な関係を築くために今調整をしておるところでございます。

罰金に値する事案でございますが、ごみのポイ捨てについては、原因者が特定できたものは原因者がいずれも回収したため罰金を課すには至りませんでした。これは中身を調べまして原因者に連絡し片づけていただくという、こういうことで処理できたものにつきましては罰金を課すには至らなかったということでもあります。

また、ポイ捨てにつきましては、なかなか特定をすることは難しい、そんなこともありまして罰金を課すに至る、このことはありませんでした。村として罰則に対するスタンスでありますけれども、罰則につきましては、違反者に対して安易に罰則を課す、このことを目的としているわけではなくて、生活環境の保全のためのモラルに違反する行為を抑制することを目的としております。このため、違反者に対して指導、勧告、回収命令を行い、従わない場合は必要に応じて罰則を課すことになります。この条例につきましては、啓発に重点を置いておりますので、今後もこの条例を最大限に活用し、村内の環境保全に努めてまいります。

また、内容につきましては、住民福祉課長のほうからまたお答えを申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 罰則の関係でありますけれども、罰則までには至らずに処理できたというものが幾つかございます。大きな廃棄物の処理につきましては、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、警察に通報等するわけでありますけれども、この環境の保全に関する条例の関係では、ポイ捨ていわゆる空き缶等のポイ捨て、これが罰金の対象になりまして、現場を押さえなければ命令、罰則の対象になっていけないというものがございまして、なかなかその現場に居合わせるということが難しいというものであります。ただ、その中でもいわゆるコンビニの袋の中に弁当箱とか空き缶とか、そういうものを捨てる事例がかなり見受けられるわけでありますけれども、その中でその袋の中に原因者の名前があったということで、この環境の保全に関する条例を出しまして片づけてくださいということで処理してもらった事例があります。また、村内でちょっと名前等はここでは出せませんけれども、罰則に該当する事例が生じまして、罰則内容を記した文章、これは改善命令を出そうかなというところまで起案したところですが、直前にその原因者が片づけてくれたと、こういう例がございまして、あとは特に目立ったものはございません。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7 番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 次に行きます。村道の排水路についてであります。

村道 9 号線久保から北原、それからあるいは 105 号線、南殿大泉に見られるものが排水路に土砂がたまり、雑草が繁茂してしまっていて生活環境がよいと言える状態ではないと思っております。北原区内においては一部排水路の改善もし、ふたもしてグレーチング等でやって雨水が入るような形になっておりますが、久保地区の排水路は水田の排水路にも利用されております。西天の組合にしたら村道だから村が管理の思いもあります。こうした排水路はだれが管理をしているのかお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村道 9 号線の排水路の管理であります。この路線につきましては、春日街道久保北原交差点信号から西に向かい大規模農道までの区間となりますが、この区間の道路側溝の管理につきましては、これは村の管理、こういうこととなっております。

山口議員から御質問がありました箇所につきましては、村道 9 号線の東側に位置し、春日街道から東に向かい通称中込線までの村道 1236 号線の区間となります。この道路側溝、いわゆる排水路であります。道路改良の際に雨水排水路として整備したものであり、村で管理する施設となっております。管理は村ということであります。

基本的には道路雨水の排水処理を目的としたものでありますが、場所によっては側溝に田んぼからの用水がかけ落としとなっており、田んぼや道路から入った土等が堆積をしている箇所もあります。また、不法投棄によるごみが散乱しておる場合も見受けられます。ごみにつきましては、職員がパトロールの際に回収をしておりますが、回収できる機会も限られておりますので住民福祉課で委託をしております不法投棄監視員に、監視範囲を広げて回収をお願いすることも考えております。その場所も回っていただくという、こういうことで今考えております。

堆積している土につきましては、放置されているのが現状であります。村内にはこのような箇所が数多くあります。このような箇所につきましては、通水等に支障が生じた場合に地元からの通報により村で側溝の井ざらいを行っているような状況であります。日常的にそういった道路側溝を管理できればいいのですけれども、なかなかそこまで手が回らないという、こういうことでありますので、地域住民の皆さんの御協力もお願いをしたいなというふうに思っております。

この辺につきましては、また西天竜土地改良区との協議といいますか、そんなお願いもしてまいらなければならないなというふうに思います。そんなことで村の管理の排水路、側溝であります、管理がし切れないというこういう面もありますので、地域住民の皆さんにも目についたら泥を揚げていただくなり、そんなお願いもまたしていかなければというふうに思います。土地改良とも協議をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 村が管理しろということで今までの関係ですとやらなかったということは村の怠慢であるかなと思うんですが、実は、こういう先ほどお話のように、何も村が一方的にやらなくてもあるいは自助・共助・公助というような形の中でできるだけ地域の皆さんとか関係するところにですね、そういうような話し合いをしてやっていくというようなことがやっぱり一番いいかと思うわけで、そういう中では話し合いをしていかないと、何でもかんでも村が来ちゃうという、あるいはこれ今排水路の問題を1つ挙げたのですけれど、道路関係においても雑草がですね、草が生えているところもあるというような、そういう苦情も結構聞くわけですが、そういう形においても何でも村がやらなきゃいかんわけじゃないですが、とにかく村が話し合いをしていくというような、どういう形でやるかというような解決策っていうのは必要じゃないかと思いますが、その点についてもう1回ちょっとお願いしたいなと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほど申し上げましたように、村が管理する側溝等々は数多くあるわけであります。これ全部村ができるわけではありませんので、地域の皆さんの御協力をいただく、こういったことが大切となりますので、またその辺の話し合いはさせていただきたいというふうに思います。

また、神子柴地区では、水と農地のいろんな関係でそういった制度的なものを取り入れる、こんな話ができて近々協定まで行っていたけるとい、こういうことになりました。こういった制度を活用しながら各地域で全員で環境保全をしていく、こんなことが必要かなと思いますので、神子柴、このたび調印までこぎつけることができましたので、それを一つのモデル地域にしながら他の地区へ広げていけるような、そんな検討はしてまいりたいというふうに思っております。村がすべてという、このことはできませんので、怠慢というお話もありましたけれども、怠慢といえば怠慢でありますけれども、これは本当にそれをしていけば莫大な人数、膨大な人の数が要ということでもありますので、その点は御理解をいただきながら今申し上げましたようなそういった制度を活用した地域内の環境整備、これを構築していく必要があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 次に、資源ごみの分別についてであります。

私は村の資源ごみの分別はかなり進んでいると思っております。先進地といってもいい過ぎではないかと思えます。そうした中でもまだ徹底されない事例もあるようです。プラスチックでかなり汚れたものが入っていたり、カートリッジのガスボンベに穴をあけてガス抜きをされていないものが入っているとかいうものでした。シルバー人材の皆さんが監視されていて、分別も何年も行っていて、いまだにこんなことができないのかと思うようです。徹底した指導体制をとっていただきたいと要望するものであります。

ついでにお聞きしたいのは、村に転入された方に転入時に分別についてのお願いをしているかと思いますが、どのようにお願いをしているかお聞きをします。ここで誤解をされてはいけません、転入者が分別が悪いというわけではありませんので誤解のないようお願いをいたします。また、区加入、組加入についてもあわせてお願いをするかと思いますが、どのような話を窓口でされているかお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ごみの分別収集に関する質問であります。

容器リサイクル法が制定されて村でも取り組んで既に10年が経過しております。平成15年度からはごみの有料化制度も始まっており、かなり改善はされてきております。ただ、一般の家庭におきましては手間もかかる、こういうことにもなっておりますが、分別さらに徹底をしていかなければならないと思っております。

一番の悩みは住民移動が激しい地区であります。4月に違反ごみがやはり増大をいたします。そして後半になってくると比較的落ちついて通常の状態に戻ってくる、このことが繰り返されているような状況であります。この指導につきましては、また住民福祉課長のほうから申し上げます。

職員やあるいはシルバー人材センター等々お願いをしながら指導をしておるところでございます。平成23年度の資源ごみの収集状況で申し上げますと、9.8%増加をしておるといふ、こういうことでございますので、数字から見れば分別というのはある程度定着をしてきているのではないかというふうに思います。ただ資源プラスチックにつきましては、議員御指摘のとおりまだまだ出し方が悪いという、こういうのが多い部分もあるわけでありまして、このランクづけというものが行われております。それによって伊北環境行政組合に入る収入に影響してまいりますので、さらに徹底していく必要があるというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 転入者への説明について、清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 転入者への説明であります。転入者の方たちは子どもさんからお年寄りの関係までありましてかなり説明する時間が長くなります。その中で、組加入につきましては村の地区相談員が説明しまして、ごみの分別、ごみ等の関係につきましては住民福祉課の生活環境係、この係が分別等の説明をするわけでありまして、これは各家庭に配布してありますごみカレンダー、これに基づきまして丁寧な説明をいたしまして相手が納得していただけるまで説明をしているというスタンスで説明をしておりますので、窓口の説明時にはかなりわかってもらって帰っているというのが実情だと思います。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 次の点なのですが、4月からですね、てんぷら廃油の回収が始ま

りました。この利用状況についてはまだ始まったばかりですのでつかめておりませんが、知る範囲で説明をお願いします。それで、この処理をどのように処理をし、また再生された油はどのように使われていくかお伺いをします。村民にはこうした廃棄物に関する説明はですね、しっかりしておかなければならないことじゃないかなと私は思っておりますのでその廃油の処理、それからまた再生した油はどのように使われているか、どういうところで処理をしているかについてお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 家庭用の廃食用油の回収、この4月から再開をさせていただきました。毎週月曜日ということで村内14カ所で行っております。回収業者は宮田の業者であります。昨年の暮れにこの業者が新たに廃食油の精製機を設置し、宮田村から一般廃棄物の処理業の許可をとって、廃食用油を処理するという情報が入りましたので、村では2年前に処分先がなくなりやむなく改修を停止した、そんな経過がございましたので収集を委託することといたしました。

現在の収集量2カ月で390リットル、2年前に収集を停止してから出す機会がなくなり一気に出された量もあるかと思いますが、平成21年度1年間の実績が464リットルでありましたので、2カ月間で既に21年度実績の8割を超える収集量となっております。この点を考えますと順調に事業が開始できたというふうに思っております。今後は数量の推移を見つつ回収日時の検討をしながら事業を展開してまいります。

収集をされました廃食油につきましては、その会社で純度の高いBDFに精製され廃食用油の回収車あるいは建設機械用の燃料として活用をされております。近々担当職員が処理先の現地視察、確認に行きまして処理過程などの確認をする予定となっております。その様子を住民の皆さんに広報しながら理解を深めていきたい、そして廃食油の利活用という、この点でも広報してまいりたいというふうに思います。回収されたその部分につきましても、有効に利用されておるということでありますので、大いに宣伝をしながら出していただけるように、そんな取り組みをしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 次に、教育委員会についての質問をお願いします。

大芝村営プールについてであります。特にここでは50メートルプールに絞ってお伺いをいたします。このプールは夏の憩いの場として利用されていると思いますが、過去3年間の利用状況についてお尋ねをいたします。そして、費用対効果についても考えをお聞きします。また、老朽化してきているので、私はもう役目は終わったのではないかと考えております。今後この50メートルプールの廃止も含めてどのような考えを持っているかお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山口議員から御質問がありました大芝村営プールでの50メートルプールの平成21年度以降の利用状況、今後のプール存続の考え方についてお答えを申し上げます。

大芝村営プールは、1日、プールが始まってからプールを閉めるまでというふうに考えていただきたいと思います。1日の平均入場者は平成21年度が141人うち50メートルプール

は21人、平成22年度が172人中50メートルプール利用者が30人、平成23年度が198人中25人が50メートルプールを利用しており全体の約15%であります。

このプールは昭和49年に建設されたプールであり38年が経過しております。今まで改修等を行って維持管理に努めてまいりましたが、浄化槽の老朽化によって内部のフィルター等の部品交換ができない状態であります。ですから浄化装置の更新が必要です。しかし、更新するためには多額の費用を計上しなくてはなりませんので、当面は浄化槽の状態を注視しながらプール内の水から一定量の水をくみ、水素イオンの濃度、濁度、残留塩素濃度、大腸菌、一般細菌等々についての水質検査をして、基準をクリアできれば使用していきたいとそうように考えております。

最近では年間を通して温泉や太陽熱を利用したプール等もありますので、大芝の50メートルプールが使用できない状態となった場合は、もうその役目は十分に果たしたと考え、廃止する方向で後利用も含めて検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7 番（山口 守夫） 私のちょっと考えと似ているわけですから、いずれにしても今言ったように50メートルプールというのは今15%ぐらいの利用状況というような話でしたが、確かにこのぐらいになるとそこそのレベルの高い人の利用だと思うんですね。そうすると先ほどいった温泉プールとかスイミングクラブとかそういうことがあるものですから、そういう方をお願いをしていきたいなと。

今、先ほどの答弁もあったのですが、確かに浄化槽とかあれを管理するにはかなりの費用がかかっているというような話も聞いています。ですから、使えるだけ使ってということがあるのですが、今、後利用も今のうちから早目にちょっと検討されていってもいいんじゃないかなと、そういうことで、実はこの利用において、あそこの場所がですね、一つの水辺のゾーンにしちゃって、要するに川みたいな形で遊ぶ場所がいいんじゃないかとか、あるいは釣り堀がいいんじゃないかとかいう話もあるし、いっそ駐車場にしちゃったらどうやとかいろいろ話も出ています。いろいろそんなことも含めながら、余り長くない50メートルプールの感じがしますので、検討のほうをひとつよろしくお願いします。

最後になりますが、先ほど同僚の質問の中にも入っていましたが、みんなの森の施設についてであります。このセラピーロードは多くの人に利用され、先ほど3万人というような数字も出されておりましたが、非常に評判のよい道路ではないかということです。そこで聞かれるのが、このセラピーロードの利便性であります。女性の利用者から聞かれるのが中間付近にトイレが欲しいという声です。赤松の小屋にトイレはありますが、使い勝手が非常に悪いということです。セラピーロードの中間点にトイレの設置を考えられないか質問をし、お伺いをします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） セラピーロードのトイレの質問であります。

今、赤松の小屋に男性用と障害者用兼大便器1基で2基を設置してあるところであります。環境にも配慮しなければいけないということで、バイオレットトイレとなっております。森林教室など赤松の小屋を集会に利用する場合等を考え、能力を重視する施設となっております。ただ標示等がわかりにくいという、こういう面もございますので、きちんとここがトイレだよというようなそういった標示をきちんとこれからやってまいりたいと

いうふうに考えております。

あと森林セラピーロードを利用する皆さんは第2駐車場大芝湖東の、その駐車場を使用しますのでその付近には公衆トイレと多目的トイレが設置されております。そこで使用しながらみんなの森で歩いていくというようなこんなケースが大半であります。したがって、本当に真に必要なのかどうかというその辺をまた調査をしながら考えていく必要があるというふうに思います。私自身はあの中に余り建物を建てるのはどうなのかなという思いもありますけれども、ただ、利用者の利便性、そのことも考えていかなければなりませんので、そういった要望がかなり強くなれば考えていく必要があろうかというふうに思います。当面は赤松の小屋のトイレを利用いただくという、こういうことでお願いをしたいと思いますし、また利用しやすいようなそういった案内だとかあるいはトイレがあるという、こういった面を考えていかなければというふうに思いますので、そんなところからまた始めさせていただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 確かに案内がほとんどないものですから、今案内等を考えたりするということでした。それとかですね、やっぱりドアに男性用のマークがあるのですが女性のマークがないとかそんなこともあって、それから女性のほうにもちょっと入るわけにはいかないものですから外からのぞいたんですが非常に広いですね。ということで女性にしてみたら非常に使い勝手が悪いというようなことで、確かに入り口の看板、セラピーロードに入る入り口で用をたしていけばいいじゃないかというような話もありますが、何もそこまで気がついて用をたしていく人ばかりではないかなと思っております。そういう声もあるものですから、その辺のところもあわせていろんな形で調査してもらったり意見を聞いてもらってこの辺のところの検討ですねをやっていただきたいなと、そんなことをお願いして質問いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、7番、山口守夫議員の質問は終わります。

ただいまより午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。私は先に通告いたしました3件について、村長並びに教育委員長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1件目の質問の通学路の充実についてであります。

ことしも小学校への入学児童が、南小、南部小あわせて130名にのぼっております。4月の入学以来早いもので2カ月半を過ぎようとしております。この2カ月半の間に全国では集団登校の列に車が突っ込み、児童、父兄が亡くなる悲しい事例が発生し、また児童が犠牲になり死亡した事例も出ています。幸い我が村では、このような事例もなく大変喜ばしい限り

であります。4月の入学時には緊張感を持って通学していた1年生もゆとりが出てきていると思われます。

では、1項目めについてお伺いいたします。

通学路の安全性の問題であります。私の住んでいるところが特殊の場所であるせいか、朝の通学時になると大変なことになります。一部見通しの悪い県道を使用し、ＪＲの踏切を渡り、通学路に入ります。北殿駅には電車通学をする高校生の送りの車、県道には通勤の車など道路の隅を使用しての通学になっております。村全般の通学路が生活道路を使用しての通学になっていると思われます。交通及び危険箇所の安全対策ができているかをお伺いいたします、また事故などの事例などがあれば。以上、1項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 通学路の充実についての御質問でございます。

通学路の問題全般の部分がございまして、教育委員会の所管となりますので教育委員長から答弁を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

ただ、通学路の確保、これは安全ということこのことが基本となりますので村でもできる限りそのことには努めておるところであります。今、都志議員から御指摘いただきました箇所につきましては、確かに危険を伴うような面もある場所であるということは認識をしておるところでございます。

毎朝都志議員にも立っていただきながら児童の安全確保に努めていただいたことにつきましてはお礼を申し上げたいと思いますし、またその後の対応といたしましていろんな対応をなされておるといふ、このことにつきましてもお礼を申し上げたいというふうに思います。

細部につきましては、教育委員長から答弁を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいま御質問がありました件につきましてお答えを申し上げます。

今、都志議員さんから申されましたように、京都府亀岡市や千葉県館山市での登校中の児童の列に車が突っ込み、多くの児童の犠牲者を出したという事故につきましては非常に悲しい出来事だと思っております。

本村での通学路危険箇所の調査につきましては、毎年各地区のＰＴＡ、校外指導部を中心に詳細に行っております。平成24年度の点検におきましては、南小学校通学区で45カ所、南部小通学区で18カ所を危険箇所であると確認しております。

そして、1年生の保護者に対しては通学路安全マップを作成するということから、5月に再度一人一人に依頼を申し上げ現在その作成中でございますが、すべての今までの安全マップから見ますと、すべての交差点や横断箇所も危険箇所に加えた安全マップを作成して安全な通学を呼びかけております。

しかし、ほとんどの通学路が、今議員さんが申し上げましたように生活道路となっております。道路の幅員が十分でなく、児童のそばを車両が通行している状況は常に危険が伴っております。今後、現状を分析し、危険箇所の改善はもとより、より安全な道路に、安全な通学路、道路変更ですね、そういうようなことを考えたり、朝夕のスクールゾーンの拡大など、

児童、生徒の安全強化策といったことや、夕方から夜にかけての通行対策としては、たすきが安全協会から配られているとは思いますがなかなかそれを着ける子どもたちもおりません。ですから靴の後ろにつける反射テープ等がございますね。色も幾つかございますので、そこら辺等も含めて検討してまいりたいとそうように考えております。

また平成23年度から24年度にかけては、通学路での交通事故は起きておりませんが、今後も十分気をつけた登下校をさせていきたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 8 番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 大きな事故につながる箇所があれば先ほど言われましたけれども点検、見直しなどをよろしくお願いをいたします。

続いて、2 項目めに移ります。

先ほど1 項目めの質問であった通学路の問題があっても新入学児の1 年生を持っている父兄からの意見を上げていく機会がないように見受けられます。学級懇談会では、地区も異なっており、地区全体の要望、意見が言える地区懇談会の開催の時期の見直しの検討ができるか。地区懇談会は普通夏休みに向けて行っていると思いますが、早い時期の開催か、また異なった会の開催が考えられるのかをお伺いし、2 項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 2 項目めについて御説明、お答えをします。

地区PTAの懇談会でございますが、なかなか最近親が忙しくて地区へ出て行って懇談というのが困難な状況になってきていまして、昔と違ひまして特に夏休みに入る前7 月の上旬に、各地区でこのPTAの懇談会を1 回開催しております。特に7 月の上旬に設けた理由は長い夏休みの指導、あるいは地区の行事の打ち合わせ、学校プールの開放の件、空き瓶回収等々の諸行事、そういったものにかかわる打ち合わせや通学路の安全性についての確認もここで行っております。というわけで、かつてたくさん行われていた年に2 度、3 度行われていた地区懇談会はそんな形で1 度になっております。

なお、南部小学校のほうですが、平成21 年と22 年には学校支援地域本部事業というのがありまして、3 年間でしたが平成21 年と22 年に2 年間だけ手を挙げてこの事業を実施しました。この際コーディネーターの宮下先生、随分骨を折っていただきまして70 人、80 人というような見守り隊含めた地域の方々に加わってもらいまして、学校の授業を実際にやってもらったり、あるいは行事のときの交通整理をしていただいたりというような形で地域に密着した懇談会兼ねたそういう組織ができております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8 番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 一度に全面的な改善は無理かと思われまふ。できるところからの改善でよいと思ひますので小さな一歩を踏み出していただきたいと思ひます。

続いて、3 項目めの見守り隊などについてお伺ひいたします。南部小学校では、登下校時の児童の安心、安全を支えるボランティアまっくん見守り隊が活動を始めております。見守り隊は保護者、地域住民、民生児童委員、防犯協会などで組織され約250 人が登録されているそうでありまふ。できるときに通学路に立ち、子どもたちを見守っているそうでありまふ。南箕輪小でも今後隊員に協力を求めていく予定であるとの報道もなされておりますが、あく

までもボランティアであり、今後どのような形で今後進めていく予定であるかをお伺いし、3項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 先ほどもちょっと申し上げましたが、南部小学校のほうでは平成21年、22年と文科省のほうで指導をしました学校支援地域本部事業に手を挙げまして、大勢の地域の方々に加わっていただきました。もちろんその中核にはまっくん見守り隊がありましたが、これを組織するに当たりまして、コーディネーターの先生には非常に御苦勞をいただきまして、大勢の人間を学校と手を結ぶような形にさせていただいたわけであります。このコーディネーターはちょうど南箕輪小学校の学校評議員の一員でもございまして、彼を通じて南箕輪小学校にも同じような組織をつくりましょうと、こんな話を持ちかけまして積極的な話が外へ出まして、平成23年度には39名の方に登録をしていただきまして、今年は新たに加えまして伊那警察のボランティア協会から5名、それからそのほかに2名とあわせて7名の方にも加わっていただきまして内容の充実に努めております。

なお、すべての道路、生活道路でありますので、車も通るといようなことで朝の時間、それから子どもたちが帰る時間、時間を制限しまして車を通さないような形にしまして、子どもたちの交通安全には特に力を入れているところであります。南部小学校のように、見守り隊をこれは5月の祖父母参観のときに祖父母にも参加してもらいまして組織化をしているわけですが、徐々に南箕輪小学校、非常に大きいところでなかなか人も集まりにくいところではあります、努力をしてそういうものが機能するような形にしていきたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 多くの人々の協力が必要になってくると思います。広い地域にわたり大変なことと思いますが、ぜひ実現することをお願いし1項目の質問を終わります。

2項目の組未加入者対象のむらづくり説明会についてお伺いします。

昨年度に続き、本年度は未加入者を対象に協働のむらづくり説明会が行われ、未加入の理由など地域コミュニティの組織のあり方にさまざまな意見が出されたと思います。また、地域コミュニティ組織の重要性も紹介する中で、村内全地区にある自主防災会への加入も呼びかけ、参加者の関心も高く、加入する方法などの問い合わせもあったようです。戸建て住宅だけでなく集合住宅からの参加者もあり意見が出されたと思います。

では、1項目めについてお伺いいたしますが、さまざまな意見が出されたと思いますが、区、組に入らない一番の問題点はどのようなことかお伺いし、1項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 未加入者の問題、むらづくり説明会の問題であります。昨年度から第4次総合計画の後半の5年間となっております。後期基本計画がスタートをしました、中でも第4次総合計画に掲げた村の将来像の実現に向けて住民と行政による協働の村づくりといたしまして、自助・共助・公助の大切さ、また地域コミュニティのあり方等について自主防災組織を切り口とした村の考え方を広く村民の皆さんの御意見、御提言をいただくため、全集落実施をしたところでございます。ことしは組の未加入者に対しまして、5月14日から20日までの7日間におきまして、協働の村づくりの説明会を開催いたしましたが出席者15名

と残念な結果となりました。

しかし、貴重な御意見もいただいております。主な御意見といたしましては、アパートに住んでいるが区、組への説明がなかった。また役が大変だから脱会した。区費、組費、加入金等の支払いについての質問、中には自主防災組織に入るにはだれに言えばいいのかと、少数の意見ではありましたが、今後の事業の参考になるものと考えております。こういったことを受ける以前から、ことしの3月からは一戸建ての転入者に対し地区相談員が、また今年度に入ってからアパート等集合住宅の転入者に対しましても住民係が説明するなど対応の強化を図ったところであります。出された意見、さまざまな御意見がありますけれども、区費や組費、加入金等の問題も出されております。こういった問題は各地区の問題でありますので大変難しいところではありますが、各区で検討していただけるよう区長会でお願いをしております。

アパート等、集合住宅にお住まいの世帯に対しまして、改めましてアンケートを実施してまいります。一戸建ての施策と異なり永住する世帯が少ないと思われますので、時間をかけながら環境づくりに向けて取り組んでいく必要があるというふうに思っております。この問題、前々から申し上げておりますけれども、長年の村の懸案事項となっております。一步一步でも前進できるように今取り組んでおるところでありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。アンケート調査を実施し、その結果に基づきまして次の対応をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。まずは一戸建て、この皆さんを自治組織なり自主防災組織に加入をしていただくという、このことから始めておるところでございます。おかげさまで世帯数がふえてはおりますけれども、組、区の加入率は上がってきておりますので、そんな点はこういった説明の効果等々、あるいは区の役員の皆さんの努力、こういったことが成果につながっているというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8 番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 村では、人口や転入世帯増加の反面、地域コミュニティの加入率の低下が長年の懸案になっていると思っております。地域共助を支える組織の活性化は行政にとっても重要な問題になってくると思っております。より多くの意見に耳を傾け、より多くの加入者が出るように努力をお願いいたします。

続いて、今村長さん、大分2項目めのほうの答えも出していただきましたけれども2項目めをちょっとお伺いいたします。

続いて、2項目め、不参加者への今後の対応についてであります。参加者が1週間で15名の参加であったようでありますが、対象を区、未加入者に絞った説明会では初めての経験であり、未加入者にも何らかの理由があることがわかり貴重な生の声が聞けたよい機会になったと思われまます。しかし、まだ大勢の方の意見が聞けておりません。より多くの声を聞くことが必要であると思われまます。今後、未加入者に対してどのように対応していくかお伺いし2項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたが参加者15名ということでありまます。当初から区、組未加入世帯の出席率、これは厳しいものになるなという、こういう予想はし

ておったところであります。参加していただきました方々にはお礼を申し上げたところでございます。

今後の予定につきましてでございますが、既に説明してきた経過もありますが、区、組未加入世帯に地区組織に関するアンケート調査を実施をしております。主なアンケートの内容であります、地区組織に加入されない理由、このことはきちんととらえていく必要があらうかというふうに思っております。そして、地区の印象、自主防災会についてなどお聞きをしてまいりたいと思っております。この問題に関しましては、一戸建てにお住まいの方やアパート等にお住まいの方、また仕事の関係などさまざまな事情があると思います。決して簡単な課題ではないと、こういうことも理解をしております。しかし、今回の説明会に当たりましては、未加入者全家庭に説明会の資料、あるいは協働の村づくりの大切さ、そういった資料を配布させていただきました。これも初めてのことでございます。そういったものに目を通していただいておりますというふうに理解をしておりますので、こういったことが徐々にではありますが浸透していけばいいのではないかと考えておるところであります。アンケートの内容、分析をしながら次のいろんな方策も考えていく必要があるというふうに思いますので、その結果によってまた検討をしております。くどいようですが長年の懸案事項、一気に解決するというわけにはまいりません。一步一步着実にという、こういうことでやっていきたいというふうに思いますし、人口が増加をしている自治体につきましては、このことは共通の課題となっておるところであります。本村未加入率30%を超しておりますけれども、30%を超している自治体もあるわけであります。そんなことでできるところから手をつけていく必要があらうかというふうに思います。

これも前々から申し上げておりますけれども、アパート世帯、これについては大変厳しいものがあるというふうに私自身も感じておるところであります。まずは一戸建て世帯というこのことから始めてまいります。アパート世帯につきましては、アンケート調査、どういう結果が出てくるのかわかりませんが、永住しないというこういう皆さんも数多くおいでになるんじゃないかというふうに思いますので、そんな点も考えながら次の対応をしていく必要があらうかというふうに思います。そんな点でよろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） アンケートなどの送付で行政にとっても大変な作業になると思いますが、住民にとっても行政にとっても大変大事なことであります。行政と住民をつなぐきずなになる作業です。長い月日がかかると思いますが、惜しまぬ努力をお願いし3項目めの昨年度むらづくりで出された意見の今後の活用方法についてお伺いします。

昨年度10月よりことし2月にかけて村内に220組ある隣組すべてに出向いて説明会を行い、数多い意見が集約されたと思います。住民の皆さんの大切な声であり行政に反映することが必要になってくると考えられます。

では、お伺いいたしますが、今後行政全般にどのように反映していくかをお伺いし3項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 昨年行われました説明会では681件の御意見、御提言をいただいたところであります。集約をしてみますと未加入者への対応策が55.5%と半分以上を占め、

その中でも行政の役割の強化、充実が求められておったところでもあります。それは行政として何とかしなきゃならんじゃないかという、こういうお声が圧倒的でございました。これらの意見を参考に先ほども申し上げましたとおり、説明資料、これは転入時の説明資料であります、区ごとに区の概要をまとめたものに改め、さらに転入手続の際には一戸建て転入された方を対象に地区相談員または企画係が説明しながら理解を求めていく体制といたしました。そんな窓口強化も図ったところでもあります。今後も各区長さんと連携をとりながら推進に努めてまいりたいと思っております。

全体的な御意見の感想といたしましては、ごみにかかわる不公平感、このことも出されておりました。この点につきましても村は認識をしておるところであります。各区に委託しております行政事務委託費の中に別枠でごみにかかわる経費を負担させていただいておるところでございます。これも不公平感の解消ということで、各区にはごみの取り扱いその費用は負担をさせていただいておるところでございます。

また区の役等の労務負担の軽減、このことも出されております。5月の区長会では、衛生部のごみステーションの立ち会いの軽減、あるいは村でお願いをしておる部の廃止、例えば区長会で検討をいただくことにした部は共済部と土木部であります。この部につきましても廃止に向けて検討をお願いしたところでもあります。しかし、この部につきましても各区のいろんな状況がありますので、必要であるというような御意見も出されたところでもあります、いずれにいたしましてもここ数カ月のうちに結論を出すよう各区に検討をお願いいたしました。そんな点も手をつけておるところであります。そのほか個別の案件幾つも出されたところでございますけれども、担当課で検討し地元へ回答をしております。そんなことでできるところから手をつけながら行っておるところでございます。

全職員が本当に全隣組に入るという、これは合併の検討以来のことでありまして、村が発足してから3回目でございます。そういったことで行政と住民とのコミュニケーションづくり、こういったことも必要でありますので、そういった一助にもなったのかなというふうには思っておるところでございます。こういったきめ細かなことをしながら一步一步前進をさせていく、そんなことを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 多くの寄せられた意見を踏まえ、各地区との連帯を持ちながら、未加入である方たちも含め積極的な情報発信を行っていくことをお願いし、2件目の質問を終わります。

続いて、3件目の課の統合についてお伺いいたします。

本年度より収納対策課をなくし財務課に統合したが、ここ数年の経済状況を見ると極めて不透明な経済状況の長期化が懸念されております。郡下の産業及び村内の産業、雇用形態にも大きく影響が出ております。今後もこのような経済状況が続くことが懸念され、滞納金額が増すことが予想されております。平成23年度の村税滞納繰越額収入状況の内訳数字を見ると、前年度と対比すると全項目プラスの数字になっております。関係職員の努力に感謝するところでもあります。収納対策課新設時には鳴り物入りのようであったが統合後2カ月でありますので大きな成果などは無理と思われませんが、収納対策課が財務課に統合した成果はあるか、また滞納金額の内訳などもお願いし、以上1項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 課の統廃合の御質問でございます。

収納対策課につきましては、もともとこの財務課の収税係でありましたが、滞納整理の強化を図るために収納対策室として独立し、その後収納対策課となってきたところであります。現在では、御質問にあります地方税滞納整理機構が設立され、県税徴収対策室の充実により村との協働による滞納整理の実施など収納対策の環境が充実をしてきたところであります。このような環境の充実ということもありまして、本年度の機構改革によりまして収納対策課の業務をそのまま収納係として財務課に統合をいたしました。したがって、成果を期待しての統合という、こういうことではありませんので、その点は御理解をお願いしたいと思います。特に関係する税務係、この係とは以前にも増して連携が図れるのじゃないかという、同じ課になりましたのでそういうことも期待をしておるところでございます。状況の変化によつての統合という、こういうことでございますのでその点は御理解をお願いいたします。

滞納金額の内訳であります。平成23年度末で現年度分と滞納繰越分のこれは大まかな合計となります。今、精査をしておるところでございますので、大まかな数字ということで御理解をいただきたいと思います。個人住民税につきましては5,000万円、法人住民税が250万円、固定資産税が6,100万円、軽自動車税が340万円、国民健康保険税が5,600万円で、国民健康保険税を含めた村税の合計額で1億7,300万円程度が滞納となっておるところであります。今、平成23年度の収納状況をまとめておりますが、滞納繰越に係ります徴収率につきましては、平成22年度より23年度のほうが徴収率が上がっております。そういったことは滞納に対する強化、こういうことで御理解をいただければというふうに思っておるところでございます。これからできる限り滞納を減らす、こういう努力が必要でありますのであらゆる手を使いながら軽減に努力をまいります。おかげさまで滞納の部分につきましては徴収率上がってきておるといふ、こういうことでありますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 平成23年度4月より県の徴収協定を結び一定の成果があったと思われまふ。県では対応できないものの処理が大事だと思ひます。大変な係だと思ひますが実績が上がることを期待してひます。

続いて、2項目めの長野県地方税滞納整理機構への依頼の成果はどのような成果が得られたか、滞納整理機構と徴収対策室が行った金額の実績をお願いし、2項目めの質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 長野県地方税滞納整理機構への依頼の成果の御質問でございます。長野県地方税滞納整理機構につきましては、平成23年4月に設立され1年が経過をいたしました。平成23年度につきましては機構も設立をしたばかりということで引き受けにも限度があり、各市町村からの移管は特に大口で徴収困難な案件について数件という制約がありました。村から機構へ移管した案件であります、件数で7件、金額で910万円ほどをこの機構へ移管をいたしました。機構による差し押さえ等の収入金額は670万円で収納率に対しまして74%となっております。本当にこれは大きな成果になっておるところでございます。地方税滞納整理機構設立ができてよかったなというふうに私自身は感じておるところでございます。

す。また、機構への移管予告を行ったことにより自主的な納付もありますので大変大きな成果を上げた、こういうことに言えるんじゃないかというふうに思います。

また、県税徴収対策室と協働での滞納整理であります。件数にして15件、滞納金額が1,600万円ほどで収納額が190万円となっております。収納率にして12%ほどであります。県との協働事業につきましても、年々実績を伸ばしてきておりますので、それぞれのノウハウを生かしながら積極的にこれからも取り組んでいきたいというふうに思います。地方税滞納整理機構、本当に大きな成果を上げておりますので今後も大いに期待をしながら村も協力してまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 関連質問をお願いします。

平成23年度で一旦廃止した未収金徴収特別対策チームの廃止の理由をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、未収金徴収対策チームの廃止についてお答えをいたします。

このチームにつきましては、御存じかと思いますが、収納率の向上ということで庁内の関係職員で組織をいたしました。それでそれぞれの滞納の部分での情報ですね、これを共有するという事で共有しながらまた集中滞納整理のスケジュールというようなことを決定をしてきたわけでありまして。現在では、先ほど村長の答弁の中にもありましたけれど、機構ができたりだとかそういう環境が整ってきております。また、滞納のシステムが充実をしてきておりますので、主に収納係が担当になるわけでありまして、情報が常に共有できているということがあります。それからまた滞納整理の時期であります、これがほとんど定着をしてきているということから、チームが初期に求めた目的が達成をしてきているということでたんこで終了するという事であります。今後としましてですが、当然滞納という部分での情報交換、それぞれの各担当係が必要でありますので、その必要に応じて担当者の会議は開催をしていきたいということでもあります。そんなところであります。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 村の財政を担う重要な課であります。各係が協力し滞納金額が少しでも少なくなることをお願いし、以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

続きまして、5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤泰久です。通告どおり3件について質問をいたします。

まず、第一に大芝高原の都市公園法について質問いたします。

近隣の町村にはないような広大な平地林であり、村内また近隣の町村より多数の人が訪れておる大芝高原でございます。この高原においてイベント等を計画するときに必ず公園法による何らかの制約を受けたり規制を受けておりますが、この都市公園法は昭和31年に法制化されたというように聞いておりますが、大芝高原がこの都市公園法、どのような経過でいつ

制定されたのかお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5 番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

大芝高原の都市公園法についてどのような経過でいつ指定されたのかという御質問でございます。

都市公園の指定に至るまでの経過をまず申し上げます。御存じのことですけれども、大芝高原というのはもともと牛馬の飼料の採集などに利用される原野でありましたが、明治20年代に南箕輪尋常小学校初代校長の福澤桃十先生が、村を豊かにするため子孫に森林を残すことを提唱し学有林として植樹を行いました。その後村有林となり、昭和40年代前半までは村が山林経営を行ってきておりました。昭和40年代後半には、急速に発展する社会情勢の中で、大芝村有林をそのままの状態にしていくことは必ずしも村民の利益とはならないのではないかと議論を経て、有利な立地条件を生かし地域の発展につなげることを目的として、村民要望が多かったスポーツ公園として開発が進められました。昭和48年4月には野球場と大芝荘がオープンし、その後陸上競技場、プール、テニスコートなどのスポーツ施設が整備されております。この後昭和53年1月に、村の都市計画決定と同時に住民説明会、都市計画審議会、公聴会を経まして都市公園として決定をされております。当時は、この大芝公園を総合公園として村民憩いの場所、また体力増強につながる施設整備を行うことを目的として都市公園として位置づけられております。現在の都市公園の区域は中央園路を中心に、北はオートキャンプ場まで南は村道3号線までの間となっており、面積は51.6ヘクタールとなっております。

都市計画決定後の公園整備につきましては、都市公園事業の国庫補助を受けて、園路だとか大芝湖だとか多目的広場などのスポーツ施設以外の施設を中心に整備が進められ現在の配置となっているところであります。目的といたしましては、都市公園事業の国庫補助を受ける、このことが大きな目的であったわけであります。この事業は2分の1が国からという、こういうことでありましたので、いろんな整備をするに大いに役立ったところでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの説明によりますと、国庫補助等の国からの補助を受けられるというような優位な部分があるというように聞いておりますが、現在、都市公園ということで国からの補助は今もいただいているというふうに理解してよろしいでしょうか、それをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 現在は施設整備行っておりませんので国庫補助はいただいております。ただこれから整備するそういったものがあれば国庫補助対象となっていくという、こういうことであります。

議長（原 悟郎） 5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 国の今の状態から見まして都市公園に指定されているということが大芝高原にとってメリットとするならば今説明のあった国庫補助だと思いますが、メリットがある半面デメリットもあるかと思いますが、その点についてありましたら説明をお願い

します。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） メリットは今申し上げましたとおり施設整備の国庫補助、これを活用しての施設整備ができるという、こういった大きなメリットがあるところであります。またもう一つ大きなメリット、これは毎年であります地方交付税の算定におきまして大変有利な状況が出ております。都市公園であることによりまして、公園費として基準財政需要額に算入され、昨年度には交付税額で1,945万円の額が交付されております。これは都市公園でなければ入ってこない金額であります。したがって、地方交付税算入の都市公園、公園費というのは毎年でありますので、本当に大きな額が村に都市公園に指定されることによって入ってきておる、これが一番大きな私はメリットではないかというふうに考えておるところでございます。

続きまして、デメリットもそれはあります。公園面積に対しまして建築物の建築面積が2%以内という制限があります。現在の公園内の建築物は約2%と限界に近い状況となっております。今後新たな建築物の建築が必要の場合には、古く不要になった建物を取り壊すことも考えていく必要が出てまいります。

また、同様に運動施設の敷地面積につきましても公園面積に対しまして50%以内の制限があります。これに関しましてはまだまだ余裕があるというふうに思います。加藤議員の質問の部分はイベント等の制約、こんなお話もございました。これは都市公園法ではありませんけれども、村の条例で公園内の行為の制限を定めております。これは村の条例ということで御理解をいただきたいと思っております。特定の行為をしようとする場合には、村長の許可を得る必要があります。この場合、公衆の公園使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可することができることになっていますが、現状では公的な事業における行為以外は許可はしていない状況であります。特定の行為というのは行商だとか募金だとか、これに類する行為、業として写真、映画撮影すること、興行を行うこと、展示会、集会、その他これに類する催しを行うこういったこと、こういったことは特定の行為という、こういうことになっておるところでございます。

したがって、都市公園の指定になっていることによって今申し上げましたように、補助金の問題だとか、一番大きな地方交付税、これは1,900万円、2,000万円近いものが毎年入ってくるわけでありまして、このメリットは非常に大きいというふうに思います。この行為の制限をどう考えていくのか、これが一番重要なポイントになってくるのではないのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） はい。大変わかりました。

地方交付税等大変なメリットもある中で、デメリットは少ないというようなことで、また村民の休息やスポーツ等におきまして総合公園また運動公園という役目を十分果たしていけるような大芝高原であってほしいと願っております。

続きまして、2件目のふるさと大使について質問をいたします。

3月の議会におきまして、平成24年度予算案説明資料がありましたが、その中でふるさと大使事業というものが村で通りまして、私も初めて見るところでございますが、総務課が所

管して38万3,000円というような予算が計上されている中で、この事業内容については、ここに書いてありますのをちょっと朗読してみますけど、村出身者及び村に思いを寄せる人たち、南箕輪村ふるさと大使による南箕輪村ふるさと応援団が観光を初めとする村の魅力を広く紹介する、というようにありました。

これはふるさと大使等につきましては、他町村においてもこのような大使がおり、県外において観光のPR等に活躍しているとも聞いております。しかしながら、当村におきましては、村民に浸透が少なく、割と知られていない大使であると思っておりました。私としては積極的な予算化等取り組みを希望するものでありますが、ふるさと大使が何人いるのかというようなことも感じておりましたが、先般の村長さんの4名のふるさと大使が決まったというような話を聞いております。村民の理解と浸透がなされた中で人選をどのようなふうにし、またどのような規模で行われているかというようなこと、またなるべく大勢の大使をつくってほしいと願うものでありますが、その点について伺いたします。

議長（原 悟郎） 加藤議員、1項目めの（3）の今後はどのように対応していくか、というのは了解したということですね。

5 番（加藤 泰久） ええ、それはもうただいまの答弁を聞いた中で割愛しました。

議長（原 悟郎） はい。それでは答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） ふるさと大使につきましての御質問でございます。

南箕輪出身者や南箕輪村に思いを寄せている方を南箕輪村ふるさと大使として委嘱し、観光を初め南箕輪村の魅力を広く紹介していただくため、昨年4月1日に施行しております。しかし、昨年は東日本大震災の直後でもあり自粛をさせていただきましたが、今年度から改めて実施をしていきたいと考えておるところでございます。

初めての取り組みでもありましたので、平成23年3月の議会全員協議会におきまして、ふるさと大使の説明をさせていただき、また適切な方がいましたら議会でも推薦をしていただくようお願いをした経過もございます。これは前議会という、こういうことで御理解をお願いいたします。

村では各会を代表する方や知識経験にすぐれている方の中から人選をさせていただきました。人選の結果としては4名の方、これは当初ということで御理解をいただきたいというふうに思います。元三井住友海上火災保険株式会社取締役社長最高顧問の井口武雄氏、これは村の出身でございます。また元ワコール取締役監査役の加藤道彦氏、この方も村の出身の方でございます。元株式会社日本旅行勤務、元長野県観光協会勤務の小島茂氏、この方も村の出身の方でございます。また、文化芸術関係ということで宝塚歌劇団元参議院議員の但馬久美さん、いろんな分野でお世話になっておりますのでお願いをしたところでございます。4氏とも快くお引き受けをいただきました。ただ、まだ具体的に始まっているという、こういうことではございません。委嘱状の公布を申し上げそれから活動をしていただくという、こういうことで今考えておるところでございます。

委嘱状の公布につきましては、8月の25日に開催します大芝高原まつりの開会式の中で計画しており、多くの村民の皆様方の前でお披露目をさせていただきたいというふうに考えております。今後にも必要に応じましてまた適切な方をその都度委嘱させていただきたいというふうに考えておりますので、議会でも御検討をいただきながら適当な方があれば推薦をお

願いたいと思います。また、村報でも幅広くどんな方がというような方があればと思いますので募ってまいりたいというふうに思いますが、発足当初といたしましては、4名の方をお願いをし御了解を得たという、こんなことでありますので御理解をいただきたいというふうに思います。

また、8月25日の前の日8月24日には、行政側、議会側ともどもこのふるさと大使、ふるさと応援団の皆さんとの顔合わせという、こんな計画もしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。具体的にはこれからということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明をお聞きして、理解できる部分がたくさんありまして、県外に居住する本村出身者のパイプ役として、また村の行事等に参加していただいて村の観光の推進や村の活性化に寄与していただければ一番うれしく思うところでありまして、ただいま4名というような話を聞いておりますが、数多くの皆さんに大使となっていて、村外で活躍している部分をまた村の講演会等におきましてぜひ活用して村の活性化に努めていただければと思います。

2項目めの件でございますが、ただいまの村長の答弁でその対策、方向性がわかりますので、2項目めは割愛させていただいて結構です。

続きまして、3件目の無人の廃屋について質問いたします。

核家族化により住んでいる家や、老朽化したアパートで空き家、廃屋になっている建物が多くなっております。犯罪の原因につながったり、防災上で大変危険と思われております。私の近くにもございますが、村内では何件ぐらいあるかというように考えておりました。その折、全協でも説明のありました6月2日の久保地区灯油流出事故が起き、所有者が死亡して管理者が県外に住んでいるというような事例がありまして、所有者不在建物、施設等はどうしても防犯上、防災上大変危険と思われまます。そういう形が把握できているかどうかはわかりませんが、村内にはどのくらい件数としてはあるのかお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 無人の廃屋についての御質問であります。

県内でも有数な人口増加の村で高齢化率も最も低い本村でも、村内で廃屋が確認できます。廃屋にはいろんなケースが考えられますが、新天地への移住により、また子どもの住居先への転出などにより管理することができなくなり、そのまま放置されているものと思われまます。中には廃屋というより草木に覆われた廃墟に近い家屋もあります。

御質問のこの件数の件であります但確認をしてはおりません。正確な数値というのはつかんでいないところであります。村内ではかなりあるのではないかとというふうに判断をしておるところであります。しかし、今後防災、防犯いろんな面から確認をする必要はあるのかなというふうには思っておるところではあります。しかし、この作業をしていくにはやはり各区の御協力をいただかなければできませんので、この辺はまた検討させていただきたいというふうに思います。件数につきましてはつかんでいないというのが実態でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 件数についてはなかなか難しい部分もあったりするわけですが、今村長申されたとおりに、区長また地域の組を通じてきめ細かな情報を収集して、それぞれで行政で精査していただければと思います。

それでは、2項目めに移りますが、灯油流出事故では、私も全協で説明を聞いた中で、伊那警察署、消防署、天竜川上流河川事務所、県環境課、伊那土地改良、農業改良普及センター等々の機関が関係し、また役場の職員、地区の役員の大勢の皆さんが対応されていた大変なことだったと思われております。幸いにして人的被害ではなく、不幸中の幸いと考えざるを得ません。先ほどもちょっとさわかりましたが、私の近くに田畑下段に2棟のアパートがありまして、もうお化け屋敷というような感じで、私にとっても不気味な感じがするようなところでございますが、十数年来が経過して以前にも地元議員からの質問があったようでございます。そこのところは高校生の電車通学の通学路にあたりしておりますので、夕方、夜、結構通学生が通るところでございます。ぜひ何らかの早い対応をお願いしたいところでございますが、村としてはどのような今まで対応をとってきたかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、本村では廃屋の件数というのは把握をしておりますが、個々の廃屋で防災や防犯上の観点から、危険な場合また支障があると予測されるこういった場合につきましては、区や関係者とともに個別で対応をしておるところであります。所有者にも連絡をとりながら対応をしております。

今、お話に出ました加藤議員地元の集合住宅の件であります。防犯上に問題が生じる可能性がありましたので、村、あるいは教育委員会、防犯協会、消防団等にお申し送り防犯パトロールを実施した経過もございます。また、所有者にも通報し対策を講じるようお願いをいたしました。所有者の金銭的な問題もありましたので断念をしたところでございます。また別の地区では、通学路に庭木の木が覆いかぶさり、防犯上に支障が出る恐れがありましたので、弁護士等も相談する中で区の役員の皆さんと職員で樹木の伐採を行ったそんな経過もあります。

こうしたように、防災や防犯上の危険な場合、もしくは支障が予想される場合には、地域の皆さんと相談しながら対応をしてみたいと思いますので、ぜひそんな箇所がありましたらまた行政のほうへ御連絡をお願いしたいと思います。ただ、廃屋のような先ほど申し上げました面につきましては、どうしても取り壊すにお金がかかるという、こういうことで所有者にお願いしても取り壊していただけないという、こういうことがあるわけでありまして、その辺をどうクリアしていくのかというのがこういった問題の課題となっております。村が代執行しながら強制的に撤去すればいいわけでありまして、それには莫大な予算も伴う、こういうことも出てまいります。1件しますとすべてををしていかなければならないという、こういうことも考えられますので、できる限りといいますか、そういったものは所有者にお願いをしていくという、こういう本則論で今いるところでございます。ただ、本当に樹木やいろんなことで交通の支障になっているということは、時にはまた村として対応をしておるのが実態でございますので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 樹木等のものについては撤去、もしくは処理は比較的簡単だとは思いますが、所有者がお金がないからって十数年来放置されたままという部分については、所有者もたまたまその場所は土地と建物は所有者が所有していると思います。そうした中で、土地も固定資産税も納められていることかと思いますが、ただ、持ち主の経済的、金銭的な問題だけで先延ばししてくるようでは解決していきませんので、多少金かかっても法的な措置をとって対処していかないと考えますが、村長さん、お考えをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 基本的には所有者が考える問題であります。ただ、先ほどから申し上げておりますように、防災や防犯やいろんな観点から、本当に危険だという、こういうことになれば、村が撤去にかかわっていかざるを得ないというふうに思っておるところであります。

田畑区の例につきましては、かかわりましたけれどもどうしても話ができなかったというのが実態でございます。なおかつそういった面があるということであれば、どういった措置ができるのか、このことにつきましては、専門家とちょっと相談をしてみないと軽々な答弁はできませんので、そんな点につきましては、また専門家の御意見をお聞きしながら考えていきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議長（原 悟郎） 5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） それでは、今後の処理についてぜひとも前向きにお願いしたいと思っておりますけれども、灯油流出事件があってもあれだけの騒ぎになる中で、今度は人的な災害があった場合は取り返しのつかないことになりますので、村長、ぜひ早急に対応していただきたいと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで5 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 議席番号6 番、丸山豊です。お疲れのことと思いますが、もうしばらくお付き合いのほどお願いいたします。

先に通告いたしました行政評価について質問いたします。

この件については、4月23日に平成22年度事務事業行政評価結果が行政評価委員会から答申されたところであり、最もしゅんな事項ではないでしょうか。村長は3月議会でも無駄をなくす取り組みとして行政評価を挙げ、事務事業評価を通じて行政コストが適正か、住民がどう思っているか、常に検証する姿勢を表明しております。私も日ごろの行政が村民生活の質の向上にどのような効果を上げているかを検証する、これらの姿勢は村民の目線に立ち、村民の視点を入れて行うことで村民の村政へ参画となり一定の評価ができるものと考えます。この委員会は昨年の7月に発足したばかりであり、まだ1年を経過せず、なれていないにも

かわらず、積極的に事務当局に事務事業などの評価シートの改善を求めるなど、その御努力に敬意をあらわす次第です。また、短期間に答申され、今後に大きな期待を寄せることができるものと存じますが、それをどう生かすかは今後の取り組み次第とも思います。

本村の行政評価の取り組みについて少しさかのぼってみますと、私の理解した範囲では、平成16年の自立を決めたむらづくり委員会その中での検討部会、平成17年からの第4次行政改革大綱集中改革プラン、昨年の第5次行政改革大綱であり、常に行政評価制度の導入と必要性をうたっております。今回、この答申が出されたことに加え、12月議会に同僚の山口議員の質問の事業仕分け、行政評価委員会、職員のコスト意識について、村長が事務事業評価シートを中心に丁寧に答弁されたことなどを参考に質問をしたいと思います。

そこで1点目ではありますが、行政評価の全般的なこと、基本的なことについてお聞きいたします。5項目を用意して一括して質問をさせていただきます。

1番目として、まず定義を確認したいのですが、行政評価とは、政策、施策、事務事業について一定の基準、指標を持って客観的に妥当性や達成度、成果を判定するものをいい、政策とは対極的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの、施策とは政策目的を達成するための方策、事務事業とは施策目的を達成するための具体的な手段であると総務省の資料ではなっていますが、村の行政評価もこの定義で間違いないでしょうか。

2番目ですが、これらの評価はむらづくり委員会から引き継いでことしで3年目ということですが、内部で行っていた政策評価、施策評価、事務事業評価は何年から実施しているのかお伺いいたします。

3番目として、行政評価委員会においては、なぜこの事業を評価するのかという、事業規模なのか、重要度なのか、などの事業選定の経過と根拠、必要性を明確にすべきと考えるがいかがでしょうか。

4番目として、村長は多分整理できているのだと存じますが、行政評価委員会の委員選定の基準はどのようになっているのでしょうか。

5番目として、行政評価委員会と議会についてであります。ある意味この両者は役割が重複しているようにも思えます。私自身、外部評価の必要性は感じています。しかし、二元代表民主制が地方自治の基本である以上、事業の必要性、有効性、効果などを判断するのは議会であると思っていますし、最終判断も議会のチェック機能の審議から決定されるものであり車の両輪と言われるところであります。ただ、村民に対しては役割分担などの誤解を生じさせないためのわかりやすい説明が必要と考えますがいかがでしょうか。むらづくり委員会の提言だからということではなく、議会との関連を含め整理されている行政評価の必要性を村長のお言葉でお願いします。

以上、1点目の質問をお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えをいたします。

行政評価の取り組みにつきまして御質問をいただいております。第2期のむらづくり委員会からの答申書が昨年の3月に提出をされましたが、この答申の中には村民の視点に立った客観性や透明性を求めるため、外部専門家を含めた組織により継続していただきたい、またその際には次年度予算に反映できるサイクルで行政評価を実施することが大切であると提言

をいただいております。

このことを踏まえまして、昨年の7月1日に外部の専門家の方10名の皆さんに委嘱を申し上げ評価をしていただいております。任期は3年間をお願いし、評価するに当たりましては、事前に調査等も必要となりますので、基本的には月1回程度の評価委員会を開催しております。

初めに①の行政評価であります。行政運営の改善や適正化を図るために、妥当性、公正性、公平性、有効性、効率性、優先性の観点から事業の実施状況について評価するものと理解をしております。

ピラミッドで例えるならば、頂点に位置するのが政策であり、また真ん中を占めるのが施策であり、一番下を占めるのが事務事業ととらえております。それぞれの用語の考え方につきましては議員が申されたとおりであります。しかし、行政評価につきましては、評価結果を行政運営に反映をさせる、このことも重要な目的となっているものと思っております。この行政結果をどう行政運営に反映をしていくのか、このことが重要ではないかというふうに考えております。反映していくには大変難しい面もあるという、このことも御理解をいただきたいというふうに思います。さまざまな事業につきましては、大勢の村民の皆さん、あるいは村民にかかわっている問題、事業というのは多いわけですので、本当にこれでいいのかどうかというのはそういった皆さんの御意見をお聞きしていく、このことも私は必要だというふうに思っております。

続きまして、行政評価であります。平成18年度に試行で評価し、平成19年度には内部評価を、また平成20年度、21年度はむらづくり委員会に外部評価としてお願いし、平成23年度からは行政評価委員会をお願いをしております。本格的には行政評価委員会、平成23年度からということで御理解をお願いいたします。

事業選定の件でございます。平成23年度からは行政評価委員会に評価をお願いしておりますが、平成22年度分の事務事業の評価につきましては、委員会の設置も間もないために、またそれぞれの委員さんも初めての評価ということでもあり、平成23年度につきましては、村で法令、条例に基づかない事業の中から各係で3事業程度を選定した事業を委員会に提出をさせていただきました。このことは委員会でも御協議をいただき、村から提出しました事業のうちから28事業を選定していただく中で、評価をしていただいた状況であります。

平成24年度に評価する平成23年度事業につきましては、全事業の中から各委員さんの判断におきまして39の事務事業を選定していただきました。今やっております行政評価につきましては委員さんの判断で事業選定をしていただいたということでもあります。

議員から事業選定の経過と根拠、必要性を明確にとの御指摘でございますが、毎年全事業、平成23年度におきましては、427事業を内部評価しております。その多くの事業は継続性もありますので、できれば数年かかっても全事務事業の評価をお願いができればと考えております。また、評価に対する経験、見識を積むことにより、第4次総合計画の整合性や進行管理が外部の視点から検証できるものとして判断をしております。したがって、外部評価として行政評価委員の皆さんのそれぞれの見識と経験の中で選定していただくことが望ましいと考えております。村の全事業427事業ということであります。多くの事業からどの事業を選定していただくかということは委員さんにお任せをしておりますけれども、できることであればサイクルかかっても全事業の評価をお

願いできればなという思いはございます。これは思いということで御理解をしておいていただければと思います。

委員の選定基準であります。第三者的な評価専門の委員会としまして、村政または行政全般におきまして専門的な識見を有する方をお願いしており、構成員の規模につきましても、効率性を考え10名程度とさせていただきました。10名ということをお願いをしたところであります。初めての設置でありますので経験、このことを重視させていただきました。民間で監査関係に携わった方々、村の監査員を経験した方々、またむらづくり委員会にかかわった皆様方をお願いしたところであります。

委員会と議会の件であります。議員言われるとおり、行政の長と村議会の議員を住民が直接選挙する二元代表民主制となっており、お互いに緊張感を保ちながら、また協力して行政運営に当たっているということでございます。一方では、平成12年度には地方分権一括法が施行され、議会の権限の及ぶ範囲や地方自治体を取り巻く環境も大幅に拡大をされてきました。特に行政側の環境の変化は、パブリックコメントを含む意見集約から、企画立案、事業の実施、内部評価、外部評価、再検討、情報公開といった一連の流れが完成されつつあります。このように議会と行政評価委員会の立場は、議員さんの申される点もございますが、行政評価委員会で評価していただきました結果につきましては、再度内部で検討し、必要に応じて予算計上をしてまいりますので、最終的には議会のチェック、このことが大切だと、こういった判断をしておるところでございますので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

やはり議会というのは議決機関、チェック機能というこういった大きな役割を果たしていただいておりますし、住民代表という、こういうことでありますので、議員の皆さんの御意見というのは私も尊重してまいりたい、尊重しておるところでございます。また、その中で行政評価というのはやはり外部の皆さんの視点でいろんな物事を考えていただく、このことも大切なことであるというふうに思いますので、その両方を大事にしていけたらというふうに考えておるところでございます。

ただ、最初に申し上げましたとおりに、村の事業というのは大勢の村民がかかわっている部分がございますので、その皆さんの御意見も大切にしていかなければならないというふうに思っております。事業の部分、廃止という結論が出ればそれにかかわっている皆さんの御意見も私は聞いていく必要があるのではないかとこのように思っております。と同時に、コスト意識というのはこれは必要なことでありますけれども、行政というのは費用対効果だけでははかれない、こういった事業も数多くあるわけでありまして。そのことは私も行政評価委員会発足時にそんなお話もさせていただいたところがございます。費用対効果でははかれない、これを行っていくのも行政の仕事だと、私はそういうふうに思っておりますし、またこれは4年に1度選挙という、こういうことがあるわけでありまして。その中で公約として村民の皆さんにお示しをしたこういった事項も私にとりましては大切にしていかなければならない、その兼ね合いも考えていかなければならない、こういった面も大切にしていまいりたいと思います。いろんな部分を総合的に考えながら行政評価、生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 今ちょっと1点目のことが今度1点ずつちょっとお尋ねいたしま

すけれども、今3角形の説明をしていただきました。政策、施策、事務事業ということの3角形のような格好になっているということなのですから、これ今総合計画の中から抜き出した施策の大綱でありますけれども、この中に5つ基本構想が載っております。この5つというものが政策に対応して施策のところに基本計画31という項目が載っております。あと実施計画、これは事務事業のほうにつながってくるわけなのですから、事務事業が100個載っております。この下に多分400幾つという、そういう数字になろうと思いますけれども、これ確認でございますけれども、この政策がこの基本構想というところに該当するというふうに理解してよろしいのでございますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 基本構想という大きな構想を定めております。それをするための政策ということで理解をしておるところでございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 今度は2番目のところなのですから、このときむらづくり委員会が第4次総合計画検証検討部会というのをやっております。これもこの総合計画の中に載っております。これ行政事務の行政評価の事務事業評価結果もこの中に載っております。事務事業というのは、どこの町村でも全国に半数以上がこの行政評価に取り組んでいて、上伊那もそれ以上にやっているということで、南箕輪の場合は私はいろいろちょっと調べていく中で結構進んだ取り組みをしているなという、そういう印象を受けたところでございますけれども、この第4次総合計画検証検討部会、これむらづくり委員会の中で31回、平成20年の5月30日から平成23年2月22日まで31回開催されているということなのですが、政策、施策の評価をされたということで、これもちょっと確認だけしておきたいと思うんですけれども。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） おっしゃられるとおりであります。それをしていただいたという、こういうことでございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） わかりました。

それから、3番目のところの、先ほども私のほうから事業規模なのかとか、重要度なのかとかいって事業選定なのですから、先ほど村長は行政評価委員会のほうに来年からは全部任せるのだという、こういうようなお話でありましたけれども、実はむらづくり委員会でもここに平成19年度の結果報告が載っております。この中には事業選定とか評価の進め方、評価の視点でこうきちんとかう出してあります。ただ、やっぱり今私が質問したような内容のところはやっていないというよりも触れていないものですから、なぜこの事業を評価するのかというところに入っておりません。それで、先ほど村長は行政評価委員会のほうにお願いするのだという、こういうようなお話でありましたけれども、積極的に村のほうから、こんなような理由でどうしてこの事業を評価するのだというところを提言とか提案とか、そういうふうのを委員会のほうで出していくということはやれるわけなのですか。ちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） やってできないという、こういうことではございませんけれども、

行政評価委員会の自主性を尊重する中で、委員さんの中で選定していただければという、そういう思いでおるところであります。

村の事務事業、私はすべて必要だと思って予算計上してやっておるところでございますので、どの事務事業をという、こういうことはないわけであります。ただ本当にこれでいいのかなという事業というの也有りますので、その辺は行政評価委員会とまた意見調整をしていく必要は出てくるというふうには思います。そうしていくことのほうがいいのかという考えを持っております。本当に疑問に思うような事業もなきにしもあらずでございますので、そういったところは積極的に評価していただいたほうがいいのかという、こんな考え方は持っておりますので申し添えておきます。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） はい。よろしくお願いします。あくまでも選定は入り口だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから4番目で人選の問題なのですが、村長のおっしゃるとおりであると思います。民間でとか村でとか、監査をやられた方、スペシャリストの方であったと思います。しかし、今後の問題になるかとしれませんが、やっぱり選んでいくという、人から誤解を受けないようなという、そういうことにもなろうと思いますけれども、区長会長さんとか、商工会長さんとか、農業者の団体、女性の団体、そういうところからピックアップされるというのも、スペシャリストのほかにそういうのを、むらづくり委員会でもそういう選定の仕方であったと思うのですが、そういうことも大事だと思うんですけど、その点いかがでございましょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） いろんな皆さんにお願いしていくということはこれは大切なことだというふうに思いますので、次の行政評価委員会、任期3年ということでもありますので、次回におきましてはそういった視点も入れていく必要はあろうかというふうに思います。ただ、今回につきましては初めてということでもあります。むらづくり委員会の様子等々も見てまいりましたが、どうしても勉強会になってしまうというこんな面も見られましたので、今回初めての設置で専門家の皆さんをお願いしたということでもあります。幅広い層というのは私はそれは当然必要だというふうに思います。中でも民間の経験、そして先ほども申し上げておりますけれども行政の経験という、このことも大切と私は思っております。本当に費用対効果、このことだけではいけないという、こんな面もございます。そういったバランスのよい選定ができればというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 最後に議会との関係でもちょっとお話をさせていただいたのですが、私と村長だけが理解しててもこれは何の意味もないのであって、村民の方たちが最も理解していただけるというふうになっていけばいいと思いますので、またいろんな機会のところでこんな話が進んでいけばいいかなと思います。

続いて、2点目のほうに入らせていただきます。

行政評価の充実についてということでもあります。現在、村が実施している行政評価のうちで事務事業評価は評価シートの作成方法など、12月議会の答弁でかなり細部にわたり説明され、事務事業の改善や職員の意識改革、教育にも大きく寄与されているとの説明など理解は

できることです。これらは職員の声からもうかがい知ることができますが、一方で事業をたくさん抱えている担当者は、評価という作業がふえ、従来よりも業務量が増すという結果となっているのではないのでしょうか。わかりにくい煩雑な作業は徹底的に改善し、時間のロスなどの無駄を生んでしまうことのないようにしなければなりません。それでも村民のためにサービスする奉仕者であるならば、これを天職ととらえ村の発展のために頑張ってもらいたいと願うところです。

それでは、1番目の質問として、村の方向性、重要政策などを計画している総合計画に対する政策評価、施策の評価ということについて、12月議会の議事録には、課長職には施策の評価、政策の評価を義務づけ、総合計画の各章に基づき全体の総合評価をしているとのこととあります。コスト管理的な要素が強い細部の事務事業評価を積み上げて、施策評価、政策評価したものを村民の視点に立った行政評価委員会で評価していただくことが、本来であれば村の将来を左右する重要な検証作業と考えるがどうでしょうか。今後の取り組みについてお考えをお願いいたします。

2番目として、行政評価の情報開示についてであります。先ほどの取り組み経過の中での4次、5次の行政改革大綱、集中改革プランなどには徹底した情報提供、公開の推進として、村民と行政が互いに情報を共有することが村づくりの基本となるため、個人情報保護に考慮しつつ、村の広報紙、ホームページや地域組織を通じて積極的に情報提供し公開します、また行政組織内においても常に情報を共有しながら住民サービスの向上に努めます、と策定しております。しかし、自己評価の事務事業評価についても政策評価、施策評価も開示はありませんが、行政評価委員会の答申書と合わせてどのように考えるかお示ください。

3番目として、行政評価委員会は上記の理由をもって公開すべきと考えるが、村長のお考えをお聞かせください。さらには多くの村民は多様な感性を保持されております。行政評価委員会に村民参加の仕組みを検討できないでしょうか。

4番目として、既に行政評価に取り組み、長くはないですが短くもありません、ノウハウが蓄積されてきております。村民への説明責任を果たすためにも、これらの手順を確立、体系化する中で、政策、施策、事務事業評価結果を次の計画や予算執行などに適正に資源配分されるような制度として行政評価委員会の条例の制定化が今度考えられるがいかがでしょうか。むらづくり委員会と同様の制度として位置づける、まだ早いと思われるならいつごろでしょうか。それとも必要ないと考えられますか。

以上、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政評価の充実についてであります。

平成23年度の答申の中でこの評価シートの見直しが要望されまして、平成24年度からはこの新しい評価シート、事務事業の評価シートに変更になっております。それによって今進めておるところでございます。

この行政評価シートの変更につきましては、主には行政コストをわかりやすくするという、こういったことが目的となっております。課長が行っていましたが政策評価、そのことにつきましては廃止をしまして、係長とともに検討することにより総合評価、こういうことを兼ねていく、こういうことにしたところでございます。

同時に、この村の施策というのは基本計画によって構成され、基本計画というのは各事務

事業の実施により達成できる、こういった仕組みとなっておりますので、常に第4次の総合計画の政策、施策、事務事業、これが結びつくようにしていかなければならないというふうに思っております。そんなことで予算の編成時期には常に第4次総合計画に沿った予算編成をするように指示をしておりますし、予算編成書の提出の中には総合計画のどこにどういった事業、こういうことを達成するためにという、そういった記述も必ずつけるようにさせておりますので、そういった体系的なそういうことができておるというふうに思っております。

それから、情報の開示であります。これはやっていく必要があるというふうに考えております。今、行政評価委員会から出てきたものを内部で検討しております。それができ次第村のウェブサイトに掲載をしまいたいというふうにもう少し時間をいただきたいというふうに思います。答申をいただいたものをストレートに情報公開するという、こういうことではなくて、先ほども申し上げておりますように、行政評価委員会ではこういうことだったけど、いや今は村の行政としてはこれはどうしてもこうだという、こういう検証もさせていただかなければなりませんので、その検討結果が出ましたらまた情報公開の中で情報提供、住民にお知らせをしまいたいというふうに思います。

続きまして、住民参加であります。これは必要であるというふうには思っておりますので、先ほども申し上げましたように、初めてということで専門家の皆さんをお願いいたしました。次からは専門家にあわせて村民の皆さんが入れるような仕組みができればいいのかなということでもありますので、そんな検討はさせていただきたいというふうに思います。

ただ、どういう方を入れるかというこの方法につきましては、公募方式だとかいろんなことが考えられますが、どうしても本村の場合、いろんな委員公募をしてみても公募がない、そういう面が多くありますし、また本当に同じ人がすべて公募の中でしてくるというような、こういう事例もありますので、公募をする場合には今村の委員となっていない人という、こういうことをつけ加えておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

条例化についてでございます。条例と要綱の違いがありますが、行政評価を推進していく上では大きな違いはないというふうに思っております。多くの市町村でも要綱を定めております。本村におきましては、松本市の行政評価市民委員会設置要綱及び行政評価実施要領を参考にした経過がございます。上伊那管内でも箕輪町が条例化をしておりますが、他の市町村では条例化はしていないところであります。また、議員が申されましたように、評価結果は次の計画や予算執行など、適正に配分されるような制度をとの御指摘もありました。二元代表民主制の中では最終的には議会のチェック、議会の議決、こういうことを要していかなければなりませんので、そういったことを考えれば条例化は私はしていかないということで考えております。今の要綱で足りておるという、こういうことでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 1番目のところなのですが、これ策定しているメンバー、総合計画を策定しているメンバーと、それから検証、検討、先ほどもちょっと2番目の項目のところでは第4次総合計画検証検討部会、先ほど31回も開催されたということも言ったんですけれども、この検証している人と、この総合計画を策定した方というのはメンバーは違い

ますか、一緒ですか。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） むらづくり委員会でそれぞれ検討したわけでありまして、1つの委員会の中で3つの部会を設けまして検討しております。したがって、その部会の中で検討したものを最終的には全体委員会というような形で検討しますので全く同じというふうに解釈すればそうでありまして、ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） やっぱり同じというようなふうな印象をとらえられやすいと思ひますので、ぜひ外部評価ということで新たな行政評価委員会、こういうふうな外部組織の中でやっていただければと思ひます。

それと先ほどもちょっと2番目のところで、事務事業評価結果報告書、平成19年度のものはホームページに載っているというお話もしましたが、この平成20年度、21年度というその後半はホームページのほうにも全然開示されていないのだけれども、これはやっていない、先ほどはやってある、やってないとちょっとはつきりわからなかったんですけれども、載っていないわけなんですけれども、これは何か意図があるわけですか。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 特に意図はございません。こちらのほうの手違いで載っていないということだけでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） はい。わかりました。

あとは村民の参加ということではぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目のほうの質問にさせていただきます。

行政評価委員会の答申とその効果であります。本村では事務事業評価シートなどが開示されていないため細部についてはわかりませんが、職場内の自己評価が恣意的にならないように外部評価として行政評価委員会に求めているわけでありまして、どのような評価の違いがあったのかを伺いたいと思ひます。

1番目ですが、4次総合計画後期版、今出ているものなんですけれども、この130ページにはむらづくり委員会の中間報告についてが掲載されております。この中で新年度施策に反映できるものは生かしていただきたい、また行政評価結果報告に対する村の考え方をお示しくださいとあり、回答を求めています。質問は開示され、回答は企画係でのこと、むらづくり委員会の村に対して真剣に向き合っていた姿勢がうかがえますが、村の姿勢はどのようなかなという印象を受けます。村長は今回の答申書について1次、2次、3次と自己内部評価をしたものと比較した場合、平成22年度のこの答申書なんですけれども比較した場合、それぞれに評価された内容、結果についてどんな感想をお持ちになったかをお伺ひいたします。

2番目として評価された内容、結果などの成果を客観的にはかる達成度などの指標を明確にすべきと考えるが、いかがでしょうか。

3番目として、答申書は中間報告として一部は12月に出されておりましたが、翌年度の行政施策に反映させる事項は新年度予算に補正対応していく予定か伺ひます。そういう事業があったか、もしあればどんな事務事業であったかをお伺ひいたします。

4番目として、3番目と関係しますが、行政評価委員会答申書について事業別に成果として予算編成等へ反映状況を公表できますでしょうか。

5番目として、政策、施策の成果目標の達成度を評価して、村の総合計画の進捗管理をしていくべきだが村長のお考えをお願いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政評価委員会の答申と効果の点でございます。先ほどから申し上げておりますように、平成23年度の途中から始まったという、このことは御理解をいただきたいというふうに思います。そういったことで中間的な昨年は報告もいただいたところがあります。しかし、特に予算に反映するという、こういう部分はなかったという、こういうことでとらえておるところであります。

内容的に行政評価全体を見ますと、充実をしていくという部分もあるわけでありましてけれども、その充実というとらえ方の中には予算を伴わずに充実をしていくという、こういった面も多いところありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、目標であります数値化であります。これは大変難しい面があります。行政が行う事務事業、これにつきましては、成果指標への数値化を明確にすることは困難な事業も数多くあるわけでありまして、そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思います。いろんな事業あります。本当に採算性、あるいは経済性なども追求できないような事業、こういったものもございますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

新しい事務事業シート作成しましたので、それに基づいて内部で職員がまず評価をする。係長も含め課長も含めという、こういうことで今しておるところでございますので、目標管理、このことができれば一番私は理想かなというふうに思いますけれども、これはなかなか難しい部分がございますので、もうしばらくこれは時間をいただきたいというふうに思います。目標管理ができてそれに向かってやっていく、こういったことが一番いい姿であろうかというふうには思いますけれども、なかなか技術的にといいますか、そういった難しい面もございますので、時間もいただきたいというふうに思います。

しかし、その中でも平成24年度から新しい事務事業評価となりましたので、その最終年度の目標実績これもあるわけでありまして、その達成度を記入するようなこんな様式に改めさせていただきました。それによっていろんな達成度を見ていくことができますので、それが低いということであれば、最終年度までに精力的にやっていく、こういうことも必要であるというふうに思っておりますのでございます。

次の補正対応の件であります。中間報告をいただき、また最終答申で予算にという、こういうことでありますけれども、できることであれば予算に反映をしていかなければならないわけでありまして、そんなふう to 実施できるようにこれからはやっていければというふうに思います。ただ、すぐ予算に計上できるという、こういう面も数多くあるわけではありませぬので、大変難しいのかなというふうに思っております。そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。ただ本当に村民の立場に立つてこの事業は必要であるのかないのかというようなそんな部分、そういった部分は行政評価委員会の御意見も

参考にしながら廃止できるものは廃止をしていく、充実拡大できるものは充実拡大をしていく、そういった努力はこれからもしてまいりたいというふうに思いますので、ぜひまた議員各位の御意見等もお願いをしたいというふうに思います。

初めての取り組みであります。外部の行政評価という、こんな点では平成23年度の途中からということでもありますので、昨年度の評価、今、内部検討をしております。その結果によりましてまた公表をしながら住民の皆さんにお知らせしながら、また住民の皆さんの御意見もお聞きをする、そういったサイクルを確立していきたいなという思いがございますので、そんな点でこれからしっかりやっていきたいというふうに思います。ただ、本当に難しいというのは先ほどくどいようになりますけれども、本当にどういった事業を選定し、どう評価していくのかというのは難しいなというのは私自身も感じておるところであります。費用対効果というこういった問題もございますし、あるいは村民益という、こういうこともございますので、その辺を加味しながらまたいろんな角度から検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） シートの改善といって何度も先ほどからお聞きするわけなのですが、本当に公表、こういうものをしていただかないと、結局こうやって質問していてもそちら側から一方的にシートがどうだこうだということを言われるだけで、私たちは全然見るあれも全然できないわけで、これはもし見せていただければ事業課のほうへ行って見せていただくということもそれでもいいわけですね。わかりました。

それと初めての取り組みということで何度もお話になっています。しかし、行政評価の検討部会でも31回ですね、それからむらづくり委員会の総合計画の検討検証部会でも31回、同じようにこなしているわけなのです。それから政策評価、施策評価というのをやっているわけなのです。だからこういうことから見ますと、ある程度の知識とかノウハウというかそういうものはもう皆さんたちはお持ちになっているんじゃないかって私は思うわけがございます。だからできるだけ公にして私たちの目に触れるような格好でやっていただきたいと思います。

それと、先ほど2番目にちょっと質問をさせていただいた達成度の指標のことなのです。村長数値化が非常に難しいということでありました。本当にそのとおりだと思います。私もこういう質問をするのに、自分ではどういうふうなあれかというのをちょっと考えてみたのですが、道路とか河川というのは、道路は利便性だとか河川だったら安全性が保たれるとか、こういうようなところで住民の満足度だとかそういうものが評価できると思います。しかし、こういうハードじゃなくてソフト事業から出てくる施策だとか政策というのはなかなか判断が難しいという、福祉の関係だとか、教育の関係だとか、本当に判断するのが難しいと思います。行政評価のシステムの中にPDCAといってこの行政改革大綱にも書いてあるようなPDCAというのが出てくるわけなのですが、このCからAって移るところが非常に難しいというか困難というのが言われております。ここのところをどうやって判定するかということでありまして、私がちょっと思ったのは、やっぱり成果に値する満足度というかそういうものをアンケートなり、満足度調査というのですかね、パブリックコメントでもいいと思うんですけれども、住民にこういうものを確認するというか、そういうような格

好でいわゆる評価の対象としていくという、こんなのが一つの方法じゃないかなというのを思ったわけなんですけれども、だから評価が生まれるとか、できるとか、こういう原点というか、もともになっているものはアンケートとか満足度調査じゃないかっていう、そんなようなふうに思っておりますので、ぜひちょっとそこら辺のところも参考にいただければと思います。

最後に、5番目の質問で総合計画の進捗管理、村長ちょっと答えていただいていたのですが、ここのところを簡単にちょっとどんなふうに思っているかというのを。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 進捗管理であります。事務事業評価シート、これは議員さん見ていないものですから大変申しわけないなと思います。かなり改善をさせていただきました。現在第4次総合計画に掲げた数値目標の達成状況を確認しております。この確認結果を平成23年度の事務事業評価シートの評価指標に反映させていきます。この作業によりまして事務事業の進捗状況を管理できるものと考えておるところであります。そういったことも踏まえたシートになっておりますので、またごらんをいただければというふうに思います。

それから、むらづくり委員会の話が出ましたけれども、むらづくり委員会の行政評価というのは本当に勉強会という、こういう部分の色合いが強かったものですから、同じような施策を評価するにも片一方は必要だ、片一方は必要ないというようなちょっと矛盾を感じる部分もございましたので、そんな点も指摘を申し上げておったところでございます。

満足度調査の話も出ました。これは総合計画をつくるときには、この調査をいたします。ただ、これが5年で1度でいいのかという、こういうことにはなろうかと思えます。前回の調査、前々回と比べますとかなり住民満足度が上がってきております。そういった点では行政として本当にありがたいなという、そんな感想を私は持ったところであります。しかし、それにそういうことだけではなくて、さらに住みよい村づくりということを追いかけていかなければなりませんので、またこういった調査というのもやってみる必要はあるというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） はい。ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、4点目の質問であります。教育委員会のことなのですけれども、やっぱりこの点検評価というか、評価のことをちょっと私も調べている間に実はこれが出てきたことでありまして、とつぴな質問になってしまうかもしれませんが、お願いいたします。

平成20年の地方教育行政組織票は一部改正によりまして教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価等を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと明記され、また教育委員会は全校の点検及び評価を行うに当たっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとなっております。このことは事務局に対し、点検評価を課して課題や今後の改善方法を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な教育行政の推進を求め、また議会に提出し、公表ということは村民に対する説明責任を果たし、村民に信頼される教育行政でなければならないということでもあります。裏を返せば教育委員会も地方議会の役割と責任が増大していることと同様に、教育行政の監視をさらに徹底しなさいということではないでしょうか。議会は活性化委員会を立ち上

げ、開かれた議会への脱皮を図ろうとしています。法改正は既に4年が経過していて、点検評価の実施方法は各自治体の裁量にゆだねられているようですが、教育委員会での点検評価の方法並びに議会への報告事務など、今後の予定をお伺いいたします。また報告書を作成されてはいるが未公表ということであればなぜなのか、取り組まれていないのであればそれはどうしてなのかなど教育委員長にお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 丸山議員から御質問がありました教育委員会への執行状況の点検及び評価とその報告書の議会の提出、公表についてお答えを申し上げたいと思います。

教育委員会では、村内の小中学校の教育環境、それを取り巻く現状をしっかりと把握し、主要施策を着実に進めていくとともに、地域の力を生かした心豊かな村づくりの実現に努めております。平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されてからも成果や課題、今後の方向等明らかにして教育行政の充実を図りながら村民への説明責任を果たすべく実践してまいりました。その一部として、平成17年より当時の総務文教常任委員長さんの提案を踏まえまして毎年総務文教常任委員さんの方々と教育委員会、小中学校長の三者で教育授業、教育課程についての議論、学校の重点、子どもたちの現状、課題等々につきまして実質的で内容の濃い懇談をさせていただいております。

執行状況の点検及び評価の方法ですが、村の行政評価に基づいて行ってきております。教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価については、平成20年の実績を作成し、平成22年5月に村議会議長へ報告書を提出しておりますがそれ以降については提出していません。今後作成して全員協議会などへのそういった機会に報告してまいりたいとそうように考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

6 番（丸山 豊） ありがとうございました。時間が来ましたので終わります。

議長（原 悟郎） はい、これで6番、丸山豊議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす14日の午前9時から一般質問を続けたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 3時50分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 6 月 1 4 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

○出席議員（１０名）

１番 百 瀬 輝 和
 ２番 久保村 義 輝
 ３番 山 崎 文 直
 ４番 小 坂 泰 夫
 ５番 加 藤 泰 久

６番 丸 山 豊
 ７番 山 口 守 夫
 ８番 都 志 今朝一
 ９番 唐 澤 由 江
 １０番 原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 唐 木 一 直
 副 村 長 加 藤 久 樹
 教 育 長 征 矢 鑑
 総 務 課 長 松 澤 伸 夫
 会 計 管 理 者 中 尾 由美子
 財 務 課 長 山 崎 久 雄
 住民福祉課長 清 水 麻 男

子育て支援課長 有 賀 由起子
 産 業 課 長 原 茂 樹
 建設水道課長 藤 田 貞 文
 教 育 次 長 田 中 聡
 代表監査委員 有 賀 松 雄
 教育委員長 清 水 篤 彦

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 堀 正 弘
 議 会 事 務 局 次 長 松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成24年6月14日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。届け出順に発言を許可いたします。それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議席番号2番、久保村義輝です。私は2つの項目について村長に質問いたします。

まず、一つ目であります。土地開発公社の事業の方向性についてお尋ねをします。このごろ公社を解散するという自治体もあるわけでありましたが、本村の考えについて聞きたいと思います。

以前から多くの自治体で土地開発公社が塩づけの土地、これは販売できずに利子がかさんだり評価が下がってしまった、そのままずっと塩づけになっているという意味で言われているわけでありましたが、こういう土地を多く抱えて困っている、こういうことが報じられてきました。本村と近隣の現状を村長はどのように見ているのかお聞きをします。

伊那市の例では大区画の工場用地を取得して販売できずに多額の借金を残し結局公社を解散するという方向のようであります。この土地開発公社の役割がもう終わったのだというような言い方もされるわけでありましたが、それは違うのではないかと、こう思います。本村の今後の対応についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えをいたします。

土地開発公社の考え方の御質問でございます。御承知のとおり、この土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づく特殊法人で、地方公共団体からの要請に基づく公共用地の先行取得や造成を主たる業務としておりますが、あわせてプロパー事業といたしまして、地方公共団体の土地利用計画に沿った住宅用地や工業用地の造成を行うことができます、ということとなっております。

南箕輪村は土地開発公社、昭和50年に設立をいたしました。これまで公共用地の取得、造成では南部小学校用地や公共下水道処理用地などを手がけ、また北殿、田畑、南原などの工場団地や村内各地での住宅団地造成に取り組んでまいりました。住宅団地の造成や工場団地の造成により、人口増加、あるいは企業進出等々現在までの村の発展に大きな役割を果たしてきておると私は思っておるところでございます。本来は公共用地の先行取得、そういった面でも今申し上げました南部小学校や公共下水道用地のそういったことにもかかわっておる

ところでございます。

法律の施行以来、多くの自治体が土地開発公社を設立し、バブルが崩壊するまでは地下の高騰や民間による無秩序な開発への有効な対応策として活用され大きな役割を果たしたと思っております。しかし、バブル崩壊後は所有地の造成販売が困難となり、いわゆる議員御指摘のような塩づけ土地となるとともに、地価の下落ということも起こっております。この含み損が拡大し、赤字経営が続くという公社が多くなってきておるところであります。このような状態での存続は債務を保証する設立団体そのものの財政を圧迫しかねないため、国が県を通じて該当する公社を指定し、平成24年度、年度末までに経営健全化を図ることとしておるところであります。

本村の公社につきましては、幸いこれまで堅実、着実に事業を実施をしまいいりましたので、現在新南原住宅団地2区画と久保の上ノ平の土地を保有しておりますが、土地購入に要した経費は既に償還が済んでおります。したがいまして、完成土地として所有をしておるところであります。

近くでは、今議員が申されましたように、伊那市が検討委員会を設け、広大な保有地を抱えた公社の存廃について検討を行っておられますが、本村とはその状況に大きな違いがあるのではないかと考えておるところであります。ただ、これは他市町村のことでもありますので、私のほうから言及する問題ではないというふうに思います。

本村の公社は本来の業務では、健全に経営をされており、当面はこれまでどおりにその役割を担っていくことがよいのではないかと考えますが、御承知のとおりそれ以前の大きな問題として、公社は南原住宅団地内の焼却灰除去という事業を抱えておるところであります。これは公社の責務として責任を果たさなければならないというふうに思っております。したがいまして、村ともに全力で取り組む考えであります。除去工事の終了までには三、四年、村の財政状況を考慮しますと債務の返済完了までにはもう10年ちょっとぐらいはかかるという、こういうことで予想をしております。その間の公社の解散はあり得ないというふうに私は思っておるところであります。当面はこの南原焼却灰の除去に全力を挙げてまいりたいというふうに思います。この問題に関しましては、久保村議員さんは地元でありますので引き続きの御協力を賜りたいというふうに思っております。

今、申し上げましたように、本村の土地開発公社経営というのは本当に健全でありまして、塩づけ土地はないという、こういうことでいるところであります。完成土地少し持っておりますけれども、これも活用方法考えていきたいというふうに思いますし、新南原住宅団地、10区画造成いたしました8区画販売ができ、あと2区画となったところでもありますので、本村の場合は住宅団地造成しても期間を要すれば売却はできていくというこんな状況となっております。

それから、工場用地につきましては、現在行っておらないところでもあります。本村のような自治体の体力からすると工場用地を造成して保有するという、このことは本当に大変なことでありますのでそういうことは今までもしてこなかったわけであります。企業の要請に基づき造成をし、販売をしてきたというこういう経過でありますので、工場用地としての塩づけ土地はないという、こういうことであります。極めて健全な運営をしておるというふうに考えておるところであります。しかし、そのほかの問題で大変な問題を抱えてしまったという、このことは公社の責任としてきちんと処理をしていく、こんなことで御理解をお願いい

たします。

議長（原 悟郎） 2 番、久保村議員。

2 番（久保村義輝） それでは、村長はいずれにしても存続をすると、存続しなければならない理由があるということで（１）については了承いたしました。

（２）であります。そこで村長が解散をするとするれば、この２の質問はないわけですが、今後、土地開発公社の活動をしていくということで、工場用地に偏らない取り組みが必要だという私も指摘をしているわけであります。開会日の報告第２号で、土地開発公社の平成23年度事業の報告がされましたが、これまでの宅地開発や分譲によって定住者が増加、村民が増加するという効果があり村の活力にもなっているというふうに私も思うわけであります。そしてこの分譲の中で発生した、たまたま不幸なことでありましたが、南原団地に灰の処理をしなければならない事情が生じたと、このことについては地域の皆さんの協力を得て早期解決することが当面の最重要課題であることは言うまでもない、こう感じるわけあります。このことは当面存続をしなければならない理由でもありますし、今までの効果から見ればこれからも必要な土地取得をするという、土地開発公社の任務としては、今後も生かしていく、こういう必要があると思うわけであります。

そこで、これは第４次総合計画の中にもあるのですが、土地利用の問題として国道361号沿いの農地、景観の保全、そして計画的な開発の検討と、こういう課題としてあります。また、企業立地の促進、この点では北原工業団地のエリア拡大ということで、全く唐突的に工場用地をつくるということではなく、今あるところを拡大していくという提起になっております。ただこの中で、国道361号沿いに今までトンネル効果ということで早くから工場進出するかもしれないという論議もあったのですが、当面景気の底冷えもあって静かでしたわけですが、このところ少しずつ工場や宅地が造成されるというようなことも起こっておりますので、これについても今後やはり計画的な、村の計画に沿った開発がされるような村として主導的な考え方も必要ではないか。特に南原地域、農地がどんどんと転々と宅地になっていくというような部分があるわけありますので、少しここは今後計画的な方向性をやっぱり持つべきではないかということを提起しておきます。

そして、工場用地についても本当に必要な優良な会社が出てくるというようなことで求められた場合には用地開発が必要だろうと思います。この場合には地域と協調して存在する企業、地元からの企業、雇用や永続性が見込まれる、このような会社が望ましいわけありますので、無理な誘致をするのではなく、あくまで計画的にそういう企業の進出がある場合に受け入れていくと、こういうことが必要ではないかと思いますので、この点について国道361号沿いとの関連も含めて計画的な部分、村長のお考えをお聞きします。

そして、上ノ平地籍の土地はいろいろと事情があるようで、長い間処分が保留されているわけですが、一定の方向性をやっぱり出すめどをつけるべきではないかというふうに思いますので、この活用方法についてお考えをお聞きします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 前段の答弁の中でも申し上げましたとおり、本村の公社というのは公共用地の取得、工場用地、住宅用地の造成、村の方針、土地利用計画に沿って幅広く事業は行ってきたところでございます。その姿勢は現在も変わっておりませんし、これから

も存続するという、こういうことでありますので変えるつもりはありません。したがって、工場用地の造成に偏ったこの公社のあり方という、こういうことではなく、本村の場合には本当に公共用地、それと同時にプロパー事業としての住宅団地の造成も手がけておってきたところであります。このことが人口増加につながっており、今の村の発展につながっておるという、こういうことでございます。

そういうことから考えますと、私は南箕輪のこの求めていくべき道、このことも模索をしていかなければならないだろうというふうに考えておるところであります。平成16年に合併論議を経まして南箕輪村という、こういうことで永久に存続していくというこういう結論づけをしたところでございますので、その生きていく道も模索をしていかなければならないという、こういうことであります。そのためには、やはり私は健全な勤労住宅世帯というのは必要であると、一定の人口増加も必要であるというふうに考えておるところであります。そういうことを考えますと、土地開発公社の果たす役割というのは非常に大きくなってくのではないかなというふうに思っているところであります。

今、久保村議員から提起されました問題、国道361号沿いの問題があります。権兵衛トンネル開通後、非常に交通量が多くなりまして国道361号線沿いというのは、優良な土地という、こういうことになってきたわけであります。しかし、工業関係につきましては、本当に今契機低迷の中でありまして、余り引き合いといいますかそういった話がないという、こういうことであります。しかし、1社、今造成に入っております。これは5,000平米ぐらいだと思いますけれども、これは村内の、社長さん村内の方であります。伊那市から工場を移転するという、こういうことで優良企業、本当に地元密着の企業ということであります。そんな造成がなされておるということであります。

また、本当に私も2日前に少し国道361号沿い、ちょっと上っていつてみましたら、知らないうちになんか食堂みたいなものができておりましてびっくりしたところであります。本当にちょっと離れていますとあの地域変わっていつてしまうなという、こんな思いもしたところであります。計画に沿ったというようなそういう提起もなされました。本当に無秩序な開発というのを防いでいかなければならない。どこまでこの問題に土地開発公社が役割を果たせるかということは大概是個人の所有というこういう問題もありますので難しい面はありますけれども、できる限り計画的なそういった土地利用というのはしていかなければならないだろうなというふうに思っておりますので、その辺は少し時間もいただきたいというふうに思います。農地を守っていく、そして健全な住宅団地形成、このこともやっていかなければならない、景観とのマッチをしたようなそういったことができれば一番いいわけであります。そんな思いで今年度から景観形成の行政の団体というようなことで調査を開始したところであります。2年間かけてやっていきたいというふうに思っております。

この事業につきましては、それぞれ各地区に入りましていろんな御意見もお聞きをしていかなければならないと思っておりますし、住民同士のいろんな議論もお願いをしていかなければならないと思っております。そういう中から南箕輪村の景観に対する方向性というのを見出せばいいのかなという、そんな思いもしておるところでございますので、この問題、もうしばらく時間をいただければというふうに思います。

それから、北原工業用地の問題も出されました。北原工業団地につきましては、何年前の土地利用の中でそこを工業団地というふうに指定をさせていただきました。現在は1社

ということで入っていただいたところでございます。その後、土地所有者にもそういった場合には御協力いただけるかどうかというような意向調査もしてまいりましたけれども、ほとんどの皆さんがやはりそういったことがあれば協力していただけるという、こういうことの回答も得ておるところでございます。そういうことを考えると、農地を維持していくということが大変な時代になったのだなという思いもしておるところでございます。しかし、農業も大切でありますし、今申し上げましたように、どういうふうにそれを両立していくことができるのかというようなそんな模索もしていかなければならないというふうに思います。北原工業団地地区につきましては幾つかの話があるところであります。しかし、現在そういったところに至っていないという今の状況であります。話はあるということで御理解もいただきたいというふうに思います。

それから、上ノ平の土地の話が出されました。これは過去のいろんな経過の中であの土地を取得したところでございます。地域のいろんな絡みもございまして取得をしたところでございますけれども、現在はそのままになっておるという状況であります。これは先ほども申し上げましたように、既にすべて公社の手で償還が済んでおりますので、塩づけというこの土地には当たらないというふうに私は思っておるところであります。したがって、どう活用していくかということにつきましては、大変地形的に難しい部分のところでもあります。あそこには久保の墓地公園があります。そういった拡張も満杯でありますのでしていかなければならない、そんな状況も生まれてくるのではないかとこのように思います。そんなことは検討課題となってくるというふうには思っております。また、その他の墓地公園以外の活用、以外の部分も検討していかなければならないだろうというふうには思っておるところであります。この問題につきましても、地域の皆さん、この考え方もございますので、もうしばらく時間をいただければというふうに思います。いずれにいたしましても本当に健全な経営をしてきまして、現在持っている土地につきましてはすべて公社の借金というのはいわけであります。借金は南原焼却灰の問題だけでございます。これは公社の責任とまた村の責任と両方ありますので、一緒に解決をしてみたいと思っております。前々からこの問題でもお話を申し上げておりますけれども、もう3軒はどうしても移転をしていただかなければなりませんので、近々私も参りましてお願いをしてみたいと思っております。多額な費用もかかりますが、この費用の問題で南箕輪村の財政がどうこうと、こういうことにはならないというふうに考えておりますので、その点は村民の皆さんにも十分御理解もいただきたいというふうに考えておるところであります。村と公社両方で本当にあの地域再生をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。これからも公社につきましては、健全な経営、このことを基本理念としながら住宅団地やあるいは引き合いのある工場用地、そういうものの造成は私は必要であるというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 1点、国道361号沿い、大分前から土地の線引きが必要ではないかという提起はしてきたのですが、これは個々の財産でもありますので、簡単に行政が決めるということもできませんが、あの地帯が今一番残った農地としても集約的にまとまっている集団的な土地になっております、農地として。しかし、国道沿いはそうはいっても一定の

開発がされるというみんな思惑は持っているわけではありますが、あるいはあそこにある墓地についても非常に道路に接近しているということもありますので、一定のやっぱり地元との協議をしてどうあるべきかという論議はやっぱり今後必要ではないかと思うんですね。これをほうっておいて、個々の財産処分という形になって、追い込まれた人が安くたたき売ってしまうというようなことになると、後々あの地域の全体の構造が崩れますので、非常に難しい課題ではありますが、少しやっぱり村としても地元と沿線についての利用懇談というようなことはやる必要があると私は思っているのですが、その点について村長のお考えをよろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 南箕輪の土地利用の関係で一番難しいといえますか、これからの課題は国道361号線沿いだろうというふうに私も感じておるところであります。今、議員申されましたように、個々の所有というこういう問題は大変難しい問題だなというふうに思えます。しかし、そのままほうっておくという、こういうことにはまいりませんので、たまたま今年度から景観形成の行政団体指定を受けたいということで調査を始めるという、こういうことであります。その論議の中で私は南原区あげて議論をしていただければ一番いいのかなというようなそんな思いもしておりますので、そんな景観と絡め合わせた中でやっていきたいというふうに思っております。

本当に沿線沿いはこれは開発されてもやむを得ないかな、どこを農地として残していくのか、そういったことに住民理解が得られるのかどうか、こういったことも含めていろんな議論をしていかなければならない場所でもありますので、景観の行政団体指定の取り組みと合わせてそういったことも提起を区のほうへしていかなければならないだろうなというふうに思っておりますので、その点はそんなことで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2 番（久保村義輝） 土地開発公社の健全な事業推進と課題解決のために一層の努力をお願いして、（1）について終わります。

2番目であります。中央道ののり面の草がフェンスを越えて側道であり部分によっては通学路、あるいは主要な交通路になっている側道に伸びてくるという問題であります。村道2206号線、これは国道361号から南部小学校までこの村道であります。また、その東へ中央道をくぐって東に行ったところから、これが村道2191号、これは逆に伊那インターから南部小学校の東までということですが、ここは非常に道際の草、それから木が非常にたくさんあるところであります。ここが通学道でもあり地域の連絡道路ということになって伊那インターのほうまでずっと歩行者、車とも通行量が非常に多いわけであります。こういう場所でも中から伸びてくるということで大変今困っている問題があります。南部小学校から南、国道まではのり面が非常に大きい部分がありまして、ここにフェンスを越えてくる部分を地域の全戸の参加で草刈りをする、そういうことであそこをやっているわけではありますが、フェンス際や高く上からはい出してきている枝等がありまして、ビーパーを振り回して木を落としたりするのですが、フェンスがあるっていうのは非常に草刈りのやりにくいことで、ソタがフェンスの中に絡んじやうとなかなかとれないということで、地元でもこれは何とかしてもらわなきゃ困るなというのがいつも草刈りのときに出る言葉であります。議員もつと

しっかりやらなきゃだめじゃないかというおしかりも受けているわけであります。こんなことをおれたちにさせるのかという声もあるので、毎年草刈り1回、側溝さらい2回やりますので、そのときにもそういう枝が伸びていれば除去をするという、計3回ぐらい対応しているのですが、非常に勢いがある、そういう伸び方をしているわけであります。

外は全部側溝まで含めて村道についてはきれいにしているのですが、中側がやぶになっているということでビニール袋にごみを入れたのをポンとほりこむと目に触れないということがあって、あとで草を刈ってみるとえらい騒ぎだなという状況があります、これは環境的な観点からもやはりやぶになったり汚れているところにはまたごみを捨てられると、いつでもきれいにしていると、1つ捨てられてもすぐわかるというようなこともありますので、不法投棄を防ぐためにもきちっと草を刈ったり整理をすることが必要だろうと思うわけであります。

そこで、中央道敷地内の草と立木の手入れ、管理の徹底を要請したいわけでありますが、公団との協議の場、あるいは村としてどのような今までの関係、協議はされているのかお聞きをするわけであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 中央道ののり面の草の問題の御質問でございます。

地域の取り組みとして草刈りをさせていただいておるということでありますので、そういった取り組みにつきましては感謝を申し上げますし、また同時にこれからもやはりお願いをしたいなというふうに思っております。どこの地域でもそれぞれ草刈りをしたり、あるいは側溝の井ざらいをしたり、ごみ拾いをしたりという、そういった環境美化活動というのは行っているわけであります。まさにそういったことが協働、共助の村づくりの基本となっておるというふうに私は思っております。大変な御苦労な面もあろうかと思いますが、引き続きの取り組みもお願いをいたします。

一般的なことをまず申し上げます。どういう管理になっているのかという、こういうことであります。中央道につきましては、村内を通過するほとんどの場所が盛り土となっておりますので高い位置にあります。そののり面の下の側道につきましては、これは村で管理をする村道という、こういうことであります。また側道のない箇所は個人の所有地に接しています。村で管理する側道につきましては、生活道路として利用されている区間は、村でも草刈りを行っておりますが、先ほど申し上げましたように、地域の皆さんの御協力によりまして草刈りを行っていただいております。

御指摘のように、この中央道のフェンス、この内側につきましては、どうにもなりませんので、これは中日本高速道路株式会社、この責任でやっていただかなければならない。現在、草刈りにつきましては定期的に2回行っておるという、こういうことであります。今年度も草の伸びる時期に合わせまして、南のほうから草刈りを始めてきておるということでもあります。そんなことで御理解もいただきたいと思いますけれども、議員御指摘のような箇所も見受けられるわけでありますので、この辺は飯田保全サービスセンター、これ中日本高速道路株式会社のその保全センターに協議をさせていただきたいというふうに思っております。ひどいところにつきましては、年2回ということではなくて手を入れていただける、こういう場面もあるようでありますし、実際に現地を見て判断をするという、こんな状況になってお

るようでありますので、またそういったところを飯田保全センターと協議をしながら、現地に実際に来ていただいてお願いをしていくという、こんなことで取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2 番、久保村議員。

2 番（久保村義輝） 定期的に草刈りをしているというのは事実そのとおりです。特に高速道路、中央道の走行路面から近い部分というのは非常にきれいにやっているのですね。ところがずっとのり面をおりてきた村道、側道に近い部分というのが10メートル近くあるところもあるのですね。そういうところはやっぱり中央道の走行から見たら何の障害もないということになりますのでそういうところが残されていると。数年前結構きれいにしたときもあるのですね、ですから全くやっていないんじゃないじゃなくてやっていることは事実なんです。しかし、のりの長いところはやはり残されているというのが事実ですね。

この際私も中央道、村内全体をずっと見ていったのですが、村長言われたように道路のないところは私有地との境界になり大変荒れているところもあるし、そうかという大泉のほうへ行きますと割合のりが少ないので、中央道の中は非常にきれいになっているんですが、かえって村道の側溝際が草が伸びているというような逆の場もありました。それで集落のはずれ等、あるいは農道としての本当に利用のようなところは余り問題提起もされないのかなという気もしますが、一応これは村道管理としての観点では、全村同じような管理体制は必要だろうと思います。先ほど言われたように、各地域の協力によってやる場所もいいし、そういう近いところに地域のない、本当にだれも手が出せないところは村がどういう形にしても管理をするというような全線村道については一通りやっぱり状況を見ながら手入れをするということが必要ではないかと思うんですね。特にこの中央道のほうの手入れがしっかりされますと逆に今度は村道のほうが大変草が生えているということにもなりますので、我々も外をしっかりとやっているの中もしっかりやってくれという提起をしているので、村としては全部職員が手を出すということではなく、管理上の問題としては目を通して必要なところには必要な手を打つということで地域の協力も含めて要請をすると、こういうことが必要だろうと思うんです。いずれにしても多くが村道なのですね、側道のね。そこら辺で草刈りをしていますよということは事実なのですが、もう少し全面的にそれをするのはできないかという点をですね要請してほしいことと、伊那インターのすぐ南、あれ何年か前非常に立木が物すごい枝を張ったものを大きく枝おろしたんですね、非常にすっきりしたんですが、また今非常に張ってきたということで、大きな木についても一定の定期的な手入れ、特に南部小から南あたりはちょっと木が本当に煩雑に生えているので、そこら辺も含めて総合的に見てもらおうと。フェンスの際は地域でも対応できるのですが、中からどんどん伸びてくるといふものについてはどうにも手の打ちようがないので、やはりツタ等は根絶するとか、普通の草がたとえ1メートル伸びても大したことないんですが、つる草については本当にね、フェンスも壊していくような状況になっているので、そこら辺を地元対応ができない部分についてはやっぱり原因者にきちっと解決をしてもらおう、こういうことが必要ではないかと思うんですね。

それから、大泉川のすぐ南ですね、大芝の一番北から下ってくる中央道の大泉川のすぐ南、ああいうところはもう本当にフェンスもさびてて、ああいうところっていうのはまたこれ環

境的にも汚されてしまうかもしれないということもありますので、手入れがされていないところっていうのはやっぱりだんだんそういうことが起こるというような見方をしました。いずれにしても全線にわたって村道管理の徹底と同時に、中央道についても内側についてはきちっと定期的に手を打っていただくというあたりについて村のほうの対応でできるのか、地元からも必要ならば声を出すということ、こちら辺についてどうなのだという事をお聞きます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほど申し上げましたけれども、中央道の草につきましては中日本高速道路株式会社の責任としてやっていただかなければならないだろうと、原則的には年2回という、このことはあるようであります。今、議員話がありましたように、高速道路側から2メートル、これをずっと刈っておると、こういうことのようにあります。したがって、フェンスの際あたりまではどうも手を入れていないんじゃないかなというふうには思われるところでございますので、この辺はきちんと飯田保全サービスセンターに申し入れもしてまいります。また、現場を見ていただける機会をつくりたいと、ぜひ見てもらうようなそんなお願いをしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

側道は村道であります。基本的には村が管理をしていかなければならないところであります。地域で管理できるところは地域で管理をしていただく、このことが原則といえますか、お願いをしてまいりますけれども、そうはいつでも集落と集落の間とか地域で手が入らない部分がございますので、その辺はまたこれからちょうど草が伸びていく時期となりますので、点検をしながら村として手を入れていかなければならないところは手を入れてまいりますので、担当課にまた指示をいたします。そんなことでお願いをいたします。

本当に大きな木につきましては、中日本高速道路株式会社のほうでやっていかなければならないという、こういうことでありますので、そういったことも含めてお願いをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2 番（久保村義輝） 今度7月にまた草刈りがありますので、状況を見ながら対応をしていただきたいと思います。

以上、申し上げまして質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

続きまして、9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。あらかじめ通告いたしました7件についての確な答弁をお願いいたします。

4月30日関越自動車道の高速バスツアー防音壁衝突7人死亡、という記事の見出しを見て、2000年に規制緩和され格安で参入業者がふえ、安価で無理な条件など大きな問題を抱えた事件です。46人が死傷し、その後ツアーを企画する旅行会社は委託するバス会社の安全管理を書面で確認し、利用者に運転手の人数や走行距離を明示するといったルールを取り決めているとか、三、四年前、村のスクールバスが道路から落ちてしまったことを思い出します。その時は幸い大事に至らなかったものの、子どもたちや保護者の皆さんに心の傷を負わしてしまったことが浮かんできます。大切な命を預かる運転手の過失から重大事故につながらない

よう常に願うものです。そんなことから今回の事故を再教訓とするために村長にお聞きします。

スクールバスは安全か、またシルバー人材委託であるが村の責任はどうでしょうか。教育委員会が委託しているものの、重大な問題であるので1、2について村長にお聞きします。お願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

高速バス事故を受けてのスクールバスの問題の御質問であります。中学校のスクールバスは南原公民館、西原、沢尻、ラビット発着の3コース、4台体制で運行しております。運転業務につきましては、御指摘のとおりシルバー人材センターで委託をしておるところであり、現在6名の運転手が運行計画に沿ってローテーションを組んで行っております。スクールバスの運行に当たっては、常に安全運転に努めるとともに心身の健康な状態で業務を遂行できるよう、運転手の年齢を70歳未満の方と限定をしておるところであります。

このことは今議員御指摘のスクールバス事故を受けての措置ということで、70歳未満限定ということでさせていただいたところでございます。委託先のシルバー人材センターにも、生徒の安全を第一に考え、万全の態勢で事故防止に努めていただくようお願いをしておるところでございます。したがって、安全であるか安全でないかということということでありますけれども、安全に心がけておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

事故が発生した場合の御質問であります。

スクールバス、シルバー人材センターに委託しておりますので、シルバー人材センターの重大な過失による事故等については村は責任を負わないという、こういう契約内容でありますけれども、本来この業務というのは村が行わなければならない業務を委託しておることであるので、最終的には村の責任も発生するというふうに私は理解をしておるところでございます。

村民とりわけ生徒と、こういうことでありますので、安全には注意をするよう常にお願いをしてまいりたいというふうに、これはシルバー人材センターへ委託しなくても村で行わなければならない、村はどなたかに運転をお願いしていかなければならないということであるので、いずれにいたしましても村が責任を持ってやっていくという、このことには変わりございません、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） はい、9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 村の責任を確認いたしましたので、事故のないようお願いしたいと思います。

次に、3番の質問ですけれども、村報5月号で交通事故多発の記事の特集がありました。それによると、伊那警察署管内で13人が死亡、村では1月と3月に死亡事故があったそうで、事故の多いのは30代、20代、次いで80代と60代の順で、ことしは4月11日現在で22件の交通事故が既に発生していると言われております。去年は人身事故が54件、物損事故402件、死者1人、傷者69件ということで本当に多いなと思います。

先日大泉のカラマツ公園の交差点で、東から来た車が一旦停止せずに飛び出て、南から北へ行く車が慌ててそれたため、道のわきの花壇を踏みつけ、わきの土蔵に追突、お互い物損事故で保険で対応したようです。役場に聞いてみると、物損については警察から連絡はないとのこと、その後大きなコンクリの塊が置かれ、絶対損壊されないような状況にはなっておりますが、こういった事故を予防するために、一旦停止とか何か標識等で何か予防策はあるのかと住民の方から相談されましたので、3番について村長にお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 交差点の事故が多発しているという、このことはそのとおりであります。本村でも昨年は596日続きました交通死亡事故ゼロの日が12月28日に途絶えてしまいました。さらにことしに入りまして1月、3月に交通死亡事故が発生をして残念なことであります。そのたびに、なぜ死亡事故が起きたのか、現場検討しながら適応、適切な対応をさせていただいておるところであります。

交差点の問題でありますけれども、道路標識はつけていきたいというふうに思っており、交通安全協会や、あるいは地域の要望によってつけておるところでございますので、危険箇所ありましたら、また御連絡をいただければというふうに思います。

物損事故につきましては、確かに村のほうでは連絡ないということでもありますので、把握をしていない、そういう面もございます。

この交通事故防止には、昔からよく言われておりますが、本当に特効薬はないというふうに言われております。運転者や歩行者の交通ルール、しっかり守っていただくこと、交通マナーを守っていただくこと、このことが一番重要でありますので、交通安全協会とも連携をしながらマナーやモラルの向上に努めてまいりたいと、このことも粘り強く訴えていくしか方法はないわけでもありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきながら、これからも啓蒙、啓発活動、強化をしていきたいと思っております。

さらに本村の場合は事故の特徴といたしましては、交差点の事故というのが本当に非常に多くなっておりますので、交差点を知らせるようなそういった方策もやってきております。ドットライン等で交差点の部分、明らかにするようにしてきておるところであります。さらに力を入れてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） このカラマツ公園の交差点での標識についてまた御検討いただければと思いますので、お願いいたします。

次に、跳び箱が飛べない、逆上がりができないという子どもが学校に行ってもいるようで、県全体で子どもの体力が低下しているようです。体を動かしている子どもは、積極的で心身ともに健やかになり感情をコントロールできるようです。けがもなく、脳と心と体にいいということで、教育現場でも運動遊びが注目されています。

運動遊びは松本短期大学の柳澤教授が考案した運動プログラムで今話題になっており、金井仁美さんからもお便りをいただきましたが、住民福祉課にいらっしゃるから保育園でやっていた運動遊びの効果を知りたいから、ぜひ学校の先生方にその後どうか親子で参加させてやってみたいということで両小学校に導入し、もうそのころから5年くらいたっています。保育園ではなかなか取り入れてもらえないとか、脳に働きかけ生き生きとした子どもをつくると

ということで、運動遊びの効果はどうか、それから現状はどうかお聞きしたいと思います。

昨日のクローズアップ現代の中で、発達障害等の抗精神薬の投与が放映され、そんなことから薬よりも運動遊びは積極的に取り入れるべきではないのかなというようなことも思った次第です。村長さんに1から3までについてお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村では子どもの身体と脳と心の健やかな成長を促すために、平成18年度から村の事業として柳澤運動プログラムを織り込んだ運動遊びを全保育園、小学校低学年、すくすくハウス、母子健康事業などに導入をしております。運動遊びの効果、平成22年度に3年間継続してきた保護者アンケートを行ったところ、効果があるという、こういう保護者が圧倒的に、そんなアンケート結果になっておるところでございます。したがって、運動遊びというのは効果があるのだなということが実証されておるところでございます。

なかなか保育園取り入れていただけないというのは、それはちょっと保育園は取り入れて7年でしっかり取り入れてやっておりますので、その点はそんなふうをお願いをしたいというふうに思います。これからも積極的にこの運動遊びにつきましてはやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

形態といたしましては、委託事業として今現在はやっておるところでございます。以前は臨時保育士としてお願いをしておったところでもありますけれども、なかなかほかの市町村からも頼まれるというようなそんな状況もありますので、独立してやっておる、今現在そういう状況でありますので、村もそこに委託をしてやっていくということで今進めておるところでございますのでよろしくお願いをいたします。

本当にこの運動遊び取り入れてよかったなというふうに感じておるところでありますので、これからも積極的にかかわれるようなそんな体制づくりもしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、毎日来ていただけるという、こういう状況にはないわけでありますので、保育園の保育士が日々の保育の中でそういったことを取り組んでいく、こういったことが非常に大事になってきておりますのでそのこともやっていきたいと、現在もやっておりますけれども、さらに充実していけたらいいというふうに思っておりますので、そんな点も申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） そうですね、初めのことはなかなか取り入れてもらえなかったのですが、現在は保育士さんたちも積極的にやってくださっている、学校もやっているということですが、さっきほかの保育士もできるようにということで、指導チャートの人形のポーズやウルトラマンのチャート図などだれでもができるようなものを普及したらいかかだと思いますので、よろしくお願いします。将来的にぜひ運動保育士の常勤化というのができればいいなと思っていますので、考えていただければと思います。

次に、役場の玄関、窓口業務についてお聞きをいたします。コンビニでの住民票交付が2010年2月に開始され、今までセブンイレブンだけだったのが、ローソン、サークルKも加わる言われています。県内は上伊那6市町村のみで静岡県掛川市など46市町村、今年度中の

新規委託も福岡市など11市町村にとどまるということで、なかなか自治体で2,750万円にも上るシステムの構築費がかかると言われていますが、どういうものなのか。住民の方に臨時が窓口で3人座っているけれども、戸籍業務について経験等は要らないのかと聞かれ、ちょっと言葉に詰まってしまいました。そこで移動届にこの方たちが組加入について説明するのかと聞いてみると、地区相談員を呼んできて加入について各区の区長やその他の情報の紙を渡すということでした。急いでいるときに煩わしいのではないかと、待たせたりはしないかと気になりました。昔は戸住協ということで戸籍住民の関係の職員が集まり窓口業務の研さんをした経緯がありましたが、専門性、経験等はどうなのかというような気もいたしたところ です。

それで、外国人が住民基本台帳法により住基カードができることになったりしてさらに窓口は複雑になるのではないかとということも気になりました。未加入世帯の解消に向けて取り組みで気になることは、自助・共助・公助の協働の村づくりを目指して5月に行った未加入者の懇談会が15人が参加をしたということですが、たまたま初日に行ってみると2人いらっしやって、一人が高齢で前は入っていたがやめさせてもらったが入ったほうがいいのかどうかというような相談、もう一人は他県でアパートであったが昔は他県でアパートでも加入していたがこの村では加入を言われなかったからというような内容で、今後村はどうしていくのか、また他町村での取り組みはどうかとあちこち訪問してみました。無理には勧めないというところ、避難所等チラシを配布しているところ、しっかり自治会に入りましょうというパンフを配っているところさまざまでした。また区費に差があるので、境界の方にはどちらへいったらというようなはっきりしたことを言うにもちゅうちょするというような意見も聞くことができました。

伊那市のチラシがすっきりしているのかなってというような気もしました。ちなみに、よその町村どこでもアパートの方には加入は勧めないというような方針のようです。未加入者に通知した表書きに重要書類内封というようなことが書かれていますが、だれのために重要なのかというような気がいたしましたところ です。

今後アンケートをとるということですが、無記名でしょうから効果のほどはどうでしょうか。役場職員が個別な状況を相談等でクリアできれば加入も進むと思うので、全部とは言わないのですが、一部モデル的に訪問等をしてみたらどうか、せっかく地区相談員がいるので何軒か訪問し、相談しながら入っていただける方がいればいいのではないかと。入らなければいけないと思って気が引けているのに、集団的に対応してみても出かけてこないのではないのでしょうか。さりげなくアンケートでもとりながら事情をお聞きしていくことが大切なのではないかと思います。

そこで1番から6番について村長のお答えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 窓口業務、住基カード含め、また未加入の世帯の加入推進を含めて御質問をいただきました。まず、証明書の件であります。平成23年度のコンビニでの交付実績、住民票が交付部数全体に占める割合が8%、522部、印鑑証明書が12%、739部のコンビニ取得となっております。現在交付できるコンビニは全国のセブンイレブンのみでございますけれども拡大をしていくという、こういうことであります。かなりこのコンビニ交付につきましては改修費もかかるわけでありまして、しかし、国の助成金や特別交付税の措置が

ありますので、本村のシステム改修費の負担金というのは120万円できておるといふ、こういうことでもあります。上伊那6市町村がやっておるといふ、8市町村でありますけども、2町村は見合わせておるといふようなこんな状況であります。ただ、この2つの町村につきましても、改修費というか、そういったものの費用負担というのはしておるところであります。年間の運営費用は70万円ほどかかるところであります。6月1日現在で1,827件の住基カードが出ております。これは人口比にして12.6%でありますけれども増加をしてきております。これは本当にありがたいことだなというふうに思います。月平均で50件から60件くらい今でも住基カードが出ておりますので、かなりふえていくのではないかとこのように考えております。

それから、窓口業務の職員のことであります。正規3人態勢から2人態勢にし、臨時対応というふうにさせていただいたところであります。したがって、臨時だけで窓口で対応するという、こういうことはございませんので、そんな点は御理解をお願いいたします。また臨時につきましても、経験のある臨時さんもおいでになりますので、そういった点では住民の皆さんに御迷惑がかからないというふうに考えておるところであります。またこの7月9日からは外国人登録法が廃止になります。外国人の住民の方にも住民票が作成されて日本人と同じ扱いとなるという、こういうことでもありますので、その事務手続につきましては、誤りがないようにしっかりとやってまいりたい、こんなことで指示をしておるところでございます。

事務、特別のこの事務の複雑化というこのことにはならないだろうというふうに考えておるところでございますので、そんな点は御理解をお願いいたします。従来の外国人の登録という事務がなくなりますので、そういったことを考えると複雑化にはならないだろうというふうに考えておるところであります。

これからも窓口業務につきましては、臨時職員をお願いしていかなければならない状況でありますので、そんな点も御理解をいただきたいと思います。しかし、今申し上げましたように、臨時だけで窓口業務に対応するという、こういうことはありませんので、よろしくお願いいたします。

戸住協の問題も出されました。しかし、今現在はそういったものは順になくなってきております。町村会がなくなってからいろんな事務形態というのは変わってきておりますので、その辺はそんなことで御理解もいただきたいなというふうに思います。

それから、未加入世帯の対応でございます。これは先日の質問にも出されていたところであります。繰り返しになりますけれども、基本的には私は一戸建て世帯は入っていただくという、こういうことで考えておるところであります。アパートの皆さんにはそれぞれの永住という、こういう面もない人もおいでになりますのでなかなか難しいかなというふうに思います。アンケート調査を実施するこの目的でありますけれども、なかなか説明会をしてもおいでをいただけない、このことは想像もしていたところでありますけれども、なぜ組に加入をしていただけないのかという、このことも探ってみたいというふうに思っております。その理由等も出席された方からの部分も聞いておるところでございますけれども、やはり一番は、アパートの皆さんは永住の問題これが一番であろうというふうに思います。それから一戸建ての世帯の中ではやはり区の役員が大変だとか、おつき合いがめんどろだとか、こういったことも理由になっておるといふふうには思います。しかし、やはり災害対応だとか、い

ろんな部分を考えますと、できるだけ入っていただきたいという、こういうことは以前からそういうことで取り組みをしておりますので、そんな訴えはしてまいりたいと思います。

きのうも申し上げましたけれども、そういった窓口でのいろんな説明の強化をすることによって未加入世帯の比率も下がってきております。本村の場合には世帯数ふえてきておりますけれども、その中で未加入世帯の比率が下がってきておるということはそういった効果と同時に、区の皆さんの御協力このことがあってということで感謝をしておるところでございます。この問題というのは本当に長い間懸案事項となっておりまして、すぐに解決できるというこういう問題ではございませんので、一步一步時間もかけながらもやっていきたい、常に取り組む姿勢という、このことを思っていてやっていきたいというふうに思っておるところでございますので、そんな点もよろしくお願いいたします。本当にさまざまな複雑な問題もあるわけであります。高齢者だけになりますと本当に区の役が大変だ、組の役が大変だということで抜けていくようなケースもあるようでありますので、そんなことは御理解もいただきたいと思います。

地区相談員の家庭訪問につきましては、本当に抜本的な問題が解決しなければ大変難しいと、こういうことでありますので、その明確化をまずしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

他町村の取り組みにつきましては、今議員申されたとおり、本当にばらばらでありますし、アパートの組、自治会加入というのは、本当にどこの市町村でもやっておらないというのが実態のようでありますので、本村でも一戸建てを中心としながらという、こういうことでお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

なかなかこの未加入者、自主防災会も5つでしたっけ、4つでしたか、まばらということでまだまだなかなか難しいと思いますので、今後の対応よろしくお願いします。

行政評価委員会の答申を真摯にとらえ、昨日の同僚議員の趣旨に賛成する意味で消費者の会についてお聞きいたします。村ではここ何年か総会はやっていないようです。昔私が生活課の保健師のころ、消費者の会の事業にせっけんづくりを取り入れ、それを今も継続し地道に独立した活動を続けて大芝高原まつりや社協まつりでも売ったり、フリーマーケット委員会として祭りへの協力をしています、何分会員数が少ないことが悩みです。たしか5名ですか。私も人を誘って参加してみたものの、余り少ないとちょっと入りづらいのではないかなという気がいたしております。

他町村では会員も多く活動も多岐にわたっております。幾つか市町村を回って総会資料をいただいてきました。箕輪町は34人の会員で行政9万円の委託金、会員費1人800円で26万円の決算、研修、学習会、消費者だよりの発行、マイバック、ぼかし、せっけんづくり等をやっております。伊那市は行政が10万円の委託金で1人会費が1,000円で28名、オレオレ詐欺の寸劇やせっけん、ぼかし、講座等で活発にやっておりますが、消費生活センターというのが伊那市でも昨年でき304件の相談があったということで、なかなかオレオレ詐欺ではありませんけれども、いろんな社会の複雑な影響を受けてさまざまな問題が起きているようで、これは駐在所だよりもよれば、幾日にお金をだましとられたとか、訪問してきたとかいろ

んなことが出ているようです。消費者庁もできたことで消費生活、ごみ減量化や環境問題、振り込め詐欺などのセミナーに合わせて会員拡大を図ってほしいと思います。行政指導もときには必要ではないでしょうか。

そこで、1番と2番について村長にお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 消費者行政について2点の御質問をいただきました。消費者の会、昭和50年の初めごろにつくりました。この発足は私がかかわっておりますので、本当に若かりしころ消費者の会というのはあったほうがいいなということでつくらせていただいたところでございます。

当時は本当に婦人会というのが活発に活動していた時代でありましたので、会員数もかなり多くいろんな活動をしてきたところでございますが、現在は議員が申されたとおりの5人の活動というふうになっております。本当に少ないなというふうに感じたところでございます。活動内容といたしましては、ごみの減量化だとか環境保全等々活動していただいておりますところであり、消費者の会自体は必要であるというふうに思いますので、会員数をどうふやしていくか、このことはまた会長さんとも相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

今、他市町村の話も出ましたけれども、やはり会員数はそのくらいなのかなと、伊那市が二十何人と言いましたけれども、うちの5人と規模的には同じでありますので、そんな状況かなというふうに思っております。伊那市はうちのちょうど人口5倍でありますので、大体うちで5分の1ぐらいかなというところで、他の市町村でもそういう状況かなというのを今聞いて感じたところでありますけれども、いろんな広報をしながら会員をふやしていく、この努力はしていかなければならないというふうに思いますし、本来の活動、環境保全活動やごみの問題等合わせまして、消費者行政としての本来活動というのもやっていっていただく必要があるだろうというふうに感じておりますので、その辺もまた投げかけてまいりたいというふうに思います。

振り込め詐欺の問題、質問もございました。本村では県の消費者行政活性化事業補助金を活用して回覧板での振り込め詐欺防止の注意喚起だとか、あるいは小中学校にはネットトラブル注意喚起の冊子、また成人式に参加する若者には消費者トラブル全般を掲載した冊子など世代間で違うさまざまなそういった啓発を行ってきておるところでございます。

今後、高齢者向けの振り込め詐欺防止対策としてハンドブックの配布、地区社協の催し等に参加する皆さんへの講習会等の実施に取り組んでいく、こういうことで考えておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

ぜひデコ入れというか、そういうのも多少は必要ではないかと思いますのでよろしくお願いします。

次に、糖尿病発生要因として歯周病が取りざたされています。それを予防するには毎年の歯科検診が大切です。先日私ごとですが、どうもかみ合わせに違和感があり行ってみると、人工の治療歯が欠けてしまったとのこと、そこで人工歯を入れかえ、また物が詰まりやすい

という年明けのせいかなと思えば、少しずれしまっているからということでかわりの歯を入れていただき、プラスチックで白い歯になり、何回も通わせる歯医者ではなくて3回でリニューアルしてありがたいなと思ったところです。初め歯間ブラシ等の状況を見てみると血が出て歯肉が弱かったのですが、あのままほうっておけば歯肉炎で慢性になれば歯周病を起こしていたのかもしれないとつくづく思います。

箕輪町では子ども未来課に歯科衛生士を雇っており、このたび一般歯科検診をし、重症化予防をしていくとのこと、医療費抑制のために実施してみてもいいのでしょうか。痛くならないで済む歯医者も一般への歯科受診や検診を行って、早期に治療することで生活習慣病予防ができれば一石二鳥かなと思います。

1番、2番について村長にお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 歯科検診の御質問であります。

乳幼児や保育園、学校、この皆さんは歯科検診やっておりますけれども、大人になるとなかなかこの歯科検診というのは機会がなく関心も薄くなってきているという、こういうことであります。村では平成17年度から19年度まで循環検診とあわせて歯科検診を実施しておりましたが、この検診が特定健診制度に変わってしまったということで歯科検診については中断をしておるところであります。このような状況を考えてみますと、この成人対象の歯科検診これは必要かなというふうに思っております。したがって、現在検討中でありまして、平成25年度より実施できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 実施をしていただくことはありがたいと思いますが、医療費のことがわかれば、1番についてお願いします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 国保の医療費でよその保険分の医療費はわかりませんので、国保の平成24年4月分の糖尿病に関する医療費でありますけれども、まず対象者が119人で333万円余という金額です。歯科の歯周疾患関係でありますけれども、対象者が164人で医療費は215万8,000円余というふうになっております。糖尿病は1年前の同期と比較いたしますと増加傾向にあります。歯周疾患については変動が余らないということで横ばい状態で現在推移しているという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

多いと言えるのかちょっと少ないと言えるのかわかりませんが、こういったものが多少なりとも少なくなればよいのではないかなということで一般の歯科検診の実施をよろしくお願いいたします。

続きまして、食生活改善推進協議会についてお聞きいたします。

食改さんというのは、私たちの健康は私たちの手でということで、地域づくり健康づくりについての活動が進んでおりました、例えばメタボの巻尺ですとか、これは本物ではありませんが、85センチ巻尺とか、身長体重でやせの関係、それから毎日の必要な野菜の量350グ

ラム、これを持ってきてもらって、またこれが煮ればこれぐらい100グラムですかね、こんな感じになり、今では、昔は卵を1日1個とっていたのですが、コレステロールの関係で2日に1個、1個よ、というような、みそ汁は1日1杯よというような具体的な活動をしていただいて本当に私はいい活動ではないかなと思っておりますが、長野県の平均寿命は男性が全国第1位、女性が5位、男の方80歳、女性が87歳と老人医療費は全国で最も低い有数の健康長寿県であると言われております。3月議会において長野県の死亡率が最低になった要因について触れました。1965年、長野県が死亡率が最低であり、脳血管疾患が多く、全国ワースト3の死亡率になったため、保健師及び保健補導員が血圧測定や減塩運動に力を入れた成果が今になってあらわれ、週刊誌にも載った旨の報告をいたしました。その食改ですけれども、その2年後、全国の食の健康おばさんということでボランティアということで始まりました。当時の保健補導員さん、ここは保健健康増進推進委員でしたけれども、その方たちの卒業者に声をかけて組織化して始まりましたが、食改の総会資料によれば、現在会員は徐々にふえていらして35名で、決算は6名ですが村からの補助はなく、個人負担が500円で活動内容については先ほど申し上げたとおり、いろんな講習会や保育園での食育活動がなかなか評判です。元気で長生きしていこうとか、地区活動しようというようなことで黄色い食改のレンジャー手袋の材料費、それからこういったさっきの野菜や果物の見本がなくて自前でやっているというような話もお聞きしました。手当とまではいかないまでも多少の予算があれば気軽にさらなる活動ができるのではないのでしょうか。すこやか係への指導も行っているということです、こういった食改の方々に地域へ回ってもらっていろんな食生活の指導をしていただければもう少しいろんな面でいい面が浮かんできてくのではないかな、普及がされるのではないかなと思います。

1番、2番について村長にお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 食改の御質問でございます。

私は健康な村づくり、このことを施策の柱に据えておりますので、食改の活動というのは大切だというふうに思いますし、食生活改善推進協議会、本当に重要な団体であるというふうに思っておりますのでございます。

今、食改の皆さん、保育園での食育活動、小学生を対象としたクッキング教室、あるいは生活習慣病講座や公民館や健康部からの依頼による料理教室など取り組んでいただいております。感謝をしております。お聞きしますと、今会員数もふえてきておるといことで、本当にこれはすばらしいことだなというふうに思います。

村のかかわりといましては、食材の材料費や消耗品等につきましては、村費で予算支出をしているという、こういった面もあるところであります。しかし本当に健康な村づくりのために食改の活動というのは重要でありますので、予算的な部分は村で措置、これはできてまいりますので、また食改の皆さんとお話をしながら、必要な予算は確保してまいります。そんなことは御理解をいただきたいというふうに思いますし、また本村の場合には、健康部すこやか係もつくったところでございますので、そういった皆さんの指導もお願いをしていただければ本当にすばらしい活動になるのではないかなというふうに思いますので、その点も含めまして、考えてまいりたいというふうに思います。また、村の栄養士とのかかわりも極めて大切となっておりますので栄養士も活用をしていただきながら、健康な村づくりの一助

になっていけばいいというふうに思います。予算的な部分につきましては増額もしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） もう少し大勢の方が参加できるように会費の普及と一緒に予算面での取り組みをお願いしたいと思います。

次に、5月7日ですかね、ここにあるようにげんきあっぷクラブが大々的にスタートいたしまして、2,600人の12地区の要介護者に通知をして408の方が参加をしたということで、15%の方がげんきあっぷクラブに入って運動をしたり体操をしたり、体力テストを行って集団的な効果的な事業ではないかなと思います。絶対家に1人でいたのではやらない体操の指導というのを民間OTの若い男性指導者に受けており、元気な声で力がみなぎっております。地元に出向いて社協職員、包括支援センターの職員、役場の職員総出で力の入れぐあいが入って介護予防、医療費抑制ができれば村も本当に活発になるのではないかなと思いました。

年代が60代から90代に近い人もいましたが、集団対応というか、集団指導からそれぞれ個別指導がなされて家で自分にあった方法を継続できるように御指導よろしく願いできればと思いますので、月2回必ず参加できるような方法でやっていただければと思います。

質問1と2について村長さんにお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） げんきあっぷクラブの御質問でございます。この事業につきましては、本当に私の強い思いで指示した事業であります。この事業がスタートできたことは本当にありがたいことだなというふうに思っておるところであります。また同時に強い思いで指示をした事業でありますけれども始める前は心配もありました。本当に事業としてうまくいくのだろうかいうそんな心配もありましたけれども、応募人数が409人、1人ふえたようでありますので409人ということでもあります。一巡をいたしまして、約71%に当たる291名が参加をしたということで、本当に強い参加率となっておるところでございます。初回には体力測定、アンケートを行い、今度定期的に実施することで個々の体力や健康状態について経過を追うこととしております。

個別の運動指導が必要な人につきまして、個別対応もやっていかなければというふうに思っておるところであります。今議員申されたとおり、本当に軽運動といいますか、常に自分でできる運動、継続していくことは大切でありますし、そういうところに参加するこのこと自体が重要なことでもありますので、そういったことを含めてさらに啓蒙をしてまいりたいと思いますし、運動の継続性につきましては常に教室の中でやっていただくような、教室というのは月2回でありますので、それ以外でもできるようなそういった指導をしておるところでございますし、またプリント等も配布をして啓蒙をしておるところであります。これからもさらに充実していけばいいというふうに思っておりますし、とりあえず、ことしスタートできたという、このことはありがたかったということでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） はい。ありがとうございました。

全村的な健康な村づくりもしてもらって、本当に医療費も抑制し、介護予防ができれば皆さんの税金等にも反映するし、ありがたいことではないかと思しますのでぜひ継続指導をお願いいたします。

的確な御答弁ありがとうございました。私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

2日間でしたが、これで通告のありました8議員の一般質問を終わります。

あす15日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

散会 午前10時26分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 4 年 6 月 1 5 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第 2 発議第 1 号～発議第 4 号

提案～採決

第 3 議案第 1 号～議案第 5 号・議案第 7 号～議案第 9 号

討論～採決

第 4 継続調査事項の採決

○出席議員（9名）

1 番 百 瀬 輝 和
 3 番 山 崎 文 直
 4 番 小 坂 泰 夫
 5 番 加 藤 泰 久
 6 番 丸 山 豊

7 番 山 口 守 夫
 8 番 都 志 今朝一
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 悟 郎

○欠席議員（1名）

2 番 久保村 義 輝

○説明のため出席した者

村 長 唐 木 一 直
 副 村 長 加 藤 久 樹
 教 育 長 征 矢 鑑
 総 務 課 長 松 澤 伸 夫
 会 計 管 理 者 中 尾 由美子
 財 務 課 長 山 崎 久 雄
 住民福祉課長 清 水 麻 男

子育て支援課長 有 賀 由起子
 産 業 課 長 原 茂 樹
 建設水道課長 藤 田 貞 文
 教 育 次 長 田 中 聡
 代表監査委員 有 賀 松 雄
 教育委員長 清 水 篤 彦

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 堀 正 弘
 議 会 事 務 局 次 長 松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成24年6月15日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

会議に入る前に御報告いたします。2番、久保村義輝議員の欠席する旨の連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

ただいま出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営会副委員長の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長。

議会運営会副委員長（都志今朝一） 議会運営委員会副委員長報告をいたします。

本日、意見書案が提出されことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

意見書案4件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営会副委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営会副委員長の報告のとおり、意見書案4件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

請願第1号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持を求める請願書」、これにつきましては、当委員会では審査結果は採択といたしました。これにつきましての説明を申し上げます。

この請願書は毎年、例年この6月議会に同請願人から出されておるものです。今回は6月4日、当委員会を開きまして、教育長の同席により審査いたしました。この請願の内容につきましては、請願事項の頭にありますように、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、2006年に国庫負担が2分の1から3分の1に減らされたわけですが、その負担率を2分の1に、国の負担率を復元してくれとそういう内容、また国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元することを求める請願であります。

当議会では、例年この請願につきまして採択をし、また意見書を提出している経緯もございます。委員会内での審査はほとんどが採択だったのですが、一部趣旨採択の意見がございました。その一部趣旨採択の理由としましては、この国の負担率2分の1から3分の1に減らしたことは、ある意味の税源移譲であり、国から地方へ税源を任した、いわゆる地方に比率がふえたという改善をされていることだという理解をされているということで、その

地方の負担があることをまた国に戻すのは改悪につながると、そういう見解をされている意見がありまして、その方は趣旨採択を希望されましたが多数決ということで採択いたしました。これにつきましては、後ほど意見書の提出もごございますので御賛同いただければと思います。

続きまして、請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」、これにつきまして当委員会の審査結果は採択であります。6月4日、同じく教育長の同席を得まして審査をいたしました。この請願書も最近、例年出ているものですが、主な内容につきましては、クラスの定数ですね、35人学級の拡大、また教職員定数の増、我が村には直接関係ありませんけれども複式学級編制基準の引き下げを盛り込んだ教職員定数改善計画の着実な実現を求める請願であります。これにつきましては、当委員会では全員採択ということで、例年意見書を提出している当議会でございますので、今回も採択、意見書の提出の賛同をお願いしたいと思います。

続きまして、請願第3号「消費税増税に反対する意見書提出を求める請願書」でございます。これにつきましても、当委員会では採択の審査結果であります。この請願につきましては、昨年12月議会で、当議会がやはり消費税増税に反対する審査、あるいは意見書を提出した経緯がございます。皆さん御存じのように、現在国会で消費税を10%に上げて、また社会保障等の審議がなされているわけですが、この請願は上伊那医療生活協同組合、医療関係、福祉関係からの請願でございます。特には、国民や多くの中小事業所にとって消費税が10%に上がることは暮らしや経営を圧迫するものであり、また病院や介護施設では、ただでさえ経営が厳しい中、患者や利用者に負担を押しつけ、病院経営にも負担が、そして実際に患者さんたちにも大きな負担がかかるということでこの消費税増税を反対するものでございます。当委員会では全員の採択で採択をいたしました。後ほど意見書の提出をしたいと思っておりますので皆様の御賛同をお願いいたします。

以上であります。

議長（原 悟郎）これから委員長報告に対する請願第1号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎）質疑なしと認めます。

請願第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎）討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎）起立多数です。

したがって、請願第1号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持を求める請願書」は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

これから委員長報告に対する請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第3号「消費税増税に反対する意見書提出を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 私は増税にはちょっと慎重な意見を持っている形の中で質問をさせていただきます。

私も今回この後介護保険等の国の増税を求める意見書も出す予定でおります。こうした社会保険、社会保障に対して、当然どっかからお金を出さなきゃいけないわけですが、こういう形のものに対してどのようにお金を捻出するか。社会保障を上げるための今回は増税になるかと思いますが、その辺はどのように審議されたかお答えをお願いします。

議長（原 悟郎） 小坂総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） はい。ただいまの御質問ですけれど、先ほどこっちと審議内容の説明でちょっと申し上げたところにございます。昨年12月議会でやはり総務文教常任委員会でその消費税増税に反対するものの審議をした際、その部分に、社会保障の部分について話し合いを行い、増税あるいはほかの行財政の効率のよい運営を行うことで社会保障の財源を捻出するという考えは、12月議会の審議の時点では出されておりましたが、今回におきましてはそういった審議はされておられません。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 先ほども趣旨説明の形の中でお話しました。今、国会で審議されているわけですが、今の審議状況を見てどのように感じていますか。

議長（原 悟郎） それはあれかね、委員会に対するそういう審議をしたかどうかということですか。今の状況を委員長にするのはちょっと質問としては的確じゃないと思いますので。

7 番（山口 守夫） ああそうですか。はい、それじゃもう一ついいですか。

議長（原 悟郎） はい、山口議員。

7 番（山口 守夫） 片方では国庫にいろんなことを要求してやっていくわけですが、先ほどの中で話をしたのですけど、片方では国の補助をやれ、それで片方は出す金を出さないというような、こういう審議で我々議会としてやっていいかどうかなのですが、その辺についてもう一度お願いします。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂議員。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） なるべく私の意見でないこの委員会の検討での報告としたいと思いますが、民主党、今政府・与党の民主党も実際にこの与党になって、なる前からこういった増税に関するものは全く反対をし、行財政の効率をよくする、無駄を省くということをお大前提に進めてきた経緯があるはずで、そのところが結局国民にとってみても、まだそういった国会議員数にしても、あと国家公務員の給与等にしてもその削減の努力が余り見られない中で国民に増税を押しつけるものはやはり賛成できないだろうというのが当委員会の大方の考え方だと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3 回目ですので。

7 番（山口 守夫） 最後でいいね。

議長（原 悟郎） はい。山口議員。

7 番（山口 守夫） そうすると、もう少しその審議の形の中でこういうものは削って、こういうものはいいなという、そういう形の審議はされたのでしょうか。要するにただ漠然とそういうものをやらないというだけのことで今の話になったのですか。何かもしそういうことでしたらこういうものがあるじゃないかというものがあつたはずなのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 実際には委員会の中でそういった討議、発言はありません。実際に村のこの委員会の中でそういった審議をしたところで国の政府の問題ということで、またそういった違う部分を求める陳情なり、また私たちが議会として意見書を出すときにはそういった審議も必要だと思いますけれど、消費税増税のことに反対する意見についての審議ということでその部分に関しては審議いたしておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第 3 号の討論を行います。

討論はありませんか。

はい、7 番。反対ですか。

7 番（山口 守夫） はい。

議長（原 悟郎） はい。7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 反対と言います。慎重の形の中で一応反対という形で討論をさせていただきます。

消費税は、増税にならないほうがよいに決まっているのです。私も形の中ではそう思って

おります。しかし、今回の増税、値上げは5%であり、総額で12兆円ぐらいというようなお金になっております。今後ですね社会保障として毎年1兆円からのお金がふえていくというような、そういう社会保障に充てるお金が必要です。そうしたものをですね、今までどおり借金に頼ってそういう社会保障をやっていっていいかどうか、こういうことを真剣に考えてもらわなきゃいけない。もし、社会保障に頼っていくとしたら、早晩日本は多分つぶれると思います。そうしたことに、確かに増税により、特に弱者というような形の中にはかなりの痛みは伴うかと思いますが、現在のユーロの状況を見ていったときに、ギリシャ、スペイン、イタリア等々、今ああいう形で再建に踏み切ったところが、この消費税で上げる痛みよりかは物すごい痛みを持っているというのが現在の状況じゃないかなと思っております。そういうことを考えたときに、やっぱり今の形の中で痛みはありますが、早目の手を打っておく、こういうことが大事じゃないかなと私はそのように思っております

それと同時に、要するにいろいろな形の中で捻出しようというようなことがあったので私は国会議員は選挙のことばかり考えなくて、要するに景気とか経済対策、それから財政再建、また行財政改革を徹底的にやってほしいなと、そんなことをやって日本のかじ取りをですね国会議員皆さんにやってほしいなということをつけ加えて反対意見とさせていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はありませんか。

はい、6番、丸山豊議員。反対ですか。賛成ですか。

6 番（丸山 豊） 賛成です。

議長（原 悟郎） はい。どうぞ。

6 番（丸山 豊） 2点ほどの意見で消費税増税に反対するというところで討論させていただきます。

1点目は世論調査の結果が前回の12月議会から大分乖離してきたと、いわゆる賛成と反対、12月のときは賛成が47.8%ですね、今回が41.5%、反対が51.4%から56.2%と、この差が15ポイントほどこう開いていたわけなのです。これは賛否が12月議会のときは大分近寄って拮抗していたということでもありますけれども、大分今回国のほうの議論も盛んになってくることによって大分その意見というのが幾らか割れてきたと、離れてきたというような結果になっておると思います。

それと、もう1点つけ加えさせていただきますと、この社会保障と財政再建の、このために消費税を引き上げるという、この税率を引き上げることが必要かどうかという、こういう議論というか世論調査もある報道機関がやっておりまして、このときは必要が67%ということで、必要と思わないというのが24%という数字になっております。このことを見れば私たちの委員会も実は12月のときはかなり相当なところまで議論した、いろいろ字句だとか文言とかにこだわって議論をしたところなのですが、今回はこういう数字もあったりいたしまして、絶対に上げることがよくないということじゃなくて、必要な近い将来上げることには賛成であるという、こういう意見が委員会の中にはありました。それとさらにやっておりますと、定数の削減ですか、それと天下りの利権構造だとか、こういうものを根絶していかなくちゃいけないという、こういうことをやらなくちゃいけないということで、2点ほど賛成討論としてお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はありませんか。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1 番、百瀬輝和です。

済みません、私もこの委員会に入っておりまして、反対する意見書ということで採択をさせていただきました。ただ、先ほど山口議員の言われていることは確かにそうだと思います。ただ、ここでやっていいのかどうなのか、今修正協議もやっている場なので私がいろいろ言う立場ではないと思いますが、まずはこのデフレの状態をどう脱却して景気を回復していくのか。例えば、今社会資本が老朽化してきております。防災、減災という面から見て、その社会資本の整備を、例えば年間10兆円ずつかけて10年間期間限定で100兆円かけるとすれば、GDP比で年間2%ずつ上がっていくわけです。そうすると税収も上がってくるといことで、その景気を回復した上で増税に取り組む必要があるんじゃないか、または社会保障全体がまだ見えない状態の中でどうなのか。もう1点は低所得者へのどういう配慮をしていくのかというのがまだ見えていない部分であります。そこをしっかりと見える状態で国民に理解していただいた上で増税に取り組むべきではないかという私の意見です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第3号「消費税増税に反対する意見書提出を求める請願書」は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、経済厚生常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） 経済厚生常任委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第91条の規定により報告をいたします。

陳情第2号「介護保険に関して国に意見書の提出を求める陳情書」、全員採択ということで採択となりました。

検討内容につきましては、平成24年度から始まる介護保険の第5次計画、市町村において大幅な引き上げが予想されるということです。高齢者にとっても自治体にとっても運営が立ち行かないことになる。公費負担が、国が全体の4分の1、都道府県と市町村がそれぞれ8分の1となっております。これはだれもが安心して利用できる制度として介護保険の国庫負担をふやして介護保険料の負担の軽減を図るということで全員賛成、採択となりました。意見書提出を行います。

以上で、報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する陳情第2号「介護保険に関し国に意見書の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第2号「介護保険に関し国に意見書の提出を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の趣旨説明をさせていただきます。

先ほど来、委員会の報告等を差し上げておりますので、なるべく端的にこの意見書の訴える内容の部分だけ読み上げさせていただきます。

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。

以上の意見書について皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「新たな教職員定数改造計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見

書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書。

2010年に文部科学省が策定した新・教職員定数改善計画（案）で示されていた小学校2学年までの35人学級拡大は、標準定数法の改定がなく、加配定数のまま行われることとなった。少人数学級の教育的効果は、教育学者はもとよりさまざまな機関で実証されており、授業への集中力を高め、基礎学力の定着度を向上させ、人間関係を良好にし、さらに不登校を減らす効果があるという研究結果が報告されている。順次35人学級を拡大することが、安定して教育効果を生む上で不可欠である。

また、少人数学級編制のように、大きな効果のある教育施策が都道府県ごとに違っていいものではない。国の責任でナショナルミニマムとして35人学級を早期に小学校の全学年で実施すべきであり、現在の状況を改善し、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請する。

1 国の責任において新・教職員定数改善計画（案）にそって、小学校2・3年生の35人学級を実現するため、標準定数法を改正すること、また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成24年6月15日。

以上です。

議長（原 悟郎） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第2号「新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号「消費税増税に反対する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 請願 3 号を受けての意見書の提出になります。発議第 3 号「消費税増税に反対する意見書」について朗読をして提案説明といたします。お手元の意見書をご覧ください。

野田内閣総理大臣は、消費税増税法案を提出し、社会保障とその他の法案と一体で成立させる方針を打ち出している。社会保障制度の全体像が見えない中、消費税を10%に引き上げることは、国民や多くの中小事業所にとって暮らしや経営を圧迫するものです。例えば、病院や介護施設などの事業所では、ただでさえ経営が厳しい中、患者、利用者に負担を押しつけるわけにはいかず、運営がやっていけないことは必至であります。そればかりか、消費税は逆進性が強く、低所得者ほど重い負担がかかる不公平税制です。また、引き上げられた消費税を社会保障に回すと言っていますが、既に年金の引き下げ、介護保険料の引き上げなどを行っており、負担が重くなるばかりです。これ以上、消費税を引き上げるならば、景気及び雇用の悪化が進み、税収が落ち込むことは5%に引き上げたときに証明済みです。よって、国におかれては不要不急の予算を見直し、国民の立場に立った財源見直しを追求し、消費税増税を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第 3 号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第 3 号を採決いたします。

発議第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第 3 号「消費税増税に反対する意見書」は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第 4 号「介護保険への国庫負担の増を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 発議第 4 号「介護保険の国庫負担の増を求める意見書」についての趣旨説明をさせていただきます。

4 月から第 5 期の介護保険料が決まり、本村でも平均にして20.9%、790円の値上げにより、4,570円というような金額が設定されました。また、3年後の6期には今の予想ですと

14.5%の値上げも予想されます。こうしたものを今の形の中で保険料を少しでも国に負担をしてほしい、負担アップをしてほしいと、そういう形の意見書でありますので、意見書を読み上げますので皆様の賛同をお願いいたします。

平成24年度から始まる介護保険の第5次計画が市町村において査定され、介護保険料について大幅な引き上げがされました。基準額が月5,000円を超える自治体もあると報道されております。引き上げは高齢者の生活を直撃するものとなっています。

介護保険発足時から、現状の制度では特別養護老人ホームなどの施設入所のなどの保険給付がふえればふえるほど自動的に保険料が引き上がる仕組みとなっており、今の制度では、高齢者の生活を困窮にし、自治体にとっても運営が立ち行かないことが明白になってきました。保険料の査定において公費負担は国が全体の4分の1、都道府県と市町村がそれぞれ8分の1となっていますが、だれもが安心して利用できる制度とするためには、国の負担割合をふやしていく以外にありません。よって、国におかれては介護保険の負担の軽減を図るために、下記の事項の措置を講じられるよう強く要望します。

1. 介護保険の国庫負担をふやし、介護保険料の負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議長（原 悟郎）これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎）質疑なしと認めます。

発議第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎）討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決いたします。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎）起立多数です。

したがって、発議第4号「介護保険への国庫負担の増を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎）討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎）全員起立です。

したがって、議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

議案第3号「住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第５号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第７号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第１号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第７号を採決いたします。

議案第７号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第７号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第８号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第１号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第８号を採決いたします。

議案第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第８号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第９号「南箕輪村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第９号を採決いたします。

議案第９号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第９号「南箕輪村道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮らいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

ここで村長のあいさつを求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。

全議案可決決定をいただきありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言つきましては、今後の行政執行の中で生かしてまいります。

これから本格的な梅雨の時期となってまいります。集中豪雨やゲリラ豪雨による災害のないことを願っております。また、災害対応には万全な体制を期してまいります。

国政では、社会保障と税の一体改革関連法案の修正協議が行われておりますが、先行きが不透明であり、また与党民主党内でもまとまっておらず、現時点では今後は見通せない状況となっております。党利党略ではなく、国のため、国民のため、日本の将来のため、その論議を願うところであります。

ただいまも消費税増税反対請願に対しまして本議会でも活発な議論がなされたところでございます。もちろん消費税の増税には慎重であるべきであります。国会改革、行政改革、無駄を省く努力等々、やるべきことは先にあるというふうに思っております。しかし、一方ではふえ続ける社会保障をどうしていくのか、またふえ続ける借金をどうしていくのか、国家財政をどうしていくのか、本当に重要な問題であるというふうに思っております。国民にオープンにしながらわかりやすい議論を望むものでございます。

また、大飯原発の再稼働は、近々にも再稼働に向けた判断がなされる予定となっております。原発の安全をしっかりと守ってほしいものであります。また、同時に原発に頼らないエネルギー政策、このこともしっかりと追及をしていっていただきたいと思っておるところでございます。

経済状況も厳しさが続いている中、国政は今申し上げましたような、本当に混沌とした状況であります。そうした中で、村は住民の生活をしっかりと守る努力をしていかなければなりませんので、議員各位の御協力をお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これをもって、平成24年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

閉会 午後 3時52分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員